

第 249 回 浜田市教育委員会定例会

日 時： 令和 8 年 3 月 16 日（月） 15 時 00 分から

場 所： 浜田市立中央図書館 2 階多目的ホール

出席者： 岡田教育長 杉野本委員 倉本委員 浅津委員 三浦委員

事務局： 草刈部長 藤井課長 山口課長 石橋室長 松井課長 山本課長

（書記 日ノ原係長 堀上主任主事）

1 教育長報告

2 議題

- (1) 浜田市教職員働き方改革プラン（案）について …… 資料 1
- (2) 浜田市立学校の職員の服務規則の一部を改正する規則について …… 資料 2
- (3) 浜田市文化財審議会委員の委嘱について …… 資料 3
- (4) 令和 8 年 4 月 1 日付け人事異動について …… 追加資料

3 部長、課長等報告事項

- (1) 教育部長 …… 資料 4
- (2) 教育総務課長 …… 資料 5
- (3) 学校教育課長 …… 資料 6
- (4) 学力向上推進室長 …… 資料 7～9
- (5) スポーツ振興課長兼高校総体・国スポ・全スポ推進室長 …… 資料 10、11
- (6) 文化振興課長兼神楽文化伝承室長 …… 資料 12、13

4 その他

(1) その他

※次回定例会日程 令和8年4月23日(木)14時30分から

場所：浜田市役所本庁4階講堂AB

※次々回定例会日程 令和8年5月 日() 時 分から

場所：

第249回浜田市教育委員会定例会・教育長報告

令和8年3月16日

月日	内容
2月24日 (火)	3月議会開会 (提案説明、教育方針、全員協議会)
2月25日 (水)	3月市議会 (一般質問)
2月26日 (木)	3月市議会 (一般質問)
2月27日 (金)	3月市議会 (一般質問)
3月1日 (日)	浜田水産高校卒業式
3月2日 (月)	3月市議会 (一般質問) 教職員異動転居等内示
3月3日 (火)	校長会 (中央図書館) 3月市議会 (議案質疑) 地域おこし協力隊委嘱式 (庁議室)
3月5日 (木)	文教厚生委員会
3月6日 (金)	浜田女性ネットワークからの書籍の贈呈式 (庁議室) 園長連絡会 (浜田幼稚園)
3月7日 (土)	第一中学校卒業式
3月9日 (月)	行財政改革推進本部会議 (庁議室)
3月10日 (火)	教頭会 (中央図書館)
3月11日 (水)	3月市議会 (予算決算委員会)
3月12日 (木)	3月市議会 (予算決算委員会)
3月14日 (土)	広島カープOB野球教室 (浜田市野球場)
3月16日 (月)	教職員異動内示 教育委員と社会教育委員との意見交換会 (中央図書館) 教育委員会定例会 (中央図書館)

浜田市教職員働き方改革プラン (案)

令和 8 年 3 月
浜田市教育委員会

目次

巻頭～はじめに～	1
1 教職員の働き方改革を進める目的	1
2 基本方針	3
(1) 基本的な考え方	3
(2) 数値目標	4
3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
(1) 「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組	6
(2) 学校における措置の促進	7
(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組	7
(4) 関連する取組	8
4 今後のフォローアップ等について	8
【資料】学校と教師の業務の3分類	9

巻頭～はじめに～

浜田市教育委員会では、教育の質の向上等を図るため、令和2年2月に「浜田市学校業務改善プラン」を策定し、教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化に取り組んできました。

スクール・サポート・スタッフ等の人的措置や学校行事の精選、共同学校事務室の設置等の取組により、平成31年1月に月79.1時間（小学校：69.2時間、中学校：89.0時間）であった時間外在校等時間が、令和6年度には月37.7時間（小学校：34.0時間、中学校43.6時間）まで減少（52.3%減）し、一定の成果が表れてきています。

一方で、いじめや不登校、特別な支援が必要な子どもの増加、大量退職などに伴う教員不足など、教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、課題が複雑化・多様化しています。このため、教職員が「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることができるよう、一層の環境整備・制度構築を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、今後の働き方改革の方向性を示して、引き続き学校・家庭・地域・行政が一体となって「夢を持ち郷土を愛する」子どもたちを育てていくために、「浜田市教職員働き方改革プラン」（以下「プラン」という。）を策定しました。

1 教職員の働き方改革を進める目的

教職員を取り巻く環境整備の最終的な目的は、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子どもたちへのより良い教育の実現」です。

教職員が、自らも学ぶ時間を確保しながら健康な状態で生き生きと子どもたちの教育に邁進できる、「働きやすさ」と「働きがい」を両立した勤務状況に改善するため、学校における働き方改革が急務となっています。

公立学校の教育職員には、いわゆる「超勤4項目¹」以外の業務について時間外勤務を命じないものとされています。しかしながら、勤務時間以外に行われる業務については、時間外勤務を命じられていないとしても、学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務に従事する時間も含めて管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠です。

¹ 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務

(1) 教職員の心身の健康保持

時間外在校等時間が長くなると、脳や心臓の疾患などの健康障害のリスクが上昇すると言われており、特に発症前1か月間に100時間または2～6か月間に平均で月80時間を超えるとそのリスクが非常に高くなります²。また、極度の長時間勤務が続くと、業務における強い心理的負荷による精神疾患を発症する場合があります³。

教職員が心身の健康を損なうと、明るく元気に子どもたちと向き合うことができただけでなく、子どもたちの学力育成や生徒指導に影響を及ぼす恐れがあります。教職員が心身ともに健康でいられるために、勤務時間・健康管理を意識した働き方を促進することが大切です。

(2) 教職員としてのウェルビーイングの向上と環境整備

教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイング⁴を向上させることが重要です。

また、教職員が自らの人間性や創造性を高め、高い専門性と意欲、能力を最大限発揮できる勤務環境を整備することにより、子どもたちに対してより良い教育を行うことができるようになります。

(3) 教職を志す人材の確保

教職を志す学生等にとっても、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場であることは重要なことです。魅力的な職場の中で教職員が生き生きと働いている姿は、多くの教職を志す学生等を引きつけ、教職員として質の高い人材を確保することにつながるため、結果として、子どもたちへのより良い教育の実現につながっていきます。

² 厚生労働省「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」

³ 厚生労働省「心理的負荷による精神障害の認定基準」

⁴ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念（教育振興基本計画（令和5（2023）年6月16日閣議決定））

2 基本方針

(1) 基本的な考え方

ア プランの位置付け

本プランは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の定めにより、同法第2条第1項に規定する義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会において定めるものとされている業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）に位置付けるものです。

イ プランの取組期間

令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間で重点期間として取り組みます。

ウ プランの実施主体と役割

浜田市教育委員会及び学校の管理職がそれぞれ責任と役割のもとで連携・協力し、島根県教育委員会等の支援を受けながら目標達成に向けた各種施策の推進を図っていきます。

エ プランの対象者

次に定める教職員をプランの対象者とします。

- ・給特法第2条第2項に定める「教育職員」
- ・上記以外の常勤の学校職員（事務職員、学校栄養職員）

オ プランの進捗状況の点検・評価と計画の見直し

プランの進捗状況については、浜田市教育委員会及び学校長で構成する「働き方改革ワーキンググループ会議」において取組を確認し、施策の効果や課題を検証するとともに、総合教育会議⁵に報告します。それらの結果を踏まえて、取組の更なる改善を図るほか、必要に応じて、プランの変更（見直し）を行います。

なお、プランを変更したときは、総合教育会議に報告するとともに、遅滞なくホームページへ掲載するなど適切に公表します。

⁵ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき設置する会議。市長及び教育委員会をもって構成し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等を行う。

(2) 数値目標

ア 時間外在校等時間

(ア) 全ての教職員が年間 360 時間以内

(イ) 全ての教職員が 1 か月 45 時間以内

イ 年次有給休暇の取得日数

(ア) 全ての教職員が年 5 日以上の取得

(イ) 教職員の平均取得日数が 17 日以上

ウ 働き方に関する意識

(ア) 「働きやすい職場である」と感じている教職員 90%以上

(イ) 教職にやりがいを感じている教職員 90%以上

ア 時間外在校等時間

(ア) 全ての教職員が年間 360 時間以内

(イ) 全ての教職員が 1 か月 45 時間以内

政府は、令和 11 年度までに教育職員の 1 か月の時間外在校等時間（以下「月時間外在校等時間」という。）を平均 30 時間程度に削減することを目標としており、実施計画において定める目標の例示として、次の指標と水準を示しています。

- ・月時間外在校等時間が 45 時間以内の教育職員の割合 100%
- ・1 年間における教育職員の月時間外在校等時間の平均時間 30 時間程度
- ・1 年間における教育職員の時間外在校等時間 360 時間以内

【参考】本市における令和 6 年度の実績

(ア) 時間外在校等時間が年間 360 時間以内の教職員の割合

小学校：47.4% 中学校：32.2% 全体：41.7%

(イ) 月時間外在校等時間が 45 時間以内の教職員の割合

小学校：44.1% 中学校：28.2% 全体：38.1%

イ 年次有給休暇の取得日数

- (ア) 全ての教職員が年 5 日以上を取得
- (イ) 教職員の平均取得日数が 17 日以上

全教職員が労働基準法⁶に規定された 5 日以上を取得することを目指すとともに、平均取得日数は、「島根県教職員働き方改革プラン」（令和 8 年 3 月）の目標である 17 日以上が達成されるよう年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備を目指します。

【参考】本市における令和 7 年の実績

- (ア) 年 5 日以上有給休暇を取得した教職員の割合
小学校：94.7% 中学校：86.0% 全体：91.3%
- (イ) 教職員の年次有給休暇の平均取得日数
小学校：12.8 日 中学校：11.8 日 全体：12.4 日

ウ 働き方に関する意識

- (ア) 「働きやすい職場である」と感じている教職員 90%以上
- (イ) 教職にやりがいを感じている教職員 90%以上

学校を魅力ある働きやすい職場に改善することで、教職員がやりがいを感じながら存分に力を発揮できる環境を整えます。

また、生き生きと働く教職員の姿を見た子どもたちが教職を目指したいと考え、熱意のある人材が教職員となることで、更に教育の質が向上するという好循環が生まれるよう取り組んでいきます。

【参考】本市における令和 8 年 2 月時点の調査結果

- (ア) 「働きやすい職場である」と感じている教職員の割合
小学校：90.5% 中学校：84.3% 全体：88.3%
- (イ) 教職にやりがいを感じている教職員の割合
小学校：92.0% 中学校：89.8% 全体：91.3%

⁶ 2019 年（平成 31）年 4 月 1 日から、全ての企業において、年 10 日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年 5 日は使用者が時季を指定して取得させることが必要

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本プラン期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」⁷の推進に向けた取組

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動については、引き続き保護者や地域ボランティア等の協力を得ながら推進します。

(イ) 給食費等の学校徴収金の徴収及び管理については、公会計化の導入等を検討します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 学校への調査等の依頼については、その必要性を吟味して回数の削減に努めるとともに、関係部局・関係機関にも協力を要請します。

(イ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮については、学校支援員等と連携して見守りを行い、児童生徒の安全確保に努めます。

(ウ) 体育館の管理については、学校開放利用時における鍵の受け渡しに係るデジタル技術の活用を検討します。

(エ) 校内清掃については、実施回数や範囲の合理化、用務員の積極的な対応等によって負担軽減を促進します。

(オ) 部活動については、令和8年2月に策定した「浜田市立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針」に基づき、地域クラブ活動への展開や部活動指導員の配置等に取り組みます。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備については、全ての学校にスクール・サポート・スタッフを配置して資料の印刷や教材の準備等を支援します。

(イ) 学習評価や成績処理については、AIドリルや校務支援システム等のデジタル技術を活用し、業務の効率化や標準化を図ります。

(ウ) 学校行事の準備・運営については、事務職員やスクール・サポート・スタッフ等の校内スタッフが積極的に参画するとともに、学校運営協議会において地域人材の参画に向けた協議を行います。

⁷ 2019年（平成31）年の中央教育審議会答申に基づき、文部科学省が学校と教師が担う19の業務を3つの分類に分けて作成した業務分類表（別添資料参照）

(エ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校支援員等と協働して対応します。特に、不登校児童生徒の対応については、校内教育支援センターの設置や不登校相談員の配置等により効果的な支援を促進します。

(2) 学校における措置の促進

ア 学校経営方針への盛り込み

学校経営方針に本プランを踏まえた「働き方改革」に関する内容を盛り込み、学校運営協議会において評価を行います。

イ 授業時数の適切な設定

各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。

ウ 教育活動等の見直し

当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。

エ デジタル技術の活用促進

各学校の管理職及びICT担当者が中心となり、校内研修会を開催するなどして、AIドリル等のデジタル技術の活用を促進します。

オ 定時退勤日の設定

会議や研修、部活動を行わない日を勘案し、定時退勤日を設定するよう努めます。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

ア 月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員（希望者）に対して、医師による面接指導を実施します。

イ 全ての教職員にストレスチェックを実施するとともに、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。

- ウ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう各学校に対して配慮を促します。また、夏季休業期間中に学校閉庁日を設定し、夏季特別休暇及び年次有給休暇を取得しやすい環境を整えます。
- エ 育児や介護が必要な教職員も働きやすい職場を目指し、県立高校の取組を参考に早出遅出勤務制度や時差出勤制度の導入を検討します。

(4) 関連する取組

ア 人材の確保

学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保については、関係部局・関係機関と連携して取り組みます。

イ 共同学校事務室の設置・運営

引き続き共同学校事務室を設置・運営し、複数校の事務・業務を効率的かつ効果的に実施することによって事務機能の強化を図り、各学校の管理運営を支援します。

ウ その他の取組

既に導入している留守番電話や保護者連絡システムを引き続き活用しつつ、留守番電話への録音機能の追加や緊急連絡用の携帯電話の配備等を検討します。

4 今後のフォローアップ等について

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- (2) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本プランの内容に照らして課題が見られるときは、必要に応じて当該学校に聞き取り・指導等を行います。
- (3) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本プランの周知を行うとともに、県教育委員会が主催する管理職向けのマネジメント等に関する研修への積極的な参加を促します。
- (4) 保護者及び地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、本市における「学校と教師の業務の3分類」の推進に向けた取組をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、個別の施策について協力を得られるよう取り組みます。

【資料】学校と教師の業務の3分類

○学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

○教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫ 校内清掃
- ⑬ 部活動

○教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ⑰ 学校行事の準備運営
- ⑱ 進路指導の準備
- ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

新規・改正規程概要説明資料

担当課名称 学校教育課

1	区 分	新規・ 改正 ・廃止	規則 ・告示・訓令
2	題 名	浜田市立学校の職員の服務規則の一部を改正する規則	
3	目的・理由	市（町村）立小・中学校等の教職員の服務規則（例）（平成17年島教義第693号島根県教育委員会教育長通知）の一部が改正され、休暇等に係る様式が整理されることに伴い、所要の改正を行うものです。	
4	概 要	<p>1 年次有給休暇の取得に係る様式の新設（様式第5号の3関係） 会計年度任用職員用の休暇願簿の新設</p> <p>2 育児休業法に規定する部分休業の新設に伴う様式の変更（様式第14号及び様式第15号関係） (1) 第1号及び第2号部分休業の新設に伴う部分休業承認請求書の変更 (2) 第1号部分休業に係る部分休業承認取消請求簿の変更</p> <p>3 その他規定の整理</p>	
5	施行期日等	令和8年4月1日	

現行	改正後（案）
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 職員は、給与等条例第22条の10により県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号。以下「教職員の休日休暇条例」という。）第6条に規定する年次有給休暇を受けようとする場合は、あらかじめ休暇願簿（様式第5号又は様式第5号の2）に所要事項を記載して所属長に提出しなければならない。</p> <p>(部分休業)</p> <p>第19条 職員は、育児休業法に規定する部分休業をしようとする場合は、部分休業承認請求書（様式第14号）に所要事項を記載し、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 職員は、部分休業の承認を受けた後、当該承認期間の一部の取消しをしようとする場合は、部分休業承認取消請求簿（様式第15号）に所要事項を記載し、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。</p> <p>(校務の引継ぎ)</p> <p>第43条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、校長が校務の引継ぎを終了した場合は、速やかに校務引継報告書（様式第46号）を教育長に提出しなければならない。</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 職員は、給与等条例第22条の10により県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号。以下「教職員の休日休暇条例」という。）第6条に規定する年次有給休暇を受けようとする場合は、あらかじめ休暇願簿（様式第5号、様式第5号の2又は様式第5号の3）に所要事項を記載して所属長に提出しなければならない。</p> <p>(部分休業)</p> <p>第19条 職員は、育児休業法に規定する部分休業をしようとする場合は、部分休業承認請求書（様式第14号第1面及び第2面又は第4面）に所要事項を記載し、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 職員は、部分休業の承認を受けた後、当該承認期間の一部の取消しをしようとする場合は、部分休業承認取消請求簿（様式第14号第3面）に所要事項を記載し、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。</p> <p>(校務の引継ぎ)</p> <p>第43条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、校長が校務の引継ぎを終了した場合は、速やかに校務引継報告書（様式第44号）を教育長に提出しなければならない。</p>

浜田市立学校の職員の服務規則の一部を改正する規則

浜田市立学校の職員の服務規則(平成 17 年浜田市教育委員会規則第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「又は様式第 5 号の 2」を「、様式第 5 号の 2 又は様式第 5 号の 3」に改める。

第 19 条第 1 項中「様式第 14 号」を「様式第 14 号第 1 面及び第 2 面又は第 4 面」に改め、同条第 2 項中「様式第 15 号」を「様式第 14 号第 3 面」に改める。

第 43 条第 2 項中「様式第 46 号」を「様式第 44 号」に改める。

様式第 5 号中「生理」を「健康管理」に改める。

様式第 5 号の 2 中「生理」を「健康管理」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 14 号を次のように改める。

様式第 15 号を次のように改める。

様式第 15 号 削除

様式第 26 号を次のように改める。

様式第 35 号中「終了」を「修了」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式 略

休 暇 願 簿

(会計年度任用職員用)

所属	職	氏名	職	休 暇			理 由	備 考	日 時 分 (継続勤務年度数の起算日) 年 月 日
				期 間	日数及び時間 日 時 分	区 分			
所属長				月 日 時 分	日 時 分				
				月 日 時 分	日 時 分				
				月 日 時 分	日 時 分				
				月 日 時 分	日 時 分				
				月 日 時 分	日 時 分				
				月 日 時 分	日 時 分				
				月 日 時 分	日 時 分				
				月 日 時 分	日 時 分				

本所属における任期	年 月 日 ~ 年 月 日
1日の勤務時間数	時間 分
任期満了時における 年次有給休暇残日数	日 時 分

- (注) 1 休暇の区分欄には、年次有給、公務傷病等、私傷病、夏季、健康管理、慶弔及び特別の各休暇のうち該当事項を記載すること。
 2 理由欄は、具体的に詳記すること。
 3 累計欄は、年次有給休暇について累計すること。
 4 継続勤務年度数の起算日欄は、本県任用の職員(常勤・非常勤等の任用形態を問わない。)として空白なく継続勤務する期間の初日を記載すること。
 この起算日に基づき会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第4条に定める年次有給休暇を付与すること。(但し、任期が6月未満の者は記載不要。)

様式第14号（第1面）

部分休業承認請求書

年 月 日

〇〇市（町村）教育委員会教育長 様

請求者 所 属
職 名
氏 名

申出対象期間	年度
--------	----

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②) を記入	※ 申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき人事委員会規則で定める時間（10日相当）を 超えない範囲内
	月 日		

3 変更 (第1回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②) を記入	変更が必要な事情	特別の事情 の有無	決 裁 欄		
	月 日						

3 変更 (第2回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②) を記入	変更が必要な事情	特別の事情 の有無	決 裁 欄		
	月 日						

4 備考	
------	--

- (注) 1 この請求書には、申出、変更又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。
- 2 育児休業法第19条第3項の規定により部分休業に係る申出の内容を変更する場合は、必要な事項を記載して所属長へ提出すること。
- 3 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下この様式及び様式第14号において「第1号部分休業」という。）の承認の請求の場合は様式第14号（第2面）、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（様式第14号において「第2号部分休業」という。）の承認の請求の場合は第14号（第4面）を用いること。
- 4 第1号部分休業の承認が、教職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第14号（第3面）に記入すること。

様式第14号（第2面）

第1号部分休業の承認の請求の場合

年度

整理番号	部分休業の承認の請求をする期間			※ 請求月日	※ 請求者の確認	承認・ 不承認	決裁欄			備考
	月日	毎日/ 曜日等	時間							
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						

※印の欄は、請求者が記入し、又は確認する。

様式第14号（第3面）

第1号部分休業の承認の取消しの場合

年度

整理番号	※ 部分休業の承認の取消しの期間		※ 請求者の確認	決裁欄			備考
	月 日	時 間					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					

※印の欄は、請求者が記入し、又は確認する。

様式第14号（第4面）

第2号部分休業の承認の請求の場合

第2号部分休業の時間数 時間 分

整理 番号	年度		※ 部分休業の承認の請求をする期間 月 日 時間	※ 請求 時間数	※ 残時間数	※ 請求月日	※ 請求者 の確認	承認・ 不承認	※ 決裁欄			備考
	月 日	月 日										
	月 日	月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日						
	月 日	月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日						
	月 日	月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日						
	月 日	月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日						
	月 日	月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日						
	月 日	月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日						
	月 日	月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日						
	月 日	月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日						
	月 日	月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日						

※印の欄は、請求者が記入し、又は確認する。

資料3

令和 8 年 3 月 16 日
教育委員会定例会資料
文化 振 興 課

浜田市文化財審議会委員の委嘱について

浜田市文化財審議会委員の委嘱については、浜田市文化財保護条例（平成17年浜田市条例114号）の規定により、次のとおり委嘱します。

No.	氏 名	区 分	備 考
1	浅沼 政誌	民 俗	継 続
2	阿部 志朗	歴 史	継 続
3	隅田 正三	民 俗	継 続
4	寺尾 堂	美 術	継 続
5	中上 明	民 俗	継 続
6	仲野 義文	歴 史	継 続
7	中村 唯史	自 然	新 規
8	錦織 稔之	歴 史	新 規
9	藤田 樹夫	自 然	継 続
10	森須 和男	歴 史	継 続

（参考）定数：学識経験者 15 人以内

任期：令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（2 年）

個人一般質問 通告一覧（令和8年3月浜田市議会定例会議）

1 **3番 岡山 令子**

- 1 浜田市のふるさと納税について
- 2 浜田応援団について
- 3 浜田郷土資料館について
- 4 あいのりタクシー事業について

2 **18番 芦谷 英夫**

- 1 市民参加の市政運営について
- 2 石見神楽などによる浜田市の顔づくりについて
- 3 浜田市のにぎわいと元気づくりについて
- 4 地域福祉の推進について
- 5 ハラスメント対策の取組について
- 6 国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の態勢について
- 7 コミュニティスクールなど学校運営の状況について

3 **9番 大谷 学**

- 1 上水道事業の現状及び対応への取組について
 - (1) 有収率についての現状と他市との比較について
 - (2) 戦略的漏水防止対策事業について
 - (3) 水質の外部評価について
- 2 新規に実施される5歳児検診について
 - (1) 検診内容について
 - (2) 検診にあたる人員体制について
 - (3) 検診後の支援・指導体制について
- 3 シビックプライド（愛着と誇り）の醸成について
 - (1) 浜田版「日本遺産」としての「はまだ遺産」制度の検討に関する提案について
- 4 教育方針の内容について
 - (1) 「理数教育の充実」が示されなかった理由について

4 **19番 佐々木 豊治**

- 1 空家対策について
- 2 AI活用のデマンドタクシーの取組について
- 3 不登校対策について
- 4 施設整備について
 - (1) 郷土資料館の建替えについて
 - (2) 石見神楽保存拠点施設について
- 5 新たな県事業への取組について
 - (1) 有害鳥獣の捕獲の担い手確保・育成の事業について
 - (2) 企業向け外国人材のための日本語学習支援について

5

15番 小川 稔 宏

- 1 施政方針における多様な生き方・価値観の受け止め方について
 - 2 農林業振興の前提となる安全な作業環境の保全について
 - 3 就労支援を軸とした障がい者福祉の充実について
 - 4 コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりについて
 - 5 カスタマーハラスメント防止条例について
 - 6 教育課題への対応と現代社会に生きる力について
- (1)「賢く縮む」教育体制づくりについて
- (2)非核自治体宣言と平和教育について

6

2番 今田 実 延

- 1 米海兵隊岩国基地からの飛行訓練について
- (1) 飛行訓練の現状について
- (2) 旭中学校の防音対策について
- 2 浜田市 DX 推進計画について
- (1) セキュリティ対策について
- (2) 小中高生に対するネット犯罪の防止について
- 3 浜田市の小学校に導入した蓄熱暖房機について
- (1) 導入状況について
- 4 EV 充電器の設置について
- (1) 導入状況について
- (2) 今後の運用について
- 5 本市におけるごみの処理について
- (1) ごみの排出量と現状確認について
- (2) 缶の収集方法について
- (3) ごみ処理経費と今後の見通しについて

7

14番 串 崎 利 行

- 1 農業の振興について
- (1) 有機農業の拡大について
- (2) みどりの認定について
- (3) 国際女性農業従事者について
- (4) 小中学生の不登校について
- 2 給食調理のごみや食べ残しの堆肥化について
 - 3 太陽光パネル破棄問題について

8

4番 遠 藤 祐 之

- 1 生活困窮者支援について
- (1) 生活保護受給者について
- 2 石見小学校新校舎建設について
- (1) 現校舎の老朽化について
- 3 小学生の通学時の負担軽減について
- (1) 小学生のランドセルの重さについて
- 4 保育士の処遇改善について

(1) 令和7年12月定例会議での一般質問からの進捗について

9

11番 足立 豪

- 1 地方消費税のあり方と、国道バイパス接続による浜田市財政に与える影響について
 - (1) 地方消費税と消費流出に対する市の基本認識について
 - (2) 国道バイパス接続を踏まえた市政運営の姿勢について
- 2 浜田市社会福祉協議会の存在意義・不可代替性について
 - (1) 浜田市社会福祉協議会の役割の独自性について
 - (2) 浜田市社会福祉協議会の存在理由の更新について
 - (3) 成果が出ていない事業への対応について
 - (4) 財政構造の実態について
 - (5) 抜本的見直しの可能性について

10

1番 西田 一平

- 1 市役所の働き方改革と地域経済への還元について
 - (1) 昼休みの分散取得（時差休憩）の全庁展開について
 - (2) 庁舎前（1階）屋外広場の定期出展（実証実験）について
- 2 浜田港四季のお魚「認証店制度の伝わる化」について
 - (1) 「旬×店」が一目で分かる情報導線の整備について
 - (2) 表示項目の標準化等について
 - (3) 更新ルールと KPI 設定による改善サイクルについて

11

8番 森谷 公昭

- 1 市政運営における組織的隠蔽体質の解明と、公文書管理制度の崩壊、不当行為防止条例の恣意的運用による市民権侵害、並びに人事の私物化と説明責任放棄に関する徹底追及について
- 2 サン・ビレッジ浜田調査報告書及び不当要求認定について
- 3 同和問題における啓発活動の抜本的見直しと行政のあり方について
- 4 高齢者の尊厳保持と、介護現場における「性」の課題への向き合い方について
- 5 議場におけるマスク着用運用の改善について
- 6 生活支援コーディネーターの活動実態と採用の適正性について
- 7 行政の誠実な対応と市長の対話姿勢について
- 8 リハビリテーションカレッジ島根（三隅）の現状と支援について

12

7番 村木 勝也

- 1 フェーズフリーに視点をおいた「健康でいきいきと暮らせるまち」について
 - (1) フェーズフリーにおける理学療法士との連携について
 - (2) フェーズフリーにおける作業療法士との連携について
 - (3) フェーズフリーにおける言語聴覚士との連携について
 - (4) フェーズフリーの視点における災害リハビリテーションの可能性について

- 2 中山間地域における消防・救急体制の充実について
 - (1) 消防団車庫の外壁への AED 設置事業について
 - (2) 火災発生時における初期消火訓練について
 - (3) 防災ヘリ等が離着陸する「場外離着陸場」施設の維持について

1 3

2 1 番 西 田 清 久

- 1 人口減少対策について
 - (1) 社会増減対策について
 - (2) 自然減対策について
- 2 浜田市のドローン活用について
 - (1) 浜田市消防によるドローンの活用について
- 3 浜田市の歩きたくなるまちづくり（ウォーカブル推進都市）施策について
 - (1) 浜田駅周辺グランドデザインについて
- 4 浜田郷土資料館建替え整備について

1 4

1 6 番 笹 田 卓

- 1 活力のある産業を育て雇用をつくるまちについて
 - (1) 漁業の再生について
- 2 夢を持ち郷土を愛する人を育むまちについて
 - (1) 石見神楽の将来像について
 - (2) 郷土資料館の建替えについて
- 3 生活基盤が整った快適に暮らせるまちについて
 - (1) 公共交通について
 - (2) 下水道と浄化槽について
 - (3) 地域医療について
- 4 協働による持続可能なまちについて
 - (1) 駅前周辺整備について
 - (2) 三桜酒造跡地について
- 5 教育方針について
 - (1) 学校の適正配置について

1 5

1 0 番 沖 田 真 治

- 1 浜田ゴルフリンクスにおける大規模太陽光発電事業計画と行政判断について
 - (1) 環境影響評価の進捗と今後の対応について
 - (2) 残置森林等の管理に関する誓約と目的外使用の可否について
 - (3) 水害リスクと既存の太陽光発電事業での実被害を踏まえた考え方について
 - (4) 漁業者との協定と開発行為に伴う影響と補償について
 - (5) 既存の課題を踏まえた行政判断の妥当性について

1 6

1 7 番 岡 本 正 友

- 1 防災減災を基軸とした持続可能な地域づくりについて

- (1) 防災減災施策の現状認識について
- (2) 全世代型防災教育の推進について
- (3) フェーズフリーの考え方と防災拠点整備について
- (4) 文化資源（神社・寺院）の防災活用について
- (5) 防災減災と移住定住施策の連動について
- (6) 今後の総合的な地域づくりについて

17

13番 柳 楽 真智子

- 1 令和8年度施政方針について
 - (1) プレミアム付はまだ応援チケットについて
 - (2) 市産材の利用拡大について
 - (3) 観光戦略について
 - (4) 人材育成・子育て支援について
 - (5) 農業支援について
- 2 教育方針について
 - (1) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について
 - (2) 学校給食費について

18

22番 川 神 裕 司

- 1 地域活性化を推進するための戦略について
 - (1) 移住・定住政策に対する総合的戦略について
 - (2) 今後の地域経済再生化施策について
- 2 浜田市における財産である石見神楽振興戦略について
 - (1) DXを活用した石見神楽振興について
 - (2) 「石見神楽」の地域団体商標、意匠等の取得について
 - (3) 石見神楽保存・伝承拠点の検討に関する今後の取組について
- 3 安心して住み続けるための医療課題解決について
 - (1) 救急救命体制整備へのアプローチについて
 - (2) 中山間地域医療等をカバーする医療DXについて
 - (3) 地域医療を守るための早急な医療関係者の育成・確保対策について

19

6番 戸津川 美 二

- 1 若者支援ファンド事業について
 - (1) 令和7年度の実績について
 - (2) 令和8年度の事業計画について
- 2 地域おこし協力隊について
 - (1) これまでの成果について
- 3 浜田港について
 - (1) 利用状況について
 - (2) 岸壁・防波堤の整備状況について
- 4 小中学校の児童・生徒数及び施設の状況について
 - (1) 石見・松原・三階小学校の児童数及び校舎建築年について
 - (2) 第一・第二中学校の生徒数及び校舎建築年について
 - (3) 小中学校の統廃合について

20

5番 花田 香

1 幼児教育センターについて

(1) 浜田市の保育・幼児教育の質の向上支援について

(2) 研修の企画・実施について

(3) 関係機関との連携コーディネートについて

(4) 幼児教育施設同士や小学校との連携促進について

2 幼稚園・保育園・こども園に対する補助金について

(1) 市からの幼稚園・保育園・こども園に対する補助金について

3 子どもの文化的及び芸術的体験について

21

12番 川上 幾雄

1 浜田市の建設業について

(1) 産業政策における建設業について

(2) 建設業への支援策について

(3) 公共工事の平準化について

(4) 地元企業の受注機会について

(5) 建設業の経営環境について

(6) その他について

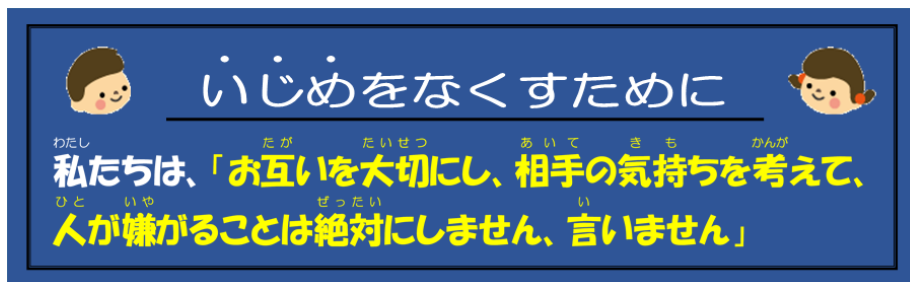
行事等予定表

3月16日 ~ 4月30日

月日	曜日	開始 ~ 終了	内容	場所	担当課	教育委員	備考
2月7日~5月24日		~	企画展「絵図にみる浜田町人地の変遷」	浜田城資料館	文化振興課		
3月7日~5月31日		~	浜田市世界子ども美術館開館30周年記念展「tupera tupera Laboratory ツペラポ」	世界子ども美術館	文化振興課		
3月20日	(金・祝)	10:00 ~ 12:00	2026年みすみスポーツクラブ祭り	浜田市三隅BB&G海洋センター	スポーツ振興課		
3月23日	(月)	~	教職員人事異動記者発表・異動票HP掲載		学校教育課		
3月24日	(火)	~	教職員人事異動新聞掲載		学校教育課		
3月25日	(水)	18:00 ~	石田泰尚 ヴァイオリンリサイタル	石央文化ホール	文化振興課		
3月28日	(土)	13:30 ~ 15:30	「濱田町中屋敷敷年貢納帳」に見る浜田町人地の姿	中央図書館	文化振興課		
3月29日	(日)	9:30 ~ 12:10	みすみスポーツクラブキッズ教室体験会	浜田市三隅BB&G海洋センター	スポーツ振興課		
3月31日	(火)	11:30 ~ 13:00	教職員退職者・辞職者辞令交付式	浜田まちづくりセンター	学校教育課	○	
4月3日	(金)	10:00 ~ 10:40	防犯グッズ贈呈式	浜田まちづくりセンター	学校教育課		
4月8日	(水)	14:00 ~	入学式(中学校)	弥栄中学校	教育総務課	○	
4月9日	(木)	9:30 ~	入学式(小学校)	松原小学校 外	教育総務課	○	
4月9日	(木)	13:30 ~	入学式(中学校)	第一中学校 外	教育総務課	○	
4月10日	(金)	10:00 ~	浜田幼稚園入園式	浜田幼稚園	教育総務課	○	
4月14日~15日	(火・水)	15:30 ~	三市三町教育委員会総会	島崎町健康センター元気館	教育総務課		
4月23日	(木)	14:30 ~	第250回教育委員会定例会	本庁4階講堂AB	教育総務課	○	
		~					
		~					
		~					
		~					
		~					
		~					

令和8年度

浜田市いじめ防止 基本方針



浜田市

<目次>

〇はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向について

- 1 いじめ問題に対する基本的な考え方と浜田市いじめ防止基本方針
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの多様な様態
- 4 いじめの問題に対する役割

第2章 いじめ防止等の施策といじめへの対処

- 1 いじめの未然防止
- 2 いじめ早期発見の取組
- 3 いじめへの対処

第3章 いじめ問題に対応するために設置する浜田市の組織

- 1 「浜田市いじめ問題対策連絡協議会」
- 2 「浜田市いじめ防止対策推進委員会」

第4章 いじめ問題に対応するための学校の方針と組織

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 学校におけるいじめ防止の組織

第5章 重大事態への対処

- 1 重大事態の意味
- 2 重大事態への対処

第6章 いじめ防止基本方針の評価と見直し

令和8年度 浜田市いじめ防止基本方針

浜田市

〇はじめに

子どもは一人一人がかけがえのない存在であり、一人の人間として尊重されなければならない。子どもが心や体に深刻な被害を受けるいじめは子どもの基本的人権を脅かす絶対に許されない行為である。「こども基本法」の精神にのっとり、全ての子どもの権利が守られ、すこやかに成長して幸せな生活を送ることができる社会をめざしていくため、私たち浜田市民は「お互いを大切にし、相手の気持ちを考えて、人が嫌がることは絶対にしない、言わない」「他の人が嫌なことをされる姿を見たら、傍観せずにやめさせるために行動する」という強い意志をもって、いじめの根絶に全力を挙げて取り組むことを決意した。

私たち浜田市民は「いじめは絶対に許されないもの」という意識を共有し、学校教職員だけでなく保護者や外部の関係者、組織及び地域住民と連携を進めて、地域社会が総がかりでいじめ問題に取り組むものとする。浜田市民が一丸となり、人権尊重宣言都市として、すべての人にやさしく、温かく接して、明るく住みよいまちを築き、子どもがすこやかに成長できる環境の実現をめざしていくものとする。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向について

1 いじめ問題に対する基本的な考え方と浜田市いじめ防止基本方針

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つである。一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となり組織的に対応することが必要である。また、地域の力や関係機関等も積極的に取り込み社会全体で対応することが必要である。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、浜田市は、「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」の趣旨を踏まえ、国や県の方針を受けて、浜田市の設置する小中学校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「浜田市いじめ防止対策推進条例（以下「市推進条例」という。）」第2章に定める「いじめ防止基本方針」として「浜田市いじめ防止基本方針」を策定する。

本方針は、いじめ防止のための組織や関係機関等の評価や意見を反映したり、国の法や方針の見直し等があったりした場合には、「浜田市いじめ問題対策連絡協議会」での検討、審議を経て見直し改正を重ねていく。

2 いじめの定義

法第2条では、いじめを次のように定義している。

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行い、「いじめ」のおそれがある場合、その可能性を視野に入れて調査、指導を進める。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、管理職も含めて組織的に行う。

3 いじめの多様な様態

いじめは、冷やかしやからかいなどから、犯罪行為として取り扱われるべきものまで多様であり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものまで含まれる。犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮の上に被害者の意向を受けて、早期に警察に相談・通報の上、連携した対応を取ることが必要である。

また、いじめられた児童生徒の立場に立っていじめにあたりと判断した場合にも、調査や指導を通して実情を明らかにした上で、いじめた児童生徒の行為や心情に目を向けて、いじめ行為に対する毅然とした指導と個々の心情を加味して諭す指導をバランスよく行う必要がある。

4 いじめの問題に対する役割

(1) 浜田市

浜田市は、法が示す基本理念にのっとり、県と協力しつつ、啓発や関係機関等との連携などの施策を策定し、実施する。また、市内小中学校（以下「学校」という。）の設置者として、いじめの問題に対して、学校への適切な指導・支援に取り組む。

(2) 学校

学校は、法が示す基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、関係機関等との連携を図り、いじめの防止及び早期発見に取り組む。当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

(3) 保護者

保護者は、就学前の段階から、親子間のコミュニケーションを図るなど家庭での教育を通して、その保護する子どもがいじめを行うことがないように、いじめを傍観することのないよう、子どもの人権感覚を育てていく。

また、保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもをいじめから保護をするとともに、速やかに学校や関係機関等に相談し、支援等を受けるものとする。いじめを受けている子どもを見たり、いじめを受けている事実を聞いたりした場合にも、速やかに学校や関係機関等に相談するなど、必要な措置をとる。

保護者は、国、県、市、学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

(4) 児童生徒

児童生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。また、いじめを受けた場合、いじめを認識した場合は、教職員や保護者や相談窓口（例えば「子ども人権110」、「子どもと家庭電話相談室」、「チャイルドライン」）や民間団体等に相談する。

(5) 地域

地域は、法が示す基本理念にのっとり、「地域の子どもは、地域で育てる」という姿勢で、住民が一体となり学校と協力し、地域全体で子どもを見守る。あいさつや声かけ、地域行事への子どもの積極的参加を促すことを通して、自尊感情や人権感覚を育むとともに、温かいふれあいのある雰囲気やいじめを許さない雰囲気を醸成していく。

第2章 いじめ防止等の施策といじめへの対処

1 いじめの未然防止

(1) いじめ未然防止に対する考え方

いじめはだれにでも起こりうるということを踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめの未然防止の取組を進める必要がある。

浜田市の小中学校では、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない。」という認識に立って指導を行い、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

また、家庭においては、乳幼児期から保健分野と連携し、就学前も含めて子どもに規則正しい生活習慣を身につけさせたり温かな関わりの中で豊かな心を育んだりする中で、自尊感情や人権意識を培っていくことが必要である。

(2) いじめ防止に関する浜田市の施策

浜田市は浜田市教育振興計画の施策や国や県の施策を活用し、浜田市の児童生徒のこころの教育を推し進め、以下の施策を実施する。

ア 教育活動全体を通じて、人権教育や道徳教育、学校図書館活用教育、ふるさと教育などの充実を図るとともに、指導力の向上や、地域との連携を支援する。

イ 学校教育活動におけるキャリア教育を視野に入れた体験活動の推進を支援する。

ウ アンケートQ-U^(注3)やWEBQU^(注4)、学級のアンケート等を活用した、集団の状況把握と指導を支援する。

エ インターネット・携帯電話関連の事業者に協力を求め、ネットいじめ防止の取組や啓発を進める。

オ いじめの未然防止や対応の確認に関する取組は、校長のリーダーシップのもと、学校に置かれたいじめ防止等の対策のための組織を中心として、情報を共有しながら全教職員で協力し、学校全体で取り組むよう指導助言を行う。

カ 教職員のいじめ問題等に関する共通理解を図るため、市内の児童生徒を取り巻く状況や課題について情報を提供するとともに、いじめへの対応について『いじめ問題対応の手引き』（島根県 平成27年）等を活用するなどして指導助言を行う。

キ 外部の専門家（スクールカウンセラー^(注1)やスクールソーシャルワーカー^(注2)等）の派遣を、学校の要請をもとに必要に応じて受け付ける。関係諸機関からの資料や情報を学校に提供し、学校と諸機関の連携が円滑に進むよう助言や支援を行う。

ク 各地区の会議等での情報提供などを通して、いじめ問題についての啓発活動
を続ける。また、社会教育の活動とも連動し、学校と地域、家庭が組織的に連
携・協働する活動の場を設定し、多くの大人が子どもの成長に関わることがで
きるようにする。

(3) 浜田市の小中学校におけるいじめ未然防止の基盤

学校現場における、いじめの未然防止の基盤となるのは、児童生徒が周囲の友
人や教職員と信頼できる関係の中、安全で安心して学校生活を送ることができ、
規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや学
級づくり、集団づくり、学校づくりを行うことである。

また、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が自己有用感を高められるよう
な活動を工夫するとともに、児童生徒が互いに人権を尊重し合える支持的な風土
の醸成を図ることである。

(4) 浜田市の小中学校で推進するいじめ防止の取組

ア 学校の教育活動全般において、人権教育や道徳教育、学校図書館活用教育、
ふるさと教育などの充実を図る。豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、
互いの人権を尊重する態度を養う。

イ 児童生徒の活動、実践の場として、キャリア教育を視野に入れた体験活動を
計画的に推進する。

ウ 学級のアンケートQ-U（注3）やWEBQU（注4）等も活用し、集団への指導
を工夫する。学級会や児童会・生徒会などの自主的で自治的な活動を通して、
主体的に実践する態度を育てる。

エ 児童生徒がインターネット等を通じて行われるいじめの加害者にも被害者に
もならないように、情報モラル教育を計画的に推進する。外部の専門家にも協
力を求め、いじめ防止のための取組や啓発を進める。

オ いじめの未然防止や対応の確認に関する取組は、校長のリーダーシップのも
と、学校に置かれたいじめ防止等の対策のための組織を中心として、情報を共
有しながら全教職員で協力し、学校全体で取り組む。

カ 校内の研修では、教職員のいじめ問題等に関する認識の共有を図るため、児
童生徒を取り巻く状況や課題について情報を共有する。また、いじめへの対応
について『いじめ問題対応の手引き』等を活用して少なくとも年に複数回の研
修を行い、教職員一人一人が意識を高め、いじめ問題への対応力を身につける。

キ 外部の専門家を活用するなどして啓発活動や集会活動などを実施する。それぞれの機関からの資料や情報を提供し、いじめの相談につながる相談窓口について周知を徹底する。

ク 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築し、多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

2 いじめ早期発見の取組

(1) いじめ早期発見に対する考え方

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付くことが必要である。いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめの対応に関わっていくことが必要である。

(2) いじめの早期発見のための浜田市の施策

浜田市は、国や県と連携し、あるいは事業を活用して、次のような施策を行う。

ア 教職員と児童生徒との関わりを支援するために、啓発活動や事務の効率化について指導する。

イ 各校の相談体制の充実について指導するとともに、スクールカウンセラー（注1）、スクールソーシャルワーカー（注2）または外部の相談機関の活用について支援や指導を行う。

ウ 定期的なアンケート調査の実施や効果的な分析について指導支援を行う。

エ 各種相談機関の電話、SNS相談窓口についてチラシ等を利用して周知する。

オ 保護者や地域との懇談、連絡会などへの参加と情報交換を通して児童生徒の学校内外の様子を把握する。

(3) 学校における早期発見のあり方

学校は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(4) 浜田市の小中学校に求めるいじめの早期発見の取組

- ア 児童生徒からのサインを教職員がしっかりと受け止め、日頃の学校生活を通して児童生徒との信頼関係を構築する。児童生徒の生活記録や連絡帳などの指導を通して児童生徒の心情理解に努める。
- イ 定期的な教育相談の機会を確保し、方法についても工夫を図る。
- ウ アンケートQ-U^(注3)、WEBQU^(注4)や学校が独自に行うアンケート調査を通して児童生徒の実態把握や現状分析に努める。
- エ 各種相談機関の電話相談窓口などについて周知を進めるとともに、適切な利用について指導する。
- オ 保護者や地域との懇談、連絡会などを通して児童生徒の学校内外の様子を把握する。
- カ 児童生徒の情報端末の利用状況を把握し、アンケートや聴き取りなどの方法で定期的の実態調査を行う。

3 いじめへの対処

(1) いじめへの対処に関する基本的な考え方

いじめに関する相談や情報提供があった場合、校長のリーダーシップのもと、学校のいじめ防止等の対策のための組織を中心に速やかに情報の収集と共有を進めて組織的に対応する。いじめがあることが認知された場合、また、疑われる場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導し、速やかに教育委員会へ報告する。事実確認と指導の経過やその後の状況は、教育委員会、いじめを受けた児童生徒とその保護者、いじめを行った児童生徒の保護者へ適切に連絡する。

(2) 学校での対処

ア いじめの発見、通報を受けたときの対応

発見・通報・相談を受けた教職員は速やかに校長及び校内のいじめに対応する組織に報告する。その後は、当該組織が中心となり、関係児童生徒から情報を収集し、事実確認を行う。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、管理職も含めて組織的に行う。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処するとともに教育委員会へ報告する。特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

イ いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた児童生徒から、事実関係の聴取を行うとともに、その児童生徒の心理状態についても把握に努める。いじめられた児童生徒の保護者に対しては、事実関係の報告や当該児童生徒への対応等についても情報を共有する。必要に応じて、当該児童生徒や保護者の心のケア等の対応について、外部の専門家（スクールカウンセラー（注1）、スクールソーシャルワーカー（注2）、医師等）の協力も得ながら継続的な支援を行う。

ウ いじめを行った児童生徒又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめを行ったことが確認された場合、学校は指導を加えていじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、いじめを行った児童生徒の保護者に対して事実関係を連絡し、学校の指導について理解を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。なお、いじめを行った児童生徒が抱える課題等、いじめの背景にも目を向け、適切な教育的配慮を行う。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

学校はすべての児童生徒が集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築し、安全・安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。また、いじめの現場に居合わせた児童生徒に対しては、事実確認の過程で自身と事象の関わりを振り返らせ、その状況に応じた指導を行う。

オ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、ただちに本人に確認し、保護者に連絡を取り、関係機関等と連携して適切に指導する。

(3) 関係機関等との連携

いじめ問題への対応においては、いじめの様態や効果的な指導を行う観点から、関係機関等（警察、児童相談所、医療機関、法務局、民生児童委員協議会等）との適切な連携が必要である。円滑な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関等の担当者との情報交換や連絡会議の開催などにより、

情報を共有できる体制の構築を図る。

また、教育相談の実施にあたり、医療機関などの専門機関や、教育センターや児童相談所などの相談窓口についても児童生徒や保護者へ周知する。

第3章 いじめ問題に対応するために設置する浜田市の組織

1 「浜田市いじめ問題対策連絡協議会」

法第14条、市推進条例第3章の規定に基づき、浜田市の小中学校におけるいじめの防止等に関する諸機関の連携を図るため、「浜田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。この会は別に定める規則によって運営されるものとする。いじめの問題に関する課題を関係機関等と共有し、効果的な対応や施策について総合的に検討する。

2 「浜田市いじめ防止対策推進委員会」

法第14条第3項、市推進条例第4章の規定に基づき、連絡協議会の円滑な連携の下に、浜田市が設置する小中学校におけるいじめ対策を実効的に行うことを目的として「浜田市いじめ防止対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を設置する。この推進委員会は別に定める規則によって運営されるものとする。いじめ防止に関する施策の推進を指導するとともに、個々の事案に関する情報の整理や対応の指導を行う。

また、推進委員会は、法第28条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として教育委員会が行う際に、調査を行う組織とする。構成員は適切にいじめ問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

第4章 いじめ問題に対応するための学校の方針と組織

1 学校いじめ防止基本方針の策定

法第13条に基づき、浜田市内の小中学校は、国、県、市の基本方針を参考にして、それぞれの地域性や校区の実情を踏まえ、学校として、いじめの防止等の取組をどのように行うかについて、基本的な方向や取組の内容を「学校いじめ防止基本方針」として定めることとする。

学校いじめ防止基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見、早期対応の在り方など学校のいじめ問題に対する姿勢や考えを整理し、児童生徒

や保護者、地域関係者に HP などでも周知する。

策定作業や策定後の取組が組織的に行われることが期待される。策定した基本方針は関係者で見直しを行う。

2 学校におけるいじめ防止の組織

法第 22 条に基づき、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員で構成されるいじめ防止等の対策のための組織を設置する。必要に応じて、心理や福祉の専門家などの外部専門家を加えて構成される組織とする。

組織の設置にあたっては、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、組織的に対応できる体制とする。

第 5 章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

(1) 重大事態とは

法第 28 条と国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、次に示す場合を、いじめが行われた際の「重大事態」と受け止め、適切に対応する。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合には、目安にかかわらず、適切に判断する。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて前述のア、イに規定されているいずれかの重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたるものとする。

2 重大事態への対処

(1) 調査の趣旨及び調査主体について

浜田市教育委員会教育長は、重大事態発生の報告を受けて、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織にするかについて判断する。

調査の主体は学校が主体になって行う場合と、教育委員会が主体になって行う場合が考えられる。学校が主体となって行われる場合を主として考えるが、状況を踏まえて、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、推進委員会が主体となって調査を行う。調査はいずれの場合も主体となる組織の判断に基づき、教育委員会と学校が連携して進めるものとする。

(2) 重大事態の調査内容

重大事態の調査においても、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることに十分配慮する。

重大事態の調査では、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、だれから行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にするために、組織的に調査を実施し、結果を教育長が市長に報告する。

なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、児童生徒から聞き取りを行うに当たっては、その心情の理解や負担の軽減に努める。

(3) 重大事態を調査する組織

調査組織の設置については、浜田市教育委員会では推進委員会が担当し、各学校では各校のいじめ防止のための組織がそれを担当する。必要に応じて心理や福祉、法の専門家の専門的知識を有する者を加えて対応する。当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの（第三者）によって調査と報告の業務にあたり、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(4) 事実関係を明確にするための調査

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

調査において、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができる場合には、その児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先に考えて行う。児童生徒の心身の状態などを考慮し内容や方法について配慮する。聴き取り調査では事実の確認とともに、いじめを受けた児童生徒の事情や心情も聴取り、状況に合わせた継続的なケアを行い、その後の支援につなげていく。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができない場合には、当該児童生徒の保護者の意見等を十分に聞き、協議した上で、調査に着手する。特に児童生徒の自死という事態が起こった場合には、事実究明とその後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮する。

ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。

個人情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

質問紙等の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

(5) 調査結果の報告

調査の結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。

(6) 調査報告を受けた市長による再調査、及び措置

法第30条第2項に基づき、市長は報告を受けた後、当該報告に係る重大事態

への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査（法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果についての調査）を行う。

この再調査は「浜田市いじめ防止等調査委員会（以下「調査委員会」という。）」がその任にあたる。調査委員会は別に定める規則によって運営されるものとする。当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）によって調査、報告にあたり、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

その調査の結果については、法第 30 条第 3 項に基づき、浜田市議会に報告する。その内容については、個々の事案に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなる。その際は個人のプライバシーに対して配慮する。

(7) 調査結果の公表

調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行う。公表を行う場合は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

(8) いじめを受けた児童生徒のために必要な措置

いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、適切な対応が考えられる。その際、文科省からの通知と「浜田市立学校の出席停止の手続きに関する規則」を参酌して適切に運用する。

第 6 章 いじめ防止基本方針の評価と見直し

(1) 「浜田市いじめ防止基本方針」の評価と見直しについて

浜田市のいじめ防止といじめ問題への対処に関して、連絡協議会において年度ごとに内容を検討する。また、「浜田市いじめ防止基本方針」の内容についても、連絡協議会での話し合いをもとに見直しを重ねる。

(2) 学校いじめ防止基本方針の見直しと評価について

各学校におけるいじめの未然防止の取組が、着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の様子、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで把握する。また、学校のいじめ防止のための組織や職員会議において定期的に評価し、組織的・計画的にP D C Aサイクル（注5）に基づく取組を継続する。

なお、いじめ問題への対応や学校の評価に関して情報提供の際には、個人のプライバシーに対して配慮する。

注1 スクールカウンセラー（S C）

学校教育相談体制を充実するために、教育機関に配置され、児童生徒、保護者の相談等に当たっている専門家のこと。

注2 スクールソーシャルワーカー（S S W）

教育分野だけでなく、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家のこと。

注3 アンケートQ-U

河村茂雄氏らによって開発されたアンケートを利用した学級集団分析尺度。個人の状態、学級集団の状態、学級集団と個人との関係を把握し、個人や集団の状態を推測した上で、組織的な分析や対策的实践につなげている。

注4 W E B Q U

河村茂雄氏らによって開発された学級経営アセスメントツール「Q-U」のWEB版。個人の状態、学級集団の状態、学級集団と個人との関係を多角的に把握し、個人や集団の状態をアクティブかつリアルタイムで可視化でき、組織的な分析や対策的实践につなげている。

注5 P D C Aサイクル

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4つの段階を繰り返して事業活動を継続的に改善していく手段の1つ。

令和8年度 浜田市小・中学校学級編制基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条の規定による、令和8年度における公立小・中学校の学級編制の基準を次のように定める。

ただし、児童又は生徒の実態を考慮して、特に必要があると認める場合（※）は、この限りではない。

学級編制の区分		学校種別	
		小学校	中学校
単式学級	第1学年	35人	35人
	第2学年		40人
	第3学年		
	第4学年		
	第5学年		
	第6学年		
2個学年 複式学級	第1学年の児童生徒を含む場合	8人	
	第1学年の児童生徒を含まない場合	16人	
特別支援学級		8人	8人

（注）

- 1 「単式学級」とは、同学年の児童又は生徒で編制する学級をいうこと。
- 2 「2個学年複式学級」とは、引き続く2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいうこと。
- 3 中学校においては、特別支援学級を除きすべて「単式学級」として編制すること。
- 4 小学校における「2個学年複式学級」は、第1・2学年、第3・4学年、第5・6学年の組合せで編制すること。
- 5 （※）特に必要があると認める場合とは、
 - ① 島根県小・中学校少人数学級編制（小学校第1学年）に基づき、30人学級編制を実施する場合。
 - ② 島根県小・中学校少人数学級編制（小学校第2学年）に基づき、32人学級編制を実施する場合。
 - ③ 島根県小・中学校少人数学級編制（中学校第2学年及び第3学年）に基づき、38人学級編制を実施する場合。
 - ④ 令和6年度と令和7年度に連続して、児童生徒が年度中途に学級編制基準を上回った学年が、令和8年度当初に令和7年度と同数の学級が見込まれることにより、予め転入を見込んだ1学級多い学級編制をする場合。

他に、以下のような場合、島根県教育委員会が配当する教員定数及び加配数で対応することを条件とし、教育委員会と学校で協議の上で決定する。

- ⑤ 概ね30人を超える学級（小学校第2学年）で複数の学級に分けて指導することが、学級経営上有効であると認める場合。
- ⑥ 概ね35人を超える学級（中学校第2学年及び第3学年）で複数の学級に分けて指導することが、学級経営上有効であると認める場合。
- ⑦ 年度中途で学級編制基準外の児童生徒数となった場合、当該学年児童生徒の実態等により、基準外で学級編制を継続することが有効であると認める場合。

令和7年度

浜田市小中連携教育
実践記録集

浜田市教育委員会

《 目 次 》

浜田市小中連携教育基本方針	・・・・・・・・・・	2
浜田市小中連携教育がめざすもの	・・・・・・・・・・	6
組 織 図	・・・・・・・・・・	7
令和7年度を取組を振り返って	・・・・・・・・・・	8
第一中学校ブロックの実践	・・・・・・・・・・	10
第二中学校ブロックの実践	・・・・・・・・・・	16
第三中学校ブロックの実践	・・・・・・・・・・	23
浜田東中学校ブロックの実践	・・・・・・・・・・	29
金城中学校ブロックの実践	・・・・・・・・・・	34
旭中学校ブロックの実践	・・・・・・・・・・	44
弥栄中学校ブロックの実践	・・・・・・・・・・	48
三隅中学校ブロックの実践	・・・・・・・・・・	55

浜田市小中連携教育基本方針

令和7年4月
浜田市教育委員会

浜田市小中一貫教育は、平成21年度に浜田市小中一貫教育基本方針を示し、平成22年度より中学校区ごとの取組が始まりました。子ども達の発達段階におけるそれぞれの課題に対応するために、幼・小・中一貫した「たての連携」を重視し、前浜田市教育振興計画（はまだっ子プラン）に掲げられた3つの「めざす子ども像」

○きまりを守り、生活リズムを正しくし、たくましく生きぬく子

○感性豊かで他を思いやり、人とのつながりを大切にする子

○夢や希望にあふれ、学ぶ意欲をもち、ふるさとを愛する子

の具現化に向けて、中学校区単位でそれぞれの実態を踏まえ、特色を活かしながら具体的に育てたい指導目標や指導内容を定めて取り組まれてきました。

浜田市の小中一貫教育は小中連携を意識的に強化したいいわゆる小中連携教育です。国においては平成27年に学校教育法の一部が改正され、小中一貫教育を行う新たな校種である義務教育学校の設置が可能となりました。また、平成27年度は第2次浜田市総合振興計画及び浜田市教育大綱が策定され、その理念を実現するために新たな浜田市教育振興計画を策定しました。

浜田市小中一貫教育を義務教育学校による教育と区別するため、名称を「浜田市小中連携教育」とし、新浜田市教育振興計画の基本理念に基づいたものとするため、新たな基本方針を示しました。

1 めざす子ども像

夢を持ち郷土を愛する子ども

第2次浜田市総合振興計画では、「夢を持ち郷土を愛する人を育むまち」を目指しており、浜田市教育大綱及び浜田市教育振興計画では、「自ら学び高め合う学習活動を推進し、郷土に誇りを持った次世代を担う人づくり」を目指しています。

めざす子ども像の具現化に向かって、浜田市では市校長会と連携し、子ども達の発達の段階を念頭に、小中学校が一貫した教育観をもち、互いに連携する「たての連携」とともに、学校・家庭・地域が一体となった「よこの連携」を深めた教育を展開することとします。

今年度（令和7年度）は、第2次浜田市教育振興計画の後期（令和4年度～令和7年度）に基づいた取組の4年目となります。

2 小中連携教育がめざすもの

子どもの発達課題の変化を共通理解し、各中学校区単位でそれぞれの実態を踏まえ、特色を活かしながら、具体的に育てたい指導目標や指導内容を定めていきます。

小学校から中学校への移行をスムーズに行うようにしていくとともに、9年間を通して、下記のことを実践していきます。

① 各中学校区で一体となって生活習慣づくりをめざします。

9年間の見通しをもって、学校・家庭・地域が一体となり、小中学校間の連携・交流を深めることで、基本的な生活習慣の確立が期待できます。

- 《例》 ・あいさつ運動 ・早寝・早起き・朝ごはん運動
・読書運動 ・メディア接触の適正化
・家庭での学習・生活プランの計画的実施 等

② 学ぶ意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもを育てます。

学力調査結果から多くの課題が明らかになっています。9年間を見通した学力向上を図ることで、小学校から中学校への学習のスムーズな移行が可能となり、より分かる授業、学習意欲の向上が期待できます。

- 《例》 ・授業公開 ・交流授業 ・出前授業や小中学校教員のTT
・教材開発等の研修会 等

③ 学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもを育てます。

小学校から中学校へ移行する際、いわゆる中1ギャップと言われる学校生活に不適応を起こす生徒もいます。生徒指導上の問題や学習意欲の低下などの課題に対して、子ども達の心身の変化を考慮し、自尊感情を高める手立てを行います。小中学校の職員の交流により、個別の子どもへの支援を連携して取組む事ができ、よりきめ細やかな支援の充実が期待できます。

- 《例》 ・生徒指導担当者連絡会 ・特別支援教育の連携
・担任間での情報交換 ・小中連絡会の充実 等

④ ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもを育てます。

浜田市には豊かな自然や文化、歴史があり、地域を支える人々がいます。これら教育的価値の高い“ひと・もの・こと”を大切にしながら、小中学校で一貫したふるさと教育の推進を図ることで、感性豊かで自分を大切に、人とのつながりを強くし、ふるさとに誇りを感じる子どもに育つことが期待できます。

- 《例》 ・9年間を見通した体験学習 ・地域の行事への参加
・小中合同の行事 等

これらの小中連携教育による実践や浜田市教育委員会施策事業、各学校での取組をとおして次の目標達成をめざします。2年連続で、目標値達成した項目については、上方修正し、さらなる充実を目指します。

3 評価指標等

※ 令和6年度までは、島根県学力調査の小学校5年生、中学校2年生の結果による評価としていた。令和7年度はこの調査が取りやめとなるため、同内容の項目による浜田市独自のアンケート調査を小学校5年生、中学校2年生を対象に実施する。各学校では、集計をせず実施した児童生徒分を市教育委員会へ提

出する。または、Forms を活用して実施したデータを市教育委員会へ提出する。
集計は市教育委員会で行い、結果を各学校へ周知する。

① 各中学校区で一体となった生活習慣づくり

- ・ 「普段（月～金曜）、1日あたり2時間以上テレビゲーム（コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマホを使ったゲームを含む）をする子どもの割合」の減少。

現状値（令和2年度） 小学校5年：51.3% 中学校2年：43.8%

目標値（令和7年度） 小学校5年：50.0% 中学校2年：42.0%

- ・ 「普段（月～金曜）、1日あたり1時間以上家庭学習をする子どもの割合」の増加。

現状値（令和2年度） 小学校5年：63.5% 中学校2年：51.4%

目標値（令和7年度） 小学校6年：65.0% 中学校3年：65.0%

- ・ 「家で自分で計画を立てて勉強をしている子どもの割合」の増加。

現状値（令和2年度） 小学校5年：65.4% 中学校2年：62.5%

目標値（令和7年度） 小学校5年：70.0% 中学校2年：70.0%

② 学ぶ意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもの育成

- ・ 令和7年度までに全国学力・学習状況調査における国語、算数・数学問題の浜田市平均正答率が県平均を上回る。

③ 学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成

- ・ 「将来の夢や目標をもっていると思う子どもの割合（肯定率）」の増加。

現状値（令和2年度） 小学校5年：79.3% 中学校2年：70.6%

目標値（令和7年度） 小学校5年：89.3% 中学校2年：80.6%

- ・ 「自分には良いところがあると思う子どもの割合（肯定率）」の増加。

現状値（令和2年度） 小学校5年：62.9% 中学校2年：60.9%

目標値（令和7年度） 小学校5年：80.0% 中学校2年：80.0%

④ ふるさを愛し、ふるさを誇りに思う子どもの育成

- ・ 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあると思う子どもの割合（肯定率）」の増加。

現状値（令和2年度） 小学校5年：45.7% 中学校2年：32.7%

目標値（令和7年度） 小学校5年：55.7% 中学校2年：42.7%

- ・ 「総合的な学習の時間に、集めた情報を課題に沿って整理して考え、発表する学習に取り組んでいると思う子どもの割合（肯定率）」の増加。

現状値（令和2年度） 小学校5年：57.5% 中学校2年：66.7%

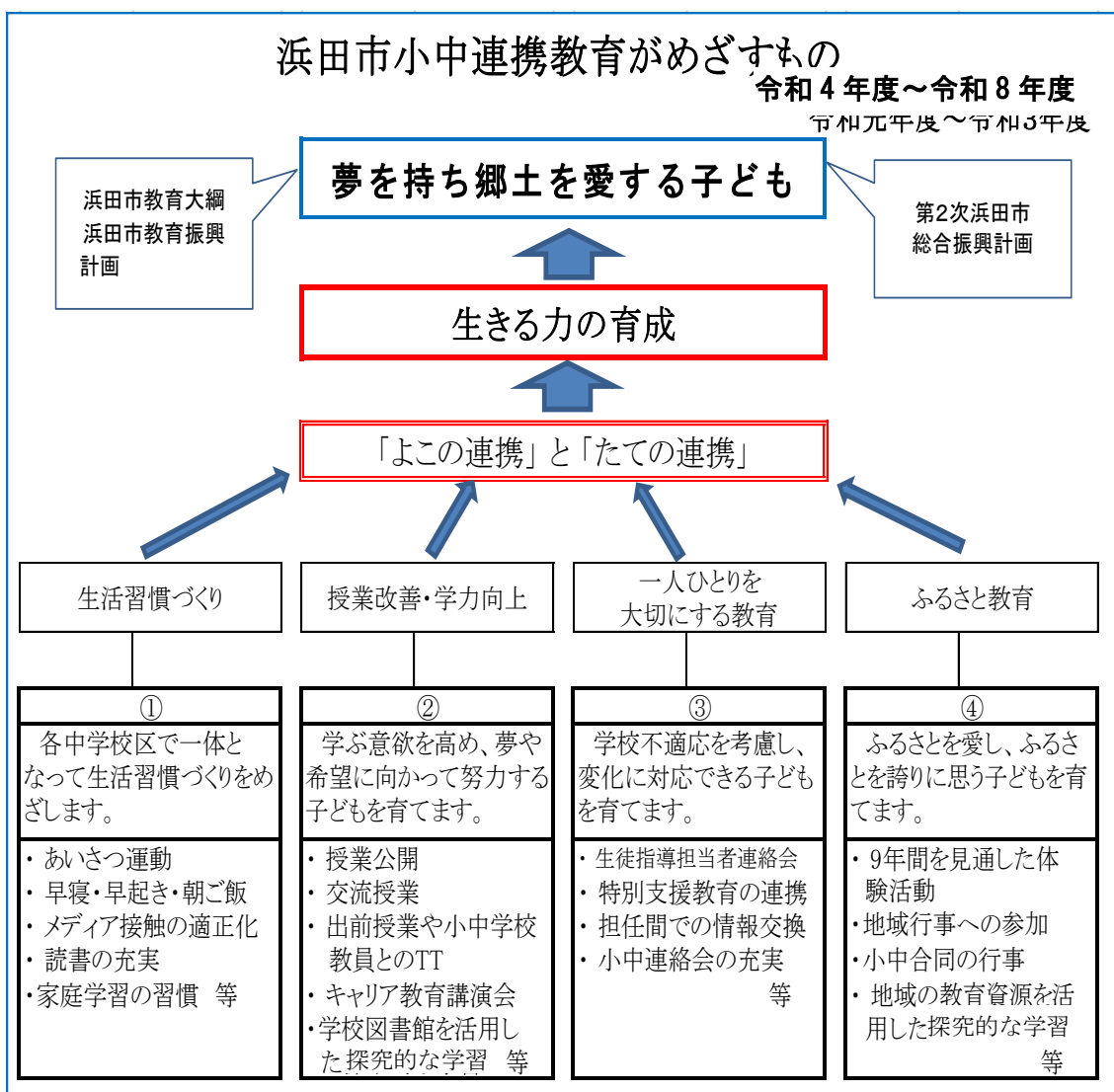
目標値（令和7年度） 小学校5年：67.5% 中学校2年：76.7%

※網掛けは目標達成、下線は現状値を上回った項目

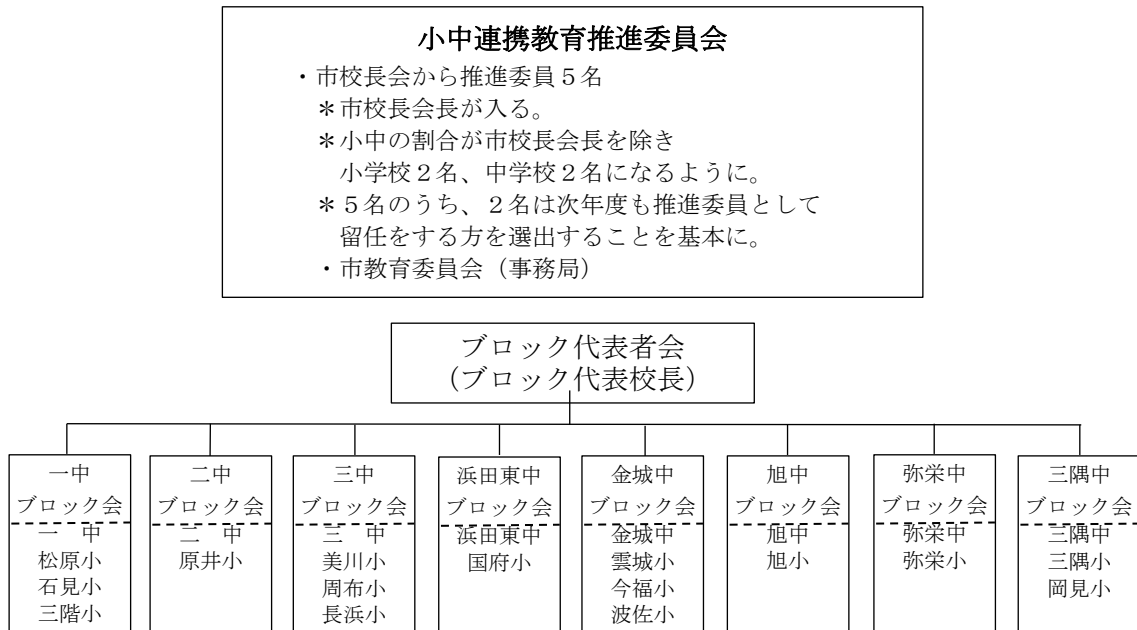
	項 目	年 度	R2 現状値	R4	R5	R6	R7	目標値
生活習慣	普段、2時間以上テレビゲームをする子どもの割合	小	51.3	51.6	52.4	<u>36.4</u>		50.0
		中	43.8	49.3	<u>40.6</u>	49.9		42.0
	普段、1日あたり1時間以上家庭学習する子どもの割合	小	63.5	49.1	51.5	54.9		65.0
		中	51.4	42.6	46.6	30.1		65.0
	家で自分で計画を立てて勉強をしている子どもの割合	小	65.4	65.0	65.1	<u>67.8</u>		70.0
		中	62.5	62.3	<u>63.3</u>	60.0		70.0
学校不適応	将来の夢や目標をもっていると思う子どもの割合	小	79.3	76.8	<u>81.2</u>	77.6		89.3
		中	70.6	68.7	66.4	64.0		80.6
	自分には良いところがあると思う子どもの割合	小	62.9	<u>63.1</u>	<u>66.7</u>	<u>68.6</u>		80.0
		中	60.9	<u>72.1</u>	<u>68.9</u>	<u>70.1</u>		80.0
ふるさと	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあると思う子どもの割合	小	45.7	40.2	40.8	<u>48.5</u>		55.7
		中	32.7	<u>36.4</u>	<u>34.8</u>	<u>35.2</u>		42.7
	総合的な学習の時間に、集めた情報を課題に沿って整理して考え、発表する学習に取り組んでいると思う子どもの割合	小	57.5	<u>59.6</u>	<u>57.6</u>	<u>66.6</u>		67.5
		中	66.7	62.3	65.5	59.2		76.7

4 実践について

- 浜田市小中連携教育推進委員会を推進母体として、市校長会と連携し実践を図る。
- 校長の指導の下、各中学校区の小中連絡協議会で、それぞれの実態に合わせた実践を進める。その際、小中連携の在り方について共通理解を図り、方向性を明確にしながら推進する。
- 組織は別紙のとおりとする。
- 数値目標を掲げて取り組み、数値をもって取組を検証して次年度に生かす。浜田市全体の評価指標 7 項目の中から、「生活習慣づくり」に関する項目を重点として取り組む。この中でも「家で自分で計画を立てて勉強をしている子どもの割合」を重視する。



令和7年度 組 織 図



○ 運営

(1) 小中連携推進委員会

- ・ 浜田市小中連携教育の運営に関わることを審議、決定する。
- ・ 浜田市小中連携教育の基本方針を周知、徹底する。
- ・ 定例会については年間3回とし、その他必要に応じて臨時に開催する。

(2) ブロック代表者会

- ・ 各中学校ブロック校長より代表者を選出し、中学校区の小中連携教育を推進する。
- ・ ブロック代表者会を年間2回程度開催し、各中学校ブロックの取組状況について情報交換をすることで、共通理解を図るとともに今後の活動について話合う。

(3) 各中学校ブロック会

- ・ 浜田市小中連携教育基本方針に基づき、中学校区ごとに、それぞれの校区の実態に合った実践を進める。
- ・ 中学校区ブロック会については、ブロックごとに代表者を決め、ブロックごとに推進体制をつくり、運営に当たる。
 なお、各ブロック会については、年間3回以上開催する。
- ・ 年度末に実践報告書を事務局に提出する。

(4) その他

- ・ 小中連携教育に係る全体研修会については、小中連携教育推進委員会で計画する。
- ・ 報告書を基に、浜田市教育委員会としてのまとめを行い、啓発に努める。

5 令和7年度を取組を振り返って

◆小中連携教育がめざす4つの視点において、小中連携教育による実践や浜田市教育委員会施策事業、各学校での取組を通して目標達成を目指しています。

目標指標に沿って、今年度の状況を振り返ってみます。下線が今年度、◎は目標値を、○はスタート値を上回っていることを表しています。目標指数については、「しまねの学力育成推進プラン」との整合性を図った項目としています。併せて、対象学年を小学校5年生及び中学校2年生とし、令和7年度より島根県学力調査が取りやめになったので、浜田市独自調査結果（12月実施）の数値としています。

① 各中学校区で一体となった生活習慣づくり

- ・小学校において「普段（月～金曜）、1日あたり2時間以上テレビゲーム（コンピュータゲーム、携帯式ゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む）をする子どもの割合」の減少。

スタート値（令和2年度）	小学校5年：51.3%	中学校2年：43.8%
令和7年度値	◎小学校5年：47.2%	中学校2年：66.2%
目標値（令和8年度）	小学校5年：50.0%	中学校2年：42.0%

- ・「普段（月～金曜）、1日あたり1時間以上家庭学習をする子どもの割合」の減少。

スタート値（令和2年度）	小学校5年：63.5%	中学校2年：51.4%
令和7年度値	小学校5年：50.7%	中学校2年：30.8%
目標値（令和8年度）	小学校5年：65.0%	中学校2年：65.0%

- ・「家で自分で計画を立てて勉強をしている子どもの割合」の減少。

スタート値（令和2年度）	小学校5年：65.4%	中学校2年：62.5%
令和7年度値	小学校5年：63.4%	中学校2年：52.2%
目標値（令和8年度）	小学校5年：70.0%	中学校2年：70.0%

☆社会が多様化し、学校の宿題などを放課後児童クラブや放課後デイサービス等で終わらせる子どもたちが増えてきました。そこで、「家で」「家庭学習」という場所を限定する文言をなくすことにしました。自分で計画を立てて勉強をしている子どもの割合」を重視しています。小学校ではスタート値より2ポイント減少していますが、テレビゲーム時間について改善し、目標（目標値50%以下）を達成しています。

③ 学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成

- ・「将来の夢や目標をもっていると思う子どもの割合」の増加。

スタート値（令和2年度）	小学校5年：79.3%	中学校2年：70.6%
令和7年度値	小学校5年：73.2%	中学校2年：55.5%
目標値（令和8年度）	小学校5年：89.3%	中学校2年：80.6%

- ・「自分には良いところがあると思う子どもの割合」の増加。

スタート値（令和2年度）	小学校5年：62.9%	中学校2年：60.9%
令和7年度値	○小学校5年：72.9%	○中学校2年：74.6%
目標値（令和8年度）	小学校5年：80.0%	中学校2年：80.0%

☆「自分には良いところがあると思う子どもの割合」については、小中学校共にスタート値を上回りました。夢や目標をもったり自分にはよいところがあると思ったりする子を増やしていくために、地域や家庭と一緒にあって子どもたちと語り合ったり、大人が取り組んでいる姿を見せたりしながら関わって行くことを大切にしたいと考えています。

④ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成

- ・「地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことがある子どもの割合」の増加。

スタート値（令和2年度）	小学校5年：45.7%	中学校2年：32.7%
令和7年度値	◎小学校5年：59.1%	◎中学校2年：44.1%
目標値（令和8年度）	小学校5年：55.7%	中学校2年：42.7%

- ・「総合的な学習の時間において、自分で調べ学習に取り組んでいると思う子どもの割合」の増加。

スタート値（令和2年度）	小学校5年：57.5%	中学校2年：66.7%
令和7年度値	○小学校5年：66.2%	○中学校2年：69.6%
目標値（令和8年度）	小学校5年：67.5%	中学校2年：76.7%

☆ふるさと教育では、総合的な学習の時間等で身近な題材を課題としながら学習を進めています。地域を題材にした学習では、自分にできることを考え、学習したことを発信することにも積極的に取り組んでいます。引き続き、このような学習を大切にし、地域や社会について考えることのできる子どもを育てていきたいと考えています。

令和7年度 浜田市小中連携教育事業 実施報告書

1 ブロックの概要

ブロック名	(第 一) 中学校ブロック
ブロック所属校名(代表者在籍校は校名の前に○印をつける)	学級数
第一中学校	14 (12 + 2)
○石見小学校	15 (12 + 3)
三階小学校	10 (7 + 3)
松原小学校	8 (6 + 2)

2 現状と課題

- 生徒会・児童会と連携したあいさつ運動を行い、小学校全体では目標値を越えた。しかし、自らあいさつができる児童生徒は少なく、地域ではあいさつができていないことがある。
- 家庭学習は計画表を使って「めあて」「ふりかえり」を意識させたり、計画についてアドバイスしたりする取組を行った。家庭学習には取り組むが、1時間には満たない児童生徒、家庭学習ができない児童生徒がいるため、意欲をもたせ継続して取り組めるような指導・支援が必要である。
- 計画表により、自分の生活を見つめ、生活習慣について考える機会になり、改善につながった。家庭学習の習慣も含め、自分の生活全体を見直していくような意識づけが必要である。
- 小中交流活動では、小学生、中学生ともに肯定的な意見が多く有意義な活動になったと考えられる。
- 地域との交流活動は行われているが、地域の役に立っている等の実感をもつことができていない。家庭、地域など身近な大人の関わりを通して、地域貢献活動の意義を伝えていく必要がある。

3 ねらい

- (1) 令和7年～令和9年度の3年間を見通した小中連携の取組を推進し、基本的な生活習慣の定着を図る。
- (2) 家庭での生活習慣を見直し、家庭学習の時間、メディア接触の時間を自分で計画を立てて実践できるよう習慣化する。
- (3) 生徒指導上の課題の共有や児童生徒の交流を通して、小学校から中学校へのスムーズな移行を図る。

4 実践の概要

令和6年度より、松原小学校を加えた4校のブロック会となった。心の教育部会から新たに「地域貢献活動」を抜き出し、ふるさと教育部会を設ける。学力向上部会、生活習慣部会、ふるさと教育部会、交流部会の4部会を組織して取組を進める。

(1) 中学校区で一体となった生活習慣づくり【生活習慣部会】

生活習慣部会では、今年度も「あいさつ運動」の取組を各校で実践した。具体的な取組は以下の2点である。

- ① 各学校で生徒会や児童会が中心になって取組を行う。
- ② P T Aが主体となって取組を行う。
- ③ 5年生と中学2年生を対象にアンケート（自分から進んであいさつをしている）をとり、達成状況を確認する。

第一中学校

- 学校長によるあいさつ運動
- 生徒会によるあいさつ運動
- P T A生活部および有志によるあいさつ運動

松原小学校

- 生活委員会によるあいさつ運動（挨拶ボードの活用）
- Microsoft Formsによる振り返り
- 見守り隊との交流（出発式・校外班会）

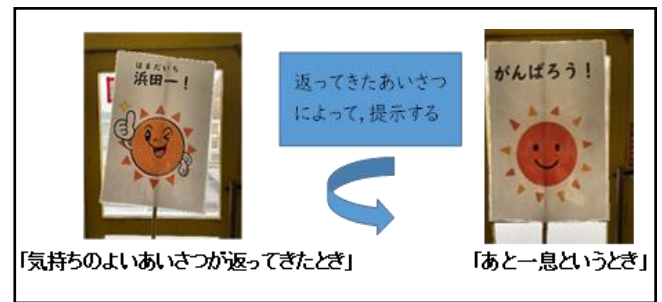
石見小学校

- 企画委員会児童によるあいさつ運動
- 「あいさつの虹をかけよう」プロジェクト
- 児童によるあいさつボランティア運動
- P T Aふれあい部あいさつ運動

三階小学校

児童会による取組や啓発

- 運営委員会によるあいさつの企画
- 人権・同和教育主任による企画



松原小「あいさつボード」



石見小「PTAふれあい部あいさつ運動」



三階小「あいさつメーター～目指せ10000人～」

(2) 学ぶ意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもの育成

【学力向上部会】

一中校区では、4月に「校外生活における学校・家庭・地域の役割について（お願い）」のお便りを全家庭に配付している。その中に「校区内小中学校での共通理解・確認事項」として【学習】の項目があり、校種・学年に応じた家庭学習の時間の目安を設定している。また、各小学校では「家庭学習の手引き」を作成し、家庭学習（宿題＋自主学習）の取組を家庭と連携しながら進めている。

第一中学校

- ① 平日最低家庭学習時間（1年80分、2年90分、3年100分）を設定
 - 授業と家庭学習がつながることを意識した授業づくり
- ② 「家庭学習振り返り学活」の実施
 - 定期テスト範囲発表日にあわせて、家庭学習の時間や取組の振り返り、家庭学習の方法や悩みの共有、「なぜ家庭学習が必要か」についてのグループ学習等を年5回実施

松原小学校

- ① 自主学習等における家庭学習計画表や ICT を活用した意識改革
 - 「家庭学習計画表」の活用と「よくわかる松原小」にて保護者への啓発
- ② 組織として学び方を共有する取組
 - 松原小ミニマムスタンダードの活用（年度途中での見直し有り）
 - 「教科書で教える」ための「客観テストCRT」活用研修
- ③ 毎月の漢字計算テストにおける問題の工夫
 - 書くことを意識した花丸問題の設定と結果のお伝え

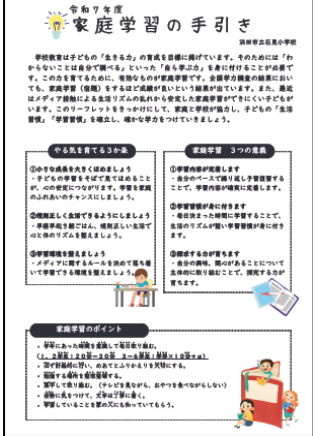
石見小学校

- ① 学年の実態に応じた「家庭学習の手引き」「家庭学習計画表（めあて・ふりかえり）」「がんばりカード」の活用
- ② 授業と家庭学習をつなげた実践の取組
- ④ 学級便りや I C T を活用した自主学習の共有化

三階小学校

- ① 家庭学習の時間を意識した取組
 - 「家庭学習がんばりカード」を用いた家庭学習週間の実施
- ② 自主学習等の取組
 - 学年の実態に応じた「家庭学習の手引き」の活用

石見小
「家庭学習の手引き」



③ 学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成【交流部会】

- ① 学校不適応・中1ギャップ対応
 - 一中便りの小学校校内掲示
 - 中学校授業交流・部活動体験
 - 新入生入学説明会
 - 小中連絡会
 - 中学校教員の6年生の授業見学
- ② 小中交流活動
 - 放課後あそび隊
 - 図画作品交流
 - 中学校授業交流・部活動体験



「交流活動」



「部活動体験」

(4) ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成 【ふるさと教育部会】

一中校区では、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動を積極的に行っている。しかし、児童生徒が、地域の役に立っている等の実感をもつことができていない実態がある。そこで、ふるさと教育部会では、家庭、地域などの身近な大人との関わりを通して、地域貢献活動の意義を理解させたり、地域貢献活動を実施したりしながら、「地域のために力になりたい」と思う児童生徒を育成する取組を実践した。

① 4校の取組の共有

「浜田市立第一中学校区ふるさと教育全体計画」や「令和7年度浜田市立第一中学校「ふるさと教育質の向上のためのチェックリスト」区ふるさと教育活動一覧表」により、4校のふるさと教育活動について、共通理解をした。

② ふるさと教育の質の向上

ふるさと教育部会は「ひと・もの・こと」について、人事異動があっても取組が継続できるように、各学校で「地域資源を共有する」意識を高める指導者の研修会や共有を行っている。

地域貢献意欲向上のために、地域の教育資源をどのように児童生徒に出合わせるかなど、「ふるさと教育の質の向上のためのチェックリスト」(R6.8/5(月)島根県教育庁教育指導課社会教育課ふるさと教育講座資料P44)を活用した。

ふるさと教育の質の向上のために

- 地域の「ひと・もの・こと」を用いて何を狙うのか明確にしましょう。
「子どもたちに〇〇の力をつけるために、地域の〇〇を活用してみよう」
- 地域の「ひと・もの・こと」に関わっている意識を子どもにもたせる。
「〇〇のことを学ぶために地域の〇〇さんと学習しよう。」
- 地域の「ひと・もの・こと」にどのように関わらせるのか。
「この活動を通して〇〇の力をつけよう!!」
- 関わった後に、どのように振り返らせるか。
「楽しかったな。次は〇〇がしてみたいな。」
- それぞれのしなやかさを指導者が意識する。
「子どもたちをワクワクさせるために〇〇の仕掛けを仕組んでみよう」
- なによりも「先生方」がふるさと教育を楽しみましょう。
「校区のことをしり、新しい学びにつなげよう」

第一中学校

総合的な学習の時間の一環として、指導者が地域資源（ひと・もの・こと）を利用した活動を計画し、実施した。

- ジョブカフェ…ワールドカフェ形式で事業所の方の話を聞く。
- 職場体験…市内事業所で3日間の体験
- 職場訪問…市内事業所への訪問
- 職業進路講話…事業所の方のお話を聴講



一中「職業進路講話」

松原小学校

ふるさと教育では、「浜田市こども計画」の中にある「こどもまんなか社会」という視点から学校ができることを考えた。学校の役割として「地域に出かけてふるさとの良さを学ぶ」ことを共有した。「行って見て、やってみて、学ぶ」ことで自分が住んでいる地域が好きだという意識を高めることができた。

- まちたんけん…
訪問したお店に学習活動のポスターを作成し届けた。
- まつばら万博の開催…
「外ノ浦」学習をリーフレットにまとめた。



松原小「まちたんけん」

- 家庭科ボランティア…
地域へのボランティア活動

石見小学校

豊富な地域資源（ひと・もの・こと）に教師が目を向け新たな教育活動を展開することができた。

- 社会科「農家の仕事」…

地域の農場の見学を通して分かったことをPR文にまとめた。

- 国語科「海のいのち」図画工作科「見て感じてわたしの表現に」…

物語が自分に語りかけてきたことを、地域のまちおこし協力隊（合同会社ユブネ浜田市メンバー）に出前授業を依頼してフリーペーパーにまとめた。



石見小「農場見学」

三階小学校

全ての学年、学級が石見まちづくりセンターとの連携をより密にし、ふるさと教育を計画的に進めることができた。家庭、地域への情報発信を積極的に行った。

- 生活単元学習「染め物を楽しもう」…

地域の方に教わりながら、四季折々の身近な草花（よもぎ・玉ねぎの皮・マリーゴールド・桜の葉）で染め物をした。家族へ作品をプレゼントしたり、まちづくりセンターの展示会で学習活動を紹介したりして達成感を高めた。



三階小「染め物を楽しもう」

5 成果と課題 ※浜田一中校区アンケート（小5・中2）の目標値、結果値

(1) 各中学校区で一体となった生活習慣づくり【生活習慣部会】

- あいさつ運動…4校共通目標設定、生徒会と児童会の連携

評価指標：自分から進んであいさつをしている割合

目標値：小：80% → 結果値 68%

中：80% → 結果値 82%

今回の取組では、成果が出た学校と改善の余地がある学校に分かれる結果となった。今後は、形式的なあいさつに留まらず、「主体性（自ら率先して）」と「伝達力（相手に届く声）」に重点を置きたい。成果を一時的なものにせず、学校を明るくするあいさつを学校文化として定着させるために、継続的な取組が必要である。

(2) 学ぶ意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもの育成

【学力向上部会】

- 計画的な家庭学習及び家庭での時間のセルフコントロール

…毎日の学習時間

- ①評価指標：1時間以上家庭学習をする割合

※5年生 50分以上家庭学習をする割合

目標値：小65% → 結果値 61%

中65% → 結果値 40%

②評価指標：自分で計画を立て勉強している割合

目標値：小70% → 結果値 71%

中70% → 結果値 68%

家庭学習計画表等の活用や授業と家庭学習のつながりをもたせることで、学習時間を意識し、意欲的に取り組んだ児童生徒がいる一方で、家庭学習が不十分な児童生徒も多くみられる。計画の立て方や自主学習の取組の共有化など、児童生徒の実態に応じて発達段階をふまえた取組が必要である。また、全体的にメディアと接触する時間が増えており、家庭学習の習慣も含め、自分の生活全体を見直していくような意識づけが必要である。

(3) 学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成【交流部会】

○学校不適応・中1ギャップ対応、小中交流活動

…授業体験・部活動体験

①評価指標：小学校6年生が中学校のことがよくわかったと感じた割合

目標値：小85% → 結果値 96%

②評価指標：自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合

目標値：小、中80% → 一中校区全体結果値 87%

中学校での交流活動や部活動体験とおして中学生の温かいサポートを感じたことで、中学校生活への不安が消え、期待が高まった児童が多かった。中学生にとっても上級生としての自覚が芽生え、コミュニケーションの大切さを感じる活動となっている。また、お互いの学校便りや作品を掲示することで、それぞれの学校の活動を知る機会が増えている。コミュニティー・スクールとなり、地域との連携した取組も考えていく必要がある。

(4) ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成

【ふるさと教育部会】

○地域貢献活動の実施・・・各校で実践し、4校で取組を共有

評価指標：地域や社会をよくするために何をすべきか考える児童生徒の割合

目標値：小：55% → 結果値 52%

中：45% → 結果値 46%

各学校で地域資源（ひと・もの・こと）を活用し、地域貢献を意識した学習活動を計画し、実施することができた。しかし目標値を比較すると小学校は目標値55%に対して52%、中学校は目標値45%に対して46%という結果であった。成果をあげている学校は、学習したことを価値づけ、地域へ貢献していることが実感できるように取組を進めていることが分かった。これは、地域に出かけてふるさとのよさを学び、「自分が住んでいる地域が好きだ」という意識を高めることができた結果だと言える。実際、「自分が住んでいる地域が好きである」とアンケートに答えた一中校区児童生徒が87%にのぼった。

今後は、知ったことを繰り返し発信する活動を取り入れることで学びが広がり、児童生徒の心に残るようにしていきたい。学校運営協議会が発足して1年。学校と家庭と地域の役割を明確にし、「地域のために力になりたい」と思う子どもたちの育成を図っていきたいと考えている。

令和7年度 浜田市小中連携教育事業 実施報告書

1 ブロックの概要

ブロック名	(第二) 中学校ブロック	
ブロック所属校名(代表者在籍校は校名の前に○印をつける)		学級数
	浜田市立第二中学校	6
○	浜田市立原井小学校	13

2 現状と課題

- 二中ブロックは、ブロック再編や学校統合に伴い、令和6年度より第二中学校と原井小学校の2校で小中連携教育を推進している。昨年度、2校体制への変更に伴い、目的や組織・運営等の見直しを図り、「定例校長会(毎月)の実施」、「4つの部会を柱とした組織編成」、「事務局ローテーションの決定」等の取組を始めている。
- 今年度は、昨年度の成果や課題を踏まえ、ブロック総会(年2回)を実施した。新たに小中連携教育二中ブロックとしての全体構想を立て、中学卒業時のめざす子どもの姿を示したうえで、4つの部会を柱に取組を進めることとした。小・中1校ずつという連携を取りやすい環境にある強みを生かし、ブロック総会で教職員による全体的な情報共有を図りながら「顔の見えるつながり」「心の通う連携」の意識を高め、一歩ずつ取組を進めていく。

3 ねらい

「自分の言葉で未来を語り 実現に向けて挑み続ける子どもの育成」

- 中学卒業時のめざす子どもの姿を具体的に示し、「生活習慣部会」「学力育成部会」「小中交流部会」「ふるさと部会」の4つの部会を柱に、小中連携の体制強化と、各校取組の推進に努める。

◆ 15歳になったときの具体的な姿

- ◇自分の考えや思いを自分の言葉で伝え合い、他と学び合うことのできる
学ぶ楽しさを知っている15歳
- ◇たくましく健康で、自分の夢の実現に向けて粘り強くやり抜ける
自立した行動のとれる15歳
- ◇ふるさとを知り、ふるさとを愛し、地域社会の一員として動くことができる
実践力のある15歳

◆ 4つの部会と各部の目標

- ◇生活習慣部会 ～望ましい生活習慣を身に付けた児童生徒の育成～
- ◇学力育成部会 ～学ぶ楽しさを感じ、夢や希望に向かって努力する児童生徒の育成～
- ◇小中交流部会 ～互いにかかわり合い、支え合う児童生徒の育成～
- ◇ふるさと部会 ～ふるさとを愛し、ふるさとの未来を考えられる児童生徒の育成～

4 実践の概要

(1) 各中学校区で一体となった生活習慣づくり「生活習慣部会」

① めざす姿

たくましく健康で、自分の夢の実現に向けて粘り強くやり抜ける
自立した行動のとれる15歳

② 目標 ～望ましい生活習慣を身に付けた児童生徒の育成～

③ 評価指標

- 「平日、2時間以上テレビゲームをする子どもの割合」を減らす。
- 「平日、1日あたり1時間以上 家庭学習をする子どもの割合」を増やす。
- 「家で自分で計画を立てて勉強している子どもの割合」を増やす。

④ 取組

- すこやかチャレンジ週間を2校同時期に設定（学期ごと）するとともに、ふり返しカードの項目を統一する。
- 睡眠時間やメディアコントロールを中心とした内容項目を設定する。
- 児童生徒が意識を高め、取り組みやすくなるような情報を提供していく。

⑤ 評価

- 家庭と連携して、年3回の取組を計画通り実施することができた。「取組をやめないでほしい。」との声が寄せられる等、保護者からの協力も得られた。
- チャレンジシートの項目の工夫や、点数化やシールの貼り付け等により、児童生徒の取組への意欲が高まった。
- なぜこの取組が大切なのか、知識面でも情報を提供することができた。
- 達成率や、「寝る1時間前はメディアにふれない」という項目の数値が低く、課題が明確になった。
- 次年度もメディアとの向き合い方についての取組を継続していく必要がある。

項目		市全体	二中 ブロック	R7 市 目標値
平日、2時間以上テレビゲームをする子どもの割合	小	47.2	66.0	50.0
	中	66.2		42.0
平日、1日あたり1時間以上家庭学習する子どもの割合	小	50.7	33.0	65.0
	中	30.8		65.0

<小5・中2を対象に実施した市の独自調査の結果：2025.12実施>

(2) 学ぶ意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもの育成「学力育成部会」

① めざす姿

自分の考えや思いを自分の言葉で伝え合い、他と学び合うことのできる
学ぶ楽しさを知っている15歳

② 目標 ～学ぶ楽しさを感じ、夢や希望に向かって努力する児童生徒の育成～

③ 評価指標

- 「普段、1日あたり1時間以上 家庭学習をする子どもの割合」を増やす。
- 「家で自分で計画を立てて勉強している子どもの割合」を増やす。
（「全国学力・学習状況調査」における平均正答率が県平均を上回る。）

④ 取組

- 2校とも、読解力を育成するための手法の一つとして「要約学習（文章の図式化）」に取り組む。
 - ・二中では、要約学習を取り入れた情報活用能力の育成に力を入れ、様々な教育活動において要約学習を取り入れた実践を行うとともに、要約学習で身に付けた情報活用能力を授業に生かす場の工夫を行う。
 - ・原井小では、要約学習を、読解力を伸ばすための土台づくりと捉え、要約学習と読解力向上とのつながりを意識した授業改善や、指導の重点を明確にした授業実践に取り組む。

⑤ 評価

要約学習を考案され推進してこられた烏田勝信先生による児童生徒対象の授業では、毎回集中して課題に向かい、図式化に取り組んだり意欲的に伝え合ったりする様子が見られた。

烏田先生は、指導に来られるたびに児童生徒の成長を褒めてくださり、児童生徒の能力も意欲もますます高まった。

図式化を続けてきた生徒は、「文章の大事なところが分かるようになってきた。」「テストの問題文を図式化して内容を理解することがある。」等、読み取りに関する手ごたえを感じ、「自分の言葉で伝えられるようになった。」「自分の言葉で伝え合うのは楽しい。」等、めざす姿に近づいていることが伺える。また、「面接の準備で自分の長所を考えると図式化を活用した。」「卒業後、社会人になってからも使うことができそう。」等、自分の生活や将来において活用で



きる力を身に付けたことを実感した生徒もいる。

指導者も、烏田先生の研修をもとに、資料の整理や単元のまとめなど、様々な教科や場面で図式化を取り入れる工夫をし、特に伝え合う活動においてその成果を感じている。



二中也原井小も、全国学力調査において、各教科とも全国平均を上回る結果となっており、これまでの継続的な取組が読解力育成につながっていると考えている。

今後も、これまでの成果と課題をもとに、小学校で培った力をさらに中学校で伸ばすことができるよう、学力育成の取組を進めていく。

○「要約学習」における“図式名人（烏田先生による評価）”

学校名	原井小学校				第二中学校		
	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
1学期	35%	46%	68%	84%	83%	88%	92%
3学期	45%	66%	74%	80%	63%	79%	95%

○全国学力・学習状況調査の結果

二中・原井小とも、各教科の結果が全国平均を上回っている。

(3) 学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成「小中交流部会」

① めざす姿

たくましく健康で、自分の夢の実現に向けて粘り強くやり抜ける
自立した行動のとれる15歳

② 目標 ～互いにかかわり合い、支え合う児童生徒の育成～

③ 評価指標

- 「将来の夢や目標をもっていると思う子どもの割合」を増やす。
- 「自分には良いところがあると思う子どもの割合」を増やす。

④ 取組

- 「小中連携交流活動」の実施
 - ・期日：令和7年10月28日（火）
 - ・内容：「学校説明」「授業体験（英語・数学・生活単元学習）」「合唱披露」
- 「生活のきまり」における共通指導事項設定
 - ・小中で生活のきまりに共通項目をつくり、長期休業のきまりにも明記して指導する。



⑤ 評価

- 交流活動の授業体験では、二中の1年生が授業

のサポートに入り、和やかな雰囲気の中で6年生も緊張せず楽しく活動できた。また、合唱コンクールを控えた1年生の歌声披露に感動する様子も見られた。

～原井小6年生の感想～

- ・「変わることに変わらなことがあることが分かりました。校訓があること、みんなより良い学校にしたいと思っていることは同じだとわかりました。」
- ・「中学校が楽しみになりました。理由は、数学と英語の授業が楽しかったからです。中学校が待ち遠しくなりました。」
- ・「二中体験を企画してくれた先生方、手伝いしてくれた中学生さん、ありがとうございました。」
- ・「中学生になるのは少し不安だったけど、今日の体験をして、楽しみが少し大きくなりました。」
- ・「一年生の合唱を見たときに、全員が大きく口を開けて全員が頑張ろうとしていることが伝わってきて一致団結しているように見えました。」
- ・「早く二中で生活をしたかったです。」

～二中1年生の感想～

- ・「久しぶりに会った6年生はなんだか大きくなった気がしました。それは、活動の内容やルールの説明のみこみが早く、一生懸命取り組んでくれたからです。みんなで楽しめてよかったです。」
- ・「合唱コンクールで歌う曲を聞いてもらいました。静かに聞いてくれて大きな拍手をもらってうれしかったです。合唱コンクールでも頑張ろうと思いました。」

今後も、どのような教科で授業体験をするとよいか児童の思いを聞いたり、部活動見学も検討したりしながら、中一ギャップへの対応やきめ細やかな支援の連続を視野に、交流を進めていきたい。

○生活のきまりに共通項目を設けたことで、小中一貫した生徒指導を実施していることが児童生徒のみならず保護者にも伝わり、指導がしやすくなった。

項目		市全体	二中 ブロック	R7 市 目標値
将来の夢や目標をもっていると思う子どもの割合	小	73.2	71.3	89.3
	中	55.5		80.6
自分には良いところがあると思う子どもの割合	小	72.9	67.0	80.0
	中	74.6		80.0

<小5・中2を対象に実施した市の独自調査の結果：2025.12 実施>

(4) ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成「ふるさと部会」

① めざす姿

ふるさとを知り、ふるさとを愛し、地域社会の一員として動くことができる
実践力のある15歳

② 目標 ～ふるさとを愛し、ふるさとの未来を考えられる児童生徒の育成～

③ 評価指標

- 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあると思う子どもの割合」を増やす。
- 「総合的な学習の時間に集めた情報を、課題に沿って整理して考え発表する学習に取り組んでいると思う子どもの割合」を増やす。

④ 取組

○年度初めの部会で各校の取組について情報共有し、各校での取組を充実させる。

⑤ 評価

- 情報共有をもとに、各校の取組を充実させることができた。
- 小中で繰り返し扱う題材もあるが、異なるねらいに向け、各校種でふるさとを愛し実践力のある児童生徒の育成につながった。今後も継続していきたい。
- 次年度は、教職員が地域をより知るための研修を夏季休業中に実施し、指導に生かしていきたい。

項目		市全体	二中 ブロック	R7 市 目標値
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある と思う子どもの割合	小	59.1	51.1	55.7
	中	44.1		42.7
総合的な学習の時間に集めた情報を、課題に沿って整理して考え 発表する学習に取り組んでいると思う子どもの割合	小	66.2	59.6	67.5
	中	69.6		76.7

<小5・中2を対象に実施した市の独自調査の結果：2025.12 実施>

5 成果と課題

○顔の見えるつながり

今年度は、昨年度までの成果と課題をもとに、小中連携教育二中ブロックの全体構想を立てるところから取組をスタートさせた。年度当初のブロック総会でめざす児童生徒の姿や組織について確認するとともに、各部における協議時間を設定し、部員の意見をもとに取組を進められるようにした。それぞれの学校で抱えている課題に違いはあるが、両校の共通点や違いを知ることで互いの理解が深まり、全体として二中校区の子どもを育てるという意識の高揚につながったと考えている。



○要約学習の成果

2校とも要約学習に取り組み、各教科や領域、様々な教育活動において、要約学習で身に付けた力を発揮できるようになってきた。学力調査の結果も両校とも各教科全国平均を上回り、これまでの継続的な取組の成果を実感している。

今後も、学力育成部会の取組の1つとして要約学習を実施し、児童生徒のさらなる読解力向上、学力育成につなげていきたい。

○ふるさと教育の推進

貴重な学習素材が豊富にある地域なので、私たち教職員が地域についてもっと学ぶべきだという声があがった。来年度、学校運営協議会やまちづくりセンター

とも連携しながら、長期休業等を利用して、職員が地域について学び、地域の魅力や価値を子ども達に伝え、ふるさとについての学びを充実させられるような研修の場を設定したいと考えている。

○検証方法について

今年度は、できるところから取組を始めることとし、検証方法や時期等、評価に関する意識が低かった。評価指標を達成できていない項目もあるので、来年度は取組の検証方法を具体化し、客観的な評価をもとにふり返りを行いたい。

○組織・運営についての見直し

毎月の定例校長会で小中連携教育の進捗状況を確認できたことがとてもよかった。今年度、新組織が動き出したので、来年度も事務局や担当を今年度と同じにし、持続可能な形を作ったうえでローテーションを回し、令和9年度につなげていく。今後も情報共有をしながら、つねに取組の改善を図っていきたい。

1 ブロックの概要

ブロック名	(第三) 中学校ブロック	
ブロック所属校名(代表者在籍校は校名の前に○印をつける)	学級数	
浜田市立第三中学校	1 2	
浜田市立長浜小学校	1 4	
浜田市立周布小学校	1 3	
○浜田市立美川小学校	8	

2 現状と課題

- 校区内の共通課題である「家庭での学習習慣の確立」「時間をコントロールする力の育成」に向け、ブロック所属校で共通理解を図りながら、発達段階に応じた取組を指導の継続性を大切にしながら進めている。
- 中1ギャップの解消に向けた授業体験、交流活動の充実に努め、共通のブリッジ教材を小学校6年生に配付している。
- 配慮の必要な児童生徒等について、小中連絡会等を開催して情報交換している。
- 一昨年度（R5）より、浜田市が進めている“子どもの声でつくる授業”の改善ポイントをそれぞれの学校の研究の重点として進めることを共通理解して取り組んでいる。
- 家庭学習の時間が短く、習慣化できていない。また、個別での学習に困難が見受けられる児童生徒が一定数いる。
- 一人一人の多様性を大切にしながら、いわゆる「当たり前」の社会のルールやよりよい人間関係づくりに欠かせない、相手への心遣いやマナーを理解し行動・実践する力を育む必要性がある。
- 第四中学校区との統合により、所属学校が4校となり2年目にあたる。適宜・適切な各校間での連携や情報共有等を一層充実していく必要性がある。

3 ねらい

- ・変化の激しいこれからの社会を生き抜くために必要な基礎（力）を、発達段階に応じて身に付ける支援・指導の充実に図る。
- ・「進路保障」を基底に据えた、確かな学力の育成を目指し、指導力の向上・授業改善を図る。

4 実践の概要

(1) 中学校区で一体となった生活習慣づくり

【三中】

基本的な生活習慣の見直しを生徒会活動で取り組んだ。

具体的には3点（学習開始、就寝、起床時間）の目標を生徒一人一人が設定し、2週間ごとに達成状況を調べる。

それを数値化して各学級に現状や改善点をフィードバックすることで、生徒の主体的な生活習慣の改善を図った。

【美川小】

〈基本的な生活習慣について〉

○メディアコントロールウィークの設定

三中の試験期間に合わせて年5回実施した。児童のメディア接触時間を見直し、家庭での団らんや学習・読書等の時間を確保することを目的として実施した。チャレンジカードを活用して家庭で目標を設定・実践・振り返りを行った。家庭との連携を図りながら、メディアとの適切な関わり方や望ましい生活習慣の定着を促した。

○保健指導の実施

身体測定時や視力検査時には、児童の実態や季節にあわせた保健指導を実施した。本校では、健康の基本である「食事、運動、睡眠」を”黄金の三角形”と名付け、保健指導のたびに大切さを意識できるようにした。

〈学習習慣について〉

○ミニмумスタンダード

年度当初に、授業の基本スタイル（発言・話し合い・ノート・聴き方等）をある程度全校で統一してスタートし、日々指導にあたった。

○家庭学習のめやすの設定

年度当初に保護者に「家庭学習の手引き」を配布し、①基本的な生活習慣②学習習慣の定着③時間の使い方について協力を求めた。児童はある程度守れた。

【長浜小】

〈基本的な生活習慣について〉

○家庭でのルールづくり

PTA主催の教育講演会において、県の専門家・専門医による指導事業【メディア】から講師をお招きし、5・6年生親子で講演会とメディアのルールづ

くりを行った。

○生活予定表の作成

年度初めの PTA 総会において、研究主任より「学習習慣確立のため、学習時間を生活の中に位置づけてほしい」と話し、子どもと一緒に生活予定表の作成依頼をした。毎月あるいは学期ごとに実践の様子を確認したり、継続した取組への協力を呼びかけたりした。

〈学習習慣について〉

○計算会、書取会を月 1 回実施し、基礎基本の定着を図ったり、できる・わかる経験を積み重ねたりした。自主学习で工夫しながら取り組む様子を学級だより等で共有し、良い手本から学ぶ機会を増やした。

【周布小】

〈基本的生活習慣について〉

○年間を通して毎週月曜日に保健委員会による衛生検査（ハンカチ・ティッシュ・爪）を実施し、子ども自身の健康に対する意識向上、健康な生活習慣の確立を目指した。

○チャレンジカードを中学校の定期テストのタイミングで実施。早寝・早起き・メディアの時間、学習時間について校内で協議し、家庭学習の内容（宿題以外）のチェックを加えて行っている。

〈学習習慣について〉

○年度当初に学年部（低・中・高）ごとの家庭学習のしおりを作成し、自学に取り組む際の参考になるようにした。また、それに合わせ、保護者用の家庭学習の手引きも作成・配付し、家庭学習に対する認識を深め、理解・協力を促した。

○自学ノートコンクールを年 3 回実施し、優れた取組をした子どもを表彰したり、良い手本に触れる機会となるよう全校に向けて優れたノートをお便りで紹介したりした。また、保護者にも見ていただけるように、受賞したノートを、個人懇談の際に、出入り口に展示した。

○計算会、書取会を月 1 回実施し、児童に家庭学習の一つのめあてを示し、内容、問題数、問題形式は学年の実態に合わせて柔軟に行った。

【養護部会】～中学校区で連携した歯科保健の取組～

〈取組の概要〉

浜田三中校区では、県平均や全国平均と比較して、う歯保有率がかなり高いことがわかった。校区校長会にこの実態を報告し、歯と口の健康づくりについて、校区で取り組むこととした。

一年目は、実態把握のためのアンケートを実施したところ、毎日の歯みがき習慣が十分に定着していない児童生徒が多いことがわかった。そこで、学級活動や全校集会等各校に応じた形で、歯みがきの重要性について指導を行った。

二年目（本年度）は、校区共通で「保健室からの夏休みの宿題」として、各家庭で夏休み中に「歯の染め出し」と「歯みがきチェックカード」に取り組む活動を行った。アレルギー等への配慮として、プラークテスターを使用しない方法についても説明を加え、実施については各家庭の判断に委ねた。また、就学時健診の際には、校区共通の保健だよりを通して歯の健康について情報提供を行った。保護者にも歯みがきの重要性を理解していただき、就学前からの習慣づけにつなげていきたいと考えた。

<成果及び今後の取組>

中学校区全体で取り組むことにより、職員の理解が得やすく、予算を確保して小中学校の兄弟姉妹を同じ視点で支援できる他、学校歯科医への説明や調整も円滑に進めることができるなど、多くの利点があった。

以下、事後アンケートの結果である。

○歯の染め出しの後、自分の磨き残しがどこにあるかわかりましたか？

よくわかった・わかった・まあまあわかった 96.4%

あまりわからなかった・わからなかった 3.6%

○歯の染め出しの後自分の磨き残しのあった場所に気をつけて歯を磨いていますか？

いつもしている・少ししている 93.4%

あまりしていない・できなかった 6.6%

○歯の染め出しをする前と比べて、すすんで歯みがきをするようになりましたか？

なった 74.9% どちらともいえない 18.2% なっていない 6.9%

今後も校区や学校歯科医と連携しながら、歯科保健の取組を継続していきたいと考える。

(2) 学ぶ意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもの育成

○確かな学力を育成するための授業改善と交流活動

本年度開催された島根県算数・数学教育研究大会(浜田大会)に向け、浜田市教育委員会指定公開授業に相互に参加することを含め、授業改善について、校内研修はもとより、研修交流を活発に行い、「授業づくり」を中心とした指導力向

上と児童生徒の学力向上を目指した。

また令和8年度浜田三中新生（現小学校6年生）に対して、中学校の教員による授業体験を含めた交流会を計画・実施した。これは、中学校の学び方を事前に知ること、児童同士・児童との関係づくり、中学校教員との交流を図ることで中1ギャップの軽減を図ることをねらいとした。

☆交流活動

3学期に行う新生説明会とは別に、入学する児童の交流活動と授業を通じた中学校の学び方(ねらいと振り返りのある授業)(課題に対して話し合う活動)(表現する活動)の体験活動を2学期（11/18）に実施した。

☆授業改善

○研究会、研修会、公開授業の参加について

- ・島根県算数・数学部会が主催している、夏期研修会や浜田市教育委員会主催、授業づくり研修会に中学校は数学科担当者全員、小学校は全教諭の半数以上が参加して研鑽を重ねた。
- ・研究会、研修会などの参加を校内研修計画に位置付け、年間を通じた全校での校内研修の充実を図った。

○授業改善の視点

- ・三中校区では島根県算数・数学教育研究会テーマ「確かな学力を育むための数学的な活動を活かした授業づくり」につながる研究主題を各校で設定し取組を進めている。具体的な取組としては、3つの視点「導入の工夫（かくす）」「ほめる」「たくさんやる」を教科や発達段階に応じて工夫し、研究を進めている。

5 成果と課題

(1) 中学校区で一体となった生活習慣づくり

- ・生活習慣づくりについては、各校の実態や発達段階に違いがあるため生活習慣の中の起床時間、学習時間、就寝時間をコントロールする力をつけることを共通確認し、各校独自の取組を進めている。
- ・家庭学習の時間やメディアとの接触時間などおおむね計画を遵守できた学校もある。また、基本的な生活習慣の確立のための学校の取組に対する保護者の肯定的回答率が上がった学校もある。保護者への取組前の説明や丁寧な情報共有が効果的だったと考えられる。
- ・家庭学習を進めるにあたって、よい手本を子どもたちに示したり、家庭学習

で取り組む内容、問題数、問題形式を学年の実態に合わせて調整したりしている学校が多い。一層の効果を高めるため、次年度もA Iドリルの効果的な活用について、中学校区で連携して取り組んでいきたい。

- ・次年度も、三中校区の養護教諭連絡会を定期的に行き、校区内のう歯と歯肉炎の保有率の変化に注目し、継続した取組を実施することで、児童生徒の歯と口の健康について意識を高めたい。今後も小中で連携し、学校歯科医や家庭と協力しながら歯科保健活動をさらに充実したいと考えている。

(2) 学ぶ意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもの育成

- ・小学校での「問いをもって考える姿勢」「同じ見方・考え方を繰り返し用いて理解を深める学習」の積み重ねは、第三中学校における数学科の学習へと確かに繋がっている。
- ・小学校段階では、問題の提示方法や具体物・図を用いた活動を通して、児童が自ら疑問をもち、考えを表現する経験を積み重ねてきた。こうした学習経験を基盤として、中学校では「問い」を手がかりに見通しをもって課題に取り組み、自分の考えを説明したり、仲間の考えを取り入れて思考を深めたりする姿が多く見られるようになっている。
- ・実際に第三中学校では、学校生活や授業に関する質問紙調査において、「授業が分かる」「学校が楽しい」と回答する生徒の割合が高く、特に数学科において肯定的な意識が顕著である。これは小学校段階から共通の視点で授業改善を進めてきた成果が、中学校段階での学習意欲や理解の深まりとして表れているものと考えられる。
- ・一方で、授業内では主体的に取り組む姿が見られるものの、家庭学習の定着や、学力向上を目指して粘り強く学び続ける姿勢には十分とは言えない面がある。また、「たくさん取り組む」ことが活動量の確保にとどまり、ねらいとする見方・考え方の自覚化や振り返りにつながりにくい場面も見られたため、今後は、何をどのように繰り返すのかをより明確にし、終末の振り返りや価値づけを通して学びを確かなものにしていく必要がある。
- ・小中連携の取組を継続的・発展的なものとするため、指導内容や方法の系統性をより意識した共有や、実践の成果を次の学年・校種につなげる仕組みづくりが課題である。

今後も、本校区の小中連携の強みを生かしながら、児童生徒が主体的に学び、粘り強く課題に向き合う姿を育てる授業づくりを継続し、確かな学力の育成を目指していきたい。

令和7年度 浜田市小中連携教育事業 実施報告書

1 ブロックの概要

ブロック名	浜田東中学校ブロック	
ブロック所属校名(代表者在籍校は校名の前に○印をつける)	学級数	
浜田東中学校	10 (6 + 4)	
○国府小学校	17 (12 + 5)	

2 現状と課題

(1) 事業推進の体制

管理職・事務部会の運営委員会と小中の職員によって構成される4つの部会(学習指導部会・ふるさと教育部会・生徒指導部会・特別支援教育部会)で事業を推進した。

- ・ 5月20日 第1回 浜田東中ブロック小中連携教育会議 運営委員会
- ・ 8月5日 第2回 浜田東中ブロック小中連携教育会議 運営委員会

(2) 現状や課題

小学校1校、中学校1校で、連携をとりやすい環境にある。保護者や地域も学校への関心は高く、協力的である。人権教育や特別支援教育に関して、合同研修などの事業を続けている。

また、各種調査やアンケートの結果より、以下の課題が小中学校で共通して見られ、改善に向けての取組を継続している。

- ・ 家庭学習時間やその主体的な取組に関して課題が多い。教員の授業改善等により、学力向上を図る必要がある。
- ・ 不登校児童・生徒及び支援が必要な家庭は、依然として多い。不登校の児童・生徒の発現が低年齢化、長期化しており、小中の接続が更に重視されている。

3 ねらい

令和7年度の浜田東中学校区の小中連携教育事業では、校区の課題やこれまでの取組を踏まえて、以下のねらいを設定した。特に、学力向上と不登校児童・生徒への対応を重点(◎)とし、小中連携の体制の強化と各校での対応の推進に努めた。

- (1) 自ら学ぶ意欲を高め、家庭での学習習慣の定着に向けた指導を継続する。
- ◎ (2) 学ぶ権利の保障を意識し分かる授業づくりに向けての取組を推進する。
- ◎ (3) 児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにする。
- (4) ふるさと教育の計画に基づき、系統的、連続的な指導を行う。

4 実践の概要

(1) 浜田東中学校ブロックで一体となった生活習慣作り

生活習慣作りの一助とするために、小中それぞれで情報モラル教室を実施し、SNSに関わる時間を決めるなどの取組を行った。

小学校 令和8年1月22日(木)

中学校 令和8年2月4日(水)



情報モラル教室<小学校>



情報モラル教室<中学校>

② 学ぶ意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもの育成

① 人権学習を推進し、児童・生徒の学ぶ権利の保障を意識して指導を行う。

○小中職員合同研修会(人権・同和教育)

・日時 7月28日(月) 14:00~16:00

・講師 松村みはる さん

・演題『部落問題へのおもい』

・グループごとに「教師という立場として、子どもたちにどのように伝えていくべきか」というテーマで意見交流を行った。

② 子どもの見方や知見を広げスキルアップを図る。

○小中職員合同研修会(特別支援教育)

・日時 8月5日(火) 14:00~16:00

・講師 鳥居 墨 指導主事 植木優香 指導主事(浜田教育センター)

「通常の学級における気になる子どもの見方について考える～子どもの見方とらえ方～」について講師より説明をしてもらった後、グループ別に演習を行った。演習では、事例をもとに子どもの見取りを行い、子どもの状況や背景について考えることができた。



<合同研修会>

○公開授業の相互参観

小中学校で研究授業等をお互いに参観し、情報の共有やスキルアップに努めることができた。また、小学校で取り組んでいる要約学習を参観し、中学校の要約学習につなげていくよう取組を進めている。

- ③ 学校運営協議会を活用する。
今年度からスタートした学校運営協議会の第2回目を小中学校合同で開催した。小学校と中学校が連携して取り組んでいることについて、互いに理解し合うとともに、学校のみならず地域の協力も得て共に取組を進める基盤づくりが進んだ。



<学校運営協議会>

(3) 学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成

① オープンスクールの見学や体験の工夫

11月26日に、浜田東中学校のオープンスクールを行った。前年までの反省をもとに、授業見学の工夫（少人数班、教科の選定）をし、より多くの教科を見学した。また、部活動体験では、中学1、2年生に事前に指導し、練習場所への誘導や練習の支援をした。中学生も、上級生としての自覚を高める機会となった。



<オープンスクール>

② 中学校教員による小学校6年生の授業見学と情報交換

3学期に、中学校教員が小学校6年生の授業を見学する機会を設定した。必要に応じて、生徒指導関係や特別支援教育関係の情報共有も行った。

③ 中学校見学

来年度入学予定の児童で、希望者に対して、保護者と一緒に中学校を見学できる時間を設けた。学校の様子を知ること、見通しをもち、安心して学校生活を始めることができるようになればと考えた手立てである。

(4) ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成

① 浜田東中学校校内ロードレース大会

毎年11月に開催されている「浜田東中学校校内ロードレース大会」に、今年度も小学生の希望者が参加した。参加する児童も増加し、小中連携教育事業の1つとして周知が進んできている。今後もよりよい形で継続して実施することができるよう、小中学校での協議に加えて、学校運営協議会の議題にあげ、地域も一緒になって検討していく予定である。



<ロードレース大会>

②ふるさと教育の充実

今年度より、教務部会と研究部会を再編し、ふるさと教育部会を設置した。小、中学校ともふるさと教育の計画に基づいて、系統的、連続的な指導を行ってきたが、各教科や総合的な学習の時間とのつながりを含めて、計画の見直しが必要と考えて変更した。今後、ふるさと教育の年間計画について、さらに見直し、より小中9年間にわたったふるさと教育を推進していく。



<小学校まちたんけん>

5 成果と課題

(1) 浜田東中学校ブロックで一体となった生活習慣作り

本ブロックの課題である家庭学習の主体的な取組について、令和6年度の調査と今年度の調査を比較した時に、数値が下がる結果となった。

○平日の学校の授業時間以外に、1日あたり1時間以上勉強する子どもの割合
(R6年度県学力調査・R7市教委独自調査 中学校区別統計(小5と中3))

R6年度 50.5% → R7年度 39.8%

○「家で自分で計画を立てて勉強をしている子どもの割合」

(R6年度県学力調査・R7市教委独自調査 中学校区別統計(小5と中3))

R6年度 61.5% → R7年度 52.7%

今年度も昨年度と同様に、小学校では、家庭学習の手引きを示し、学校から出された課題と自主学習に取り組むことや、学習として取り組むことの内容についても指導を続けている。学習習慣の定着を図りながら、質の向上を目指している。中学校でもこの数年間、家庭学習への取組は課題としてきたが、自発的、計画的に学習しているという意識の生徒は増加している。

さらに、テレビゲームをする子どもの割合は増加している。このようなメディアに対する時間短縮や情報モラルについて学ぶ機会を小中ともに設定し、改善を図っている。小学校では、保護者も一緒に講師から話を聞く機会を設けている。来年度も継続して取り組んでいく予定である。

(2) 学ぶ意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもの育成

研修後の感想にあるように、小中合同研修会を通して「子どもの見方とらえ方について、できないことに着目するのではなく『なぜ』『どのようにしたらできるか』という視点で考えることについて、改めて教職員みんなでも共有できたことがよかった。小中学校の教職員が共に研修を受けることで、お互いの意思疎通を図ることや、9年間を通して育みたい子ども達のイメージを共有することができた。また、互いに授業を参観することで、授業改善のヒントを得たり、児童生徒支援の手立てについて理解を深めたりすることができた。今後も目指す児童生徒像の実現に向けて、この取組を継続していきたい。

一方で将来の「夢や希望に向かって」いくことについては、依然として校区の課題であり、系統的で計画的な取組が必要であることを前年度の考察でも指摘している。

○将来の夢や目標をもっていると思う子ども（肯定的回答の割合）

（R6 年度県学力調査・R7 市教委独自調査 中学校区別統計（小5と中3）

R6 年度 62.6% → R7 年度 65.6%

今年度の調査で少しずつ成果が表れているが、今後も継続した取組を行っていく必要がある。

（3）学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成

不登校の児童・生徒の発現が低年齢化、長期化しており、小中の接続が更に重視される状況である。今年度は、オープンスクールにおいて、授業見学や部活動体験の工夫、希望者への中学校見学を実施し、中学校生活への見通しをより持てるようにした。また、教員も児童についての情報交換を密に行い、細やかな支援の実現を図れるようにした。

○自分には良いところがあると思う子ども（肯定的回答の割合）

（R6 年度県学力調査・R7 市教委独自調査 中学校区別統計（小5と中3）

R6 年度 58.2% → R7 年度 67.7%

割合は確実に伸びているので、今後も安心して学校生活を送ることができるよう手立てを講じるとともに、良さを認め自信を持たせる取組も継続したい。

（4）ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成

○地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある（肯定的回答の割合）

（R6 年度県学力調査・R7 市教委独自調査 中学校区別統計（小5と中3）

R6 年度 33.0% → R7 年度 37.0%

令和6年度と7年度の比較では、4%微増している。まだ、改善の途上だが、各種の調査、アンケートを指標とし、ふるさとに貢献しようとする気持ちの高まりや地域とのかかわりを実感していくことができるよう、系統的なふるさと学習の充実に向けて、実践を継続していきたい。

1 ブロックの概要

ブロック名	(金城) 中学校ブロック	
ブロック所属校名(代表者在籍校は校名の前に○印をつける)		学級数
金城中学校		5
雲城小学校		8
今福小学校		6
○ 波佐小学校		3

2 現状と課題

金城ブロックには中学校1校と小学校3校があり、学校規模や抱える課題に違いはあるものの、毎年様々な工夫をしながら9年間を見通した小中連携の取組を続けてきている。

今年度も、町内すべての学校の常勤職員が、5つの部会に分かれて、それぞれの部会の活動を通して下記のねらいの達成を目指すことを基本方針とする。また、小中学校間の交流、小学校間の交流をより充実させ、スムーズな小中接続につなげたい。

3 ねらい

ふるさと金城を愛し ともに学び 夢や希望に向かって努力する子どもの育成

4 目標

令和7年度までに、全国学力・学習状況調査における、国語、算数・数学問題の金城ブロックの平均正答率が、島根県平均を上回る。

5 実践の概要

(1) 各中学校区で一体となった生活習慣づくり

～「生活習慣づくり部会」の取組～

① 目標[評価指標]

ア「普段、2時間以上テレビゲームをする子どもの割合」を減らす。

イ「普段、1日あたり2時間以上SNSや動画視聴などをする子どもの割合」を減らす。

ウ「普段、1日あたり1時間以上 家庭学習をする子どもの割合」を増やす。

エ「家で自分で計画を立てて勉強をしている子どもの割合」を増やす。

家でのメディアと学習の時間を自分でコントロールしよう！（4年次）

② 取組（学力向上部会の取組とリンク）

○「家勉記録帳」の活用（全児童・生徒）

- ・「就寝時刻」「家庭学習時間」「メディア接触時間」の3項目について自分のめあてを設定し、年間を通じて「家勉記録帳」に毎日の取組結果を記録する。
- ・「家勉記録帳」は、各校、各学年の実態や担任の指導方針に基づき作成する。
- 「生活習慣ふり回りアンケート（自己評価）」の実施（小5・6年、中1～3年）
 - ・評価指標4項目について、月末に自己評価を行う。
 - ・自己評価の集計結果を、毎月の定例校長連絡会にて評価、分析する。

③ 評価

評価指標	学年	全国学調結果					R7 浜田 目標	R7					
		R4 金城	R5 金城	R6 金城	R7 金城	R7 浜田		5 月	6 月	7 月	9 月	10 月	11 月
ア	小6	56.0	設問	45.5	設問なし	50%以下	27	42	33	42	38	35	
	中3	37.9	なし	29.7			53	44	49	54	54	50	
イ	小6	24.0	設問	31.8	設問なし	設定なし	36	26	33	47	38	35	
	中3	34.5	なし	54.0			43	39	37	40	37	41	
ウ	小6	68.0	80.0	72.7	82	61.8	65%以上	73	63	57	63	76	50
	中3	65.5	64.6	51.3	48	51.4	65%以上	62	53	58	42	46	45
エ	小6	52.0	76.7	設問	設問なし	70%以上	73	58	71	58	71	80	
	中3	69.0	64.6	なし			60%以上	56	66	58	58	54	59

※ R7 浜田市目標値に達していない数値

④ まとめ（成果○ 課題●）

- 小学校では、ゲーム時間や動画視聴時間が昨年度より減少傾向にある。（小5時と比較）
- 中学校では、1時間以上家庭学習をする生徒や計画を立てて勉強する生徒が昨年度より増えてきている。（中2時と比較）
- 家勉記録帳やアンケートの継続的な実施により、多くの児童・生徒や家庭に取組が浸透してきている。一方で1時間以上の学習習慣が身に付いていない児童・生徒やメディア接触の長い児童・生徒が固定化しつつある状況も見られる。今後も各学校の実態に応じた取組を進めるとともに、保護者との連携も重要である。
- 児童・生徒の生活習慣を整えるため「睡眠の大切さ」について考える取組を行った学校があり、教職員・児童・保護者とも好評であった。来年度は校区の全小学校での取組を検討したい。

評価指標	学年	R6					
		5 月	6 月	7 月	9 月	10 月	11 月
ア	小5	48	26	41	67	35	32
	中2	45	36	41	39	35	39
イ	小5	38	42	41	40	40	37
	中2	27	27	32	35	35	39
ウ	小5	52	74	71	75	68	63
	中2	36	55	50	26	29	35
エ	小5	67	79	65	60	65	84
	中2	45	41	41	48	50	48

- 外部講師による「メディアが体に及ぼす影響」に関する学習や「デジタルシティズンシップ」の学習、体幹トレーニング、ビジョントレーニング等、各校の取組について話を聞き、大変参考になった。来年度も学校間での情報共有をより密にしていきたい。

(2) 学ぶ意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもの育成
～「授業改善・学力向上部会」の取組～

① 目標[評価指標]

- 「普段、1日あたり1時間以上家庭学習をする子どもの割合」を増やす。
(生活：ウ)
- 「家で自分で計画を立てて勉強をしている子どもの割合」を増やす。
(生活：エ)

金城の「自学」は、「自己調整学習」(4年次)

※自己調整学習:おおむね次のような内容を含む学習

- ①学習の計画段階で、めあてを考えたり学習の見通しを考えたりする。
- ②学習の進行場面で、自ら学習自体をモニターし、調整する。
- ③学習の結果としてのめあての達成状況を自己評価する。

② 取組 (生活習慣づくり部会の取組とリンク)

○「交流授業」の実施

- ・中学校の教員が小学6年生の授業をする。
- ・小学5・6年生が中学校の授業を参観する。

○「家庭学習」の改善

- ・家庭学習の手引き(内容、時間、やり方、ルール等：R4年作成)を参考に、家勉【宿題や自学(自己調整学習)、タブレットドリル、家読等】に取り組む。

③ 評価 ※生活習慣づくり部会の実施のアンケート結果による。(ウ、エ)

④ まとめ(成果○ 課題●)

交流授業について

- 連合音楽祭の前の音楽の授業を計画的に行うことができた。
- 中学校の入学説明会で、小学6年生の授業参観の時間を設け、中学校の授業の雰囲気を感じてもらった。
- 人権集会については、小学生にもわかりやすく話してもらい、聴覚障がいについて理解を深め、講師の先生が頑張っている姿を肌で感じる事ができた。
- 今年度は校内事情により英語の授業ができなかったが、できれば音楽以外の授業も計画的に行っていきたい。

家庭学習について

<雲城小>

- 毎月の「書き取り会、計算会」に併せて、家勉週間を設定し、家庭学習の時間、メディアの時間、寝る時刻について、めあてをもって生活した。基礎学力の定着と自分の生活の見直しにつながった。
- 宿題については取り組みに個人差があり、高学年は宿題の目的や意味を自分たちで考えたり、持ち方について話し合ったりし、宿題への意識を高めた。

<今福小>

- 毎月1回全校で統一して家勉週間を実施している。書き取り・計算練習に加え、学級の実態に合わせて、自学も取り入れている。AIドリルを授業や家庭学習で、児童の実態に応じて活用している。

<波佐小>

- 「家勉記録カード」を活用し、「時間」という明確な基準を提示したので、児童に家庭学習の習慣が身についているかを把握しやすかった。家庭と連携して取り組みやすく、児童の家庭での学習習慣定着につながった。
- 各小学校ともに、取組に個人差があることが課題である。今後、個人差に応じた取り組みを検討する必要がある。また、家庭学習については家庭への啓発や、家庭との連携をさらに進めていく必要がある。

<金城中>

- 家庭学習の手引きを参考に、家勉に取り組むよう働きかけた結果、「家で自分で計画を立てて勉強をしている子どもの割合」が、3年生において年間を通して約50%であった。
- 家勉ノート（自学ノート）の内容については個人差が大きいですが、定期テスト前には、内容が充実してきている。テスト勉強計画表を作成し、毎日提出させて評価しているからだと思われる。
- AIドリルの活用が長期休業以外では、計画的にできなかった。学校全体での計画的な活用を考えていきたい。
- 金城中で昨年度から要約学習に取り組んだ。部会で成果を確認し、昨年度末に、来年度からブロック全体で取り組むことを検討した。今年度すべての学校で取り組みがスタートした。児童、教員の負担にならないように継続して9年間取り組みれば、より成果が上がると思う。高校入試制度の変更により、面接、作文、プレゼンテーションなども行われており、要約学習で身につけた力が生かされると考える。
- 今年度、中学校全国学力調査の理科はC B T方式の調査であった。中学校からタブレットのタイピングの重要性を話したところ、すべての小学校で取組が行われた。小中連携の成果である。

③ 学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成
～ 「夢企画部会」の取組～

① 目標〔評価指標〕

- 「将来の夢や目標をもっていると思う子どもの割合」を増やす。
- 「自分には良いところがあると思う子どもの割合」を増やす。

② 取組

○ 小学校学校間交流の実施

低学年交流会

◇ねらい

「金城町内の低学年児童の交流を深め、友情の輪を広げるとともに、多人数の中での生活を体験することにより友達と協力する大切さを知る。」

<期日>令和8年1月29日(木)

<場所>波佐小学校

<内容>交流活動(学校紹介・名刺交換・ボール送りゲーム・オリエンテーリング他)

中学年交流会

◇ねらい

「金城町内の同学年児童の親睦を深めるとともに、集団での体験活動や学習を通して、友だちと協力する大切さや楽しさを知る。」

<期日>令和7年10月8日(水)

<場所>雲城小学校

<内容>交流活動(なかよくなるゲーム他)

交流授業(3年:音楽、体育 4年:体育、国語)



高学年交流会

◇ねらい

「金城中校区の高学年児童が、キャリア教育の視点をもって一緒に活動することを通して、友情の輪を広げるとともに、将来に向けて夢や希望をもつことの大切さを知る。」

<期日>令和7年11月27日(火)

<場所>雲城小学校

<内容>午前 GGG(江津グループゲーム)

午後 5年:夢授業 浜田商業高校生徒9名によるトークセッション

6年:授業「道徳～スリンプルプログラム」



○小中連携交流活動の実施

人権集会

＜期日＞令和7年12月16日（火） ＜場所＞ふれあいジム・かなぎ

＜内容＞講演：「聴覚障がいと私と、デフリンピック」

講師：松江ろう学校教諭 足立 祥史 氏

職場体験紹介

＜期日＞令和7年11月～

＜内容＞金城中学校3年の学習発表会用の「職場体験のまとめ」動画作成とその動画を町内小学校3校がTeams（金城地区教職員グループ）で視聴

入学説明会

＜期日＞令和8年2月5日（木）

＜内容＞金城中学校入学説明会の取組（2年生による授業見学の案内、学校紹介のプレゼンテーション、質疑応答）

③ 評価

項目		市全体	金城 ブロック	R7 市 目標値
将来の夢や目標をもっていると思う子どもの割合	小	80.2	84.1 (R6:76.3)	89.3
	中	65.3		80.6
自分には良いところがあると思う子どもの割合	小	82.2	88.6 (R6:86.4)	80.0
	中	82.4		80.0

※浜田市教育委員会 学力向上推進室作成の資料より「2025 全国学力調査結果」

④ まとめ

小学校学校間交流では、集団での体験活動を重視した内容や、キャリア教育の視点を取り入れた内容となるよう改善を図った。10月に予定されていた低学年交流会は、会場の都合で1月に変更になった。中学年交流会は、複数の教科の学習を合同で行うことができ、様々な児童と関わりながら学習を進める有意義な時間となった。中学校に向けて、このような交流を毎年こつこつと積み上げていきたい。高学年交流会は、交流と学習を午前と午後に分けて実施した。午前には、講師を招き主に親睦を図る交流を行い、午後は5年生が自分の将来について考える授業を、6年生が他者とのかかわる力を育むための授業を行った。一日の交流を通して、他校の児童と仲良くなったり、学年ごとの授業を通して互いの学びを深めたりする姿が見られた。全体交流以外にも、学習活動に応じて学校間交流を実施する回数が増えてきているため、今後も積極的に交流を図っていきたい。

小中連携交流活動では、中学校の人権集会に高学年児童が参加するとともに、中学生の職場体験の様子を小学生に動画で紹介する取組を実施した。動画を視聴した6年生が感想をチャットで送り、反応を示すようにした。また、中学校入学説明会では、生徒による学校紹介やグループごとの学校案内を実施した。これらの取組により、小学生は中学校での学びの様子や中学校生活にイメージを抱

くことができ、中学生にとっては6年生児童や保護者に見てもらうことで自己有用感の高揚につながると考えられる。

目標としている評価項目について、めざす子どもの割合はいずれも増加傾向にある。今後も改善を図りながら取組を継続させていきたい。

(4) ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成

① 目標〔評価指標〕

- 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあると思う子どもの割合」を増やす。
- 「総合的な学習の時間に集めた情報を、課題に沿って整理して考え発表する学習に取り組んでいると思う子どもの割合」を増やす。

小中学校で一貫した「ふるさと教育」の推進を図ろうとする意欲を高める。

② 取組

- ふるさと教育については、今年度も「評価指標」を意識した学校ごとの取組とした。主な活動として、事務局が中心となり、町内6つのまちづくりセンターと連携した教職員対象の「町内巡り」を実施した。
- 「教職員対象 金城町内巡り」の実施
 - ・ 期 日 令和7年8月21日（木）8時30分～12時30分
 - ・ 目 的 今まさに「まちづくり」を担っておられる、各まちづくりセンターが推薦する「おすすめの場所」を巡ることを通して、金城町内の豊かな自然や文化、歴史を大切にしながら、小中学校で一貫した「ふるさと教育」の推進を図ろうとする意欲を高める。
 - ・ 内 容 各まちづくりセンター職員や地域の関係者の説明のもと、教職員がバスで金城地域を巡り、金城町への理解を深めた。
 - ・ 今年度初めて金城町内に着任した職員を中心に、18名の参加があり、「A 今福・久佐・美又コース」「B 波佐・小国・雲城コース」の2コースに分かれて行った。
 - ・ 各見学先では、主に各まちづくりセンターのセンター長をはじめとする職員の方々や地域住民や企業の方々が説明をしてくださり、「金城町をより深く知る」ためのよい学びとなった。

③ 評価

項目		市全体	金城 ブロック	R8 市 目標値
地域や社会をよくするために何をすべきかを考える ことがあると思う子どもの割合	小	59.1	62.5 (R6 58.5)	55.7
	中	44.1		42.7
総合的な学習の時間に集めた情報を、課題に沿って整理 して考え、発表する学習に取り組んでいると思う子どもの 割合	小	66.2	79.7 (R6:78.0)	67.5
	中	69.6		76.7

※浜田市教育委員会 学力向上推進室作成の資料より「2024 全国学力調査結果」及び市独自調査(R7 より)

③ まとめ

「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあると思う子どもの割合」は、昨年度より 4.0 ポイント増えた。また、「総合的な学習の時間に集めた情報を、課題に沿って整理して考え発表する学習に取り組んでいると思う子どもの割合」も、昨年度より +1.7 ポイントとなった。いずれも、ふるさと教育の充実と、町内巡り等の活動を通して、まず指導者から子どもたちにとっての「ふるさと金城」を知ろうとする態度が成果につながっていると考える。

一方で、以前から金城町内に勤務している職員はこの町内巡りには参加しないことが通常のものである。体験者から間接的に情報を得るのもよいが、ふるさと教育のための教材のヒントについて、より多く直接体験によって知るという点で、金城ブロックでの勤務歴が長い職員にも参加を促すべきではないかと感じた。来年度以降は、実施時期等を比較的に参加しやすい時期に設定する等の工夫をして、初めて赴任した職員はもちろん、他の職員にも積極的に参加を呼び掛けるとよいと考える。

(5) 子どもたちの学びを支える基盤となる人権教育研修

① ねらいについて

「浜田市小中連携教育基本方針」の 4 項目に基づく活動を充実させるには、児童生徒の学びと暮らしに寄り添い、ともに学び、時に励ます学校職員の在り方が鍵となる。その基盤的な資質を身に着けるために、金城ブロックでは毎年度人権教育に関する研修をブロックの全職員対象で行っている。

今年度は、人権課題の一つである「同和問題」を取り上げ、部落解放同盟島根県連合会の吉田智幸事務局次長を講師に迎え、「部落差別の現状と、今伝えたいこと」という演題による講演を開催した。

② 概要

講演では主に、「法整備の変遷」「具体的な差別事件の概要」「教職員に期待することと、行動への提言」について話された。その後講演内容等についてのグループ別協議・発表を行い、全体での情報共有を図った。

③ 成果と課題

【成果と課題】

金城ブロックの学校職員は、公務員であり教育関係者でもあるので、様々な人権問題が起きた際に、人権を擁護する立場としての「特定職業従事者」に二重に該当する。しかし、本来は啓発する側であるべき職員の中に、「部落差別が今も現存する」ことを今回の講演会で初めて知った者が一定数いたことに驚いている。

これからも金城ブロックをはじめとする学校の児童・生徒を支える立場の者として、同和問題に限らず、あらゆる人権問題について、今後も機会をみつけて研修を行う必要性を強く感じた。

6 成果と課題

4年間の取組を進める中で、必要に応じて組織を再編し、部員の主体性や評価指標を明確にしながら取組を進めてきた。ブロック全体の共通理解を図るため、年度初めに町内全職員が集まって部会と総会を開き、各部の目標や取組内容を確認した。また、年度途中で、それぞれ部会を1～2回開催して評価・改善を図り、年度末総会で、取組の成果と課題を共有した。

各部の取組は、各校の実態に合わせて推進するとともに、毎月の定例校長連絡会において各部の進捗状況を確認し合ってきた。そして、各部会の取組がより効果的なものとなるよう改善を図りながら取り組むことができた。

「令和7年度までに、全国学力・学習状況調査における国語、算数・数学問題の金城ブロックの平均正答率が、島根県平均を上回る」という目標に対し、今年度は表1のような結果を得た。

小6においては、国語、算数いずれも県平均をわずかながら上回り、目標が達成できた。一方、中3においては、国語ではわずかに下回り、数学では4年間を通じて大幅に下回ることが多く、今年度も大きく下回っている。

家庭学習に関する調査については、R7年度から県が調査を打ち切ったため、また、浜田市の調査結果が小中を分けずに金城ブロック全体の平均値しかわからないために、単純に比較することはできなくなった。参考として浜田市の値と比較すると、「家で自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の平均値は浜田市を上回っている。また、「普段（月～金曜日）、1日あたり1時間以上家庭学習をしている」児童生徒の平均値は、小学校では下回るが、中学校では上回っている。

「将来の夢や希望をもっていると思う子どもの割合」が低いことを受け、一昨年度から「高学年交流会」で、外部講師や浜田商業高校の生徒を招いた「夢教室」「志授業」を実施している。今年度は、浜田商業高校生徒9名によるトークセッションや、子ども同士の親睦を図るゲームなどに取り組んだ。子ども達が自分の将来について、より広い視野から真剣に考える貴重な時間となった。

評価・改善を図りながら取組を推進し、この4年間、年々充実、定着してきていると感じる。一方、課題も出てきており、年度末の定例校長連絡会や総会で3年間の取組の総括をし、次年度に生かしていきたい。

来年度以降も、より小中の連携を深めるとともに、これまでのように金城町の子ども達の成長を支えていきたい。

表1 R4～7 全国学力・学習状況調査結果

【教科】

(%)

学年	教科	令和4年度					令和5年度				
		金城ブロック	浜田市	島根県	プー県	全国	金城ブロック	浜田市	島根県	プー県	全国
小6	国語	69.0	60.0	64.0	+5.0	65.6	69.0	64.0	65.0	+4.0	67.2
	算数	61.0	57.0	61.0	0	63.2	63.0	58.0	59.0	+4.0	62.5
中3	国語	69.0	69.0	69.0	0	69.0	68.0	68.0	70.0	-2.0	69.8
	数学	40.0	46.0	49.0	-9.0	51.4	48.0	47.0	48.0	0	51.0

学年	教科	令和6年度					令和7年度				
		金城ブロック	浜田市	島根県	プー県	全国	金城ブロック	浜田市	島根県	プー県	全国
小6	国語	75.3	63.0	67.0	+8.3	67.7	65.1	64.0	64.0	+1.1	66.8
	算数	63.4	58.0	61.0	+2.4	63.4	55.5	55.0	55.0	+0.5	58.0
中3	国語	55.0	54.0	57.0	-2.0	58.1	51.0	50.0	53.0	-2.0	54.3
	数学	40.0	45.0	49.0	-9.0	52.5	33.0	40.0	46.0	-13.0	48.3

【質問紙】

(%)

学年	質問項目	令和4年度					令和5年度				
		金城ブロック	浜田市	島根県	プー県	全国	金城ブロック	浜田市	島根県	プー県	全国
小6	ア	52.0	60.7	71.9	-19.9	71.1	76.7	64.2	65.0	+11.7	70.7
	イ	68.0	49.6	60.2	+7.8	59.1	80.0	50.5	59.0	+21.0	57.1
中3	ア	69.0	58.6	64.7	+4.3	58.5	64.6	52.8	61.4	+3.2	55.0
	イ	65.5	53.0	57.1	+8.4	69.5	64.6	46.7	52.2	12.4	65.8

学年	質問項目	令和6年度					令和7年度				
		金城ブロック	浜田市	島根県	プー県	全国	金城ブロック※	浜田市※	島根県	プー県	全国
小6	ア						64.1	63.4			
	イ	68.2	47.3	51.7	+16.5	54.6	42.2	52.2			
中3	ア						64.1	50.7			
	イ	51.3	47.0	51.0	+0.3	64.3	42.2	30.8			

※浜田市による独自調査結果

ア：家で自分で計画を立てて勉強していますか

イ：普段（月～金曜）、1日あたり1時間以上家庭学習をしていますか

1 ブロックの概要

ブロック名	(旭) 中学校ブロック
ブロック所属校名(代表者在籍校は校名の前に○印をつける)	学級数
○浜田市立旭中学校	5
浜田市立旭小学校	7

2 現状と課題

令和6年度は「学習習慣づくり」「授業づくり」「集団づくり」の3つの部会で活動し、部会ごとに、次のような振り返りをした。

○学習習慣づくり部会

小学校は肯定的に回答した割合が大幅に伸びた。意義を理解して意欲的に進めることができるようになったことが要因であると考えられる。中学校はあまり変化が見られなかった。定着した生徒とそうでない生徒が二極化しているためだと考えられる。小・中学校ともに学習時間が増えていないことが課題である。

○授業づくり部会

訪問指導や研究授業を互いに見合う取り組みを各校2回ずつ実施した。互いに児童生徒の様子を見合うことで、実態の把握や成長した様子を共有することができた。Teamsでの授業感想の共有は、継続した取組みにならなかった。共有の目的を明確にしたり、書き込みの視点を明確にしたりすることで、より効果的な活用方法について検討する必要がある。

○集団づくり部会

中学校での体験や交流を各学期に1回、合計3回計画し実施した。早い段階から中学校への見通しを持つことができ、繰り返し行うことで、中学校生活への不安を和らげる場として、有効であった。

3 ねらい

新たな事業を展開するのではなく、すでに取り組んでいることを整理したり、焦点化したりすることで、小中連携教育により成果を上げる、9年間を見通した連携をさらに進めていく。

4 事業の概要

- ① 各中学校区で一体となった生活習慣づくり
- ② 学ぶ意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもの育成
- ③ 学校不適應を考慮し、変化に対応できる子どもの育成
- ④ ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成

今年度も「学習習慣づくり」「授業づくり」「集団づくり」の3つの部会で活動した。各部の活動の重点を絞り、以下の通りとした。

○学習習慣づくり部会

「家で自分で計画を立てて勉強する」児童生徒を増やす取組。

それぞれの学年や発達段階、実態に応じて方法を考え、取り組む。児童生徒の変容については、Forms アンケートを活用した。

○授業づくり部会

授業改善の取組。

訪問指導や研究授業を互いに見合い、感想や気付いたことを伝えた。

○集団づくり部会

中1ギャップの解消に向けた取組。

1学期から児童生徒が様々な形で交流することで、中学進学への不安解消を目指した。

5 成果と課題

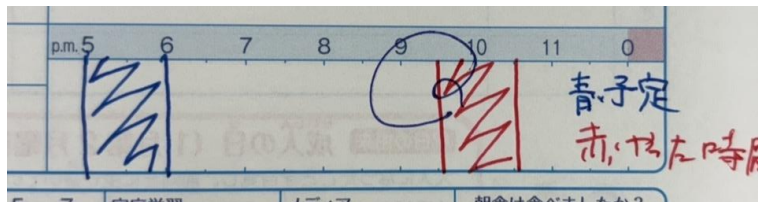
(1) 学習習慣づくり部会

小学校では、その日の家庭学習の時間や、自学の内容を発達段階に応じて連絡帳に記入するようにした。

中学校では、「デイリーライフ」を活用し、終礼時にその日に行う家庭学習の予定をたて、翌日朝に振り返りをして提出するようにした。

【中学校デイリーライフより】

【生徒が予定を青、実施を赤で、記録し、担任が確認しているデイリーライフ】



児童生徒の変容は以下の通りである。

【小学校】

① あなたはやることを決めて家庭学習をしていますか。(宿題や自学ノートなど)

5月

している 66%

ときどきしている 22%

ほとんどしていない 10%

していない 2%

12月下旬

している 71%

ときどきしている 14%

ほとんどしていない 10%

していない 5%

② 自分で決めた時間、家庭学習をしていますか。

5月	
している	51%
ときどきしている	21%
ほとんどしていない	12%
していない	16%

12月下旬	
している	50%
ときどきしている	26%
ほとんどしていない	11%
していない	13%

③ どのくらい家庭学習をしますか。(月～金)

5月	
10分	17%
20分	12%
30分	24%
40分	15%
50分	5%
1時間	11%
1時間以上	11%
していない	5%

12月下旬	
10分	16%
20分	13%
30分	40%
40分	18%
50分	5%
1時間	6%
1時間以上	2%
していない	0%

【中学校】

① あなたは自分で計画を立てて家庭学習をしていますか。

5月	
している	31%
ときどきしている	39%
ほとんどしていない	23%
していない	7%

12月下旬	
している	33%
ときどきしている	35%
ほとんどしていない	20%
していない	12%

② 自分で決めた時間、家庭学習をしていますか

5月	
している	31%
ときどきしている	37%
ほとんどしていない	21%
していない	11%

12月下旬	
している	31%
ときどきしている	36%
ほとんどしていない	20%
していない	13%

③ 1日どれくらいの時間ですか。

5月		12月下旬	
～15分	13%	～15分	11%
15～30分	23%	15～30分	20%
30分～1時間	39%	30分～1時間	31%
1時間以上	18%	1時間以上	33%
していない	7%	していない	5%

小学校では5月に比べ12月は、家庭学習をしない児童が0%となった。これは、教員が決めた学習であっても、児童に家庭学習の意義が伝わっているため、取り組むことができるようになってきていると考えられる。

中学校では、1時間以上家庭学習をしている生徒の割合が大幅に増えた。とくに3年生の割合が増えており、入試やそれぞれの目標に向けて自分なりに考えて学習に取り組むようになったと考えられる。

小・中学校ともに家庭学習をする児童・生徒の割合があまり増えていないことが課題であるが、上記のとおり中学校3年生においては多くの生徒が主体的に家庭学習に取り組んでいることから、目標があれば家庭学習をする習慣がつくと考えられる。今後、発達段階に合わせた目標を設定し、それを学習につなげていけるような工夫をする必要があると考える。

(2) 授業づくり部会

訪問指導や研究授業を互いに見合う取組を各校2回ずつ実施した。互いに児童生徒の様子を見合うことで、実態の把握や成長した様子を共有することができた。また、児童生徒にとっても、各校の教職員の顔がわかり、張り切って学習に取り組む姿が見られ、励みになっていた。

小学校中学校ともに、主として協働的で対話のある学びにつながる授業を行ったが、互いの参観授業の後の研究協議ができなかったことが課題だったため、今後は授業改善のための共有が十分できるように、協議の視点を授業前に示し、直接研究協議に参加できない場合でも、フィードバックができるような仕組みづくりを考えていく必要がある。

また、切れ目のない指導や支援を行っていくために、小学校の図書館活用の年間指導計画を作成・整理し、中学校へと情報提供している。次年度は、資料をもとに、中学校が情報活用の既習事項を確認する際に活用したり、小中学校あわせてのICT活用チェックリストなども整備したりしていきたい。

1 ブロックの概要

ブロック名	弥栄中学校ブロック	
ブロック所属校名(代表者在籍校は校名の前に○印をつける)		学級数
○ 弥栄中学校		3
弥栄小学校		5

2 現状と課題

(1) 毎月、管理職会と教育委員会弥栄分室を交えた連絡会を実施している。

また、小中合同職員会議を各学期に実施している。小中合同職員会議では、小中連携教育の取組を協議したり実施したりしている。それ以外でも機会がある毎に児童生徒の様子について情報交換を行い、連携を密に図っている。そうした継続的な取組を地道に行うことで、小中の児童生徒のみならず教職員同士も互いの理解が深まってきている。

加えて、今年度から実施している弥栄中校区コミュニティ・スクールに関わっては、小中9年間で共通して育てたい能力として「非認知能力」「コミュニケーション能力」を挙げ、そのための取組についても各プロジェクトで実践できることを話し合い、アイデアや意見交流をしている。

(2) 小中の研究内容や教育活動の相互理解に努めるとともに、小中共通の課題であった学習習慣づくりに取り組むため、昨年度に大きな組織改編を行い、3つのプロジェクト会【①授業づくり部 ②学習習慣づくり部 ③健康づくり部】を組織して、視点を明確にした取組を行い、その充実を図っている。

【①授業づくり部】

各校での研究授業をはじめとして、各種訪問指導に合わせて案内を出し合い、異校種間での参観授業を行っている。

また、例年行っている漢字検定は、小学生・中学生ともに年1回実施し、漢字に関する自身の実力把握や上の級への意欲向上に大いに役立っている。

【②学習習慣づくり部】

家庭学習に「主体的に取り組んでほしい」「振り返りを大切にしたい」などの意見から、まずは「自分で学習計画を立てる」ことに取り組んでいる。

「自分から進んで取り組む」児童生徒が増えてきた一方で、学習習慣が定着しない児童生徒への個別支援が必要との課題も挙がっている。

【③健康づくり部】

小中合同でたくましい心と体をもつ児童生徒の育成を目指し、「未来へつながる食生活～元気で活躍するために～」をテーマに「たのしい・おいしい・チャレンジ!」という取組を行った。今年度は、「塩ちょっぴりで

おいしい料理」をテーマにし、このチャレンジを通して子どもたち自身が減塩について知り、関わることで食全体への意欲や関心を高めることをねらいとした。

さらに、集団づくりを意識して小中合同運動会を成功させるための取組（生徒会・児童会が中心となった応援・役員等の運営）を計画的・意図的に行っている。その延長線上に「小6中1交流会」を位置付け、スムーズな小中接続に生かしている。

(3) プロジェクト会のそれぞれの課題として、

- ① 小中学校での発達段階に応じ、かつ、継続性のある学習規律への取組
- ② 「自分の生活（人生）を自分でつくれる子どもの育成」に向けての取組
- ③ 小学校は、考えたり作ったりすることや時間の確保が難しかった。献立は、おかずが絞った方が選びやすいという意見があったが、子どもからは、ご飯・汁など自由だったから良かった、楽しかったという感想もあった。

などが挙がっていた。

3 ねらい

弥栄中学校校区における教育活動に関して小中学校が連携して取り組み、弥栄地域でのコミュニティ・スクール導入に伴い、その質の向上やより充実した学校運営に資するとともに、児童生徒のよりよい成長（確かな学力と豊かな人間性）を図る。

4 実践の概要

① 各中学校区で一体となった生活習慣づくり

① 食生活習慣の向上

〈パート1〉 夏休みに「食べ方の工夫」「作り方の工夫」にチャレンジ

中学生には『「はまだ健活事業所応援プロジェクト事業」に係る食事調査報告書』を活用し、減塩に関するアンケートから解決すべき健康課題を意識させたり、「食べ方の工夫」「作り方の工夫」を学んだりするなどの事前指導を行った。

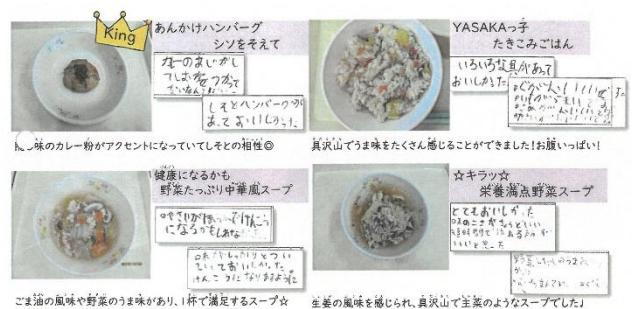
〈パート2〉 「塩ちよっぴり」を意識した料理を考案した。

小学校高学年で1品、中学校は学年毎に1品ずつ考案

〈パート3〉 「The King of Low salt コンテスト」開催

合計4品エントリーし、給食に出していただき、投票し、King 決定

- ・指導の前後で（6月・11月）「減塩に関するアンケート」実施
- ・PTAの給食試食会で、学校栄養士による減塩指導実施



②学習習慣の向上【小中それぞれの発達段階に合わせた家庭学習の取組】

学習習慣を向上させるために、基本的な生活習慣を確立し、小中それぞれの発達段階に合わせた家庭学習への取組を行っている。

家庭学習に関しては、小中共に「家庭学習の手引き」を配付し、小中それぞれの発達段階に合わせた指導を行った。「学習の手引き」には学習の例を低中高学年ごとに（低学年約10項目、中高学年20項目以上）リストアップして児童に示し、自分で選択して家庭学習に取り組むことができるようにした。さらに、小学校では、さらに「家勉強がんばるぞ〜！」を配付し、より自主的に学習に取り組めるよう具体的に分かりやすく指導している。

中学校では、デイリーライフ（学習連絡帳）に翌日の授業内容やその日の家庭学習の計画や内容を学級終礼時に記入し、担任はそれを見てアドバイスやコメントを返した。長期休業中も継続して家庭学習を計画的に行うよう冊子を配付した。また、小学校高学年では、中学校の取組に準じた1週間分のスケジュール表を作成し、家庭からのコメントをいただいて担任がコメントを入れた。



＜家勉強がんばるぞ〜！＞

（2）学ぶ意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもの育成

① 授業参観交流

年度始めと年度終わりの小中合同職員会議に合わせ、小中相互の授業参観を行っている。今年度は、年度始めに小学校教職員が中学校授業を参観し、年度終わりには中学校教職員が小学校の授業を参観し、相互で参観授業を実施した。また、それ以外にも、研究授業や訪問指導が行われる際にはお互いに案内を出し、教科に関わる教員や都合がつく教員が可能な範囲で参加できるよう案内したが、お互いの校内事情等で都合が合わず実際の参観は管理職のみで、管理職以外の教員の授業参観は叶わなかった。

小中の教職員が互いの授業を見合うという経験は思いの外少ないため、貴重な体験となっている。その中で、中学校教職員は小学校の丁寧な授業運びに、小学校教職員は中学校の学問的専門性に富んだ授業内容に学ぶことが多く、特に特別支援教育の授業づくりは刺激になる部分が多くあってよかった等と高評価を得ている。



＜小中合同職員会議＞



＜小学校の研究授業＞



＜小中合同職員研修＞

②漢字検定の取組

「漢字検定」の取組は、児童生徒の間にも定着している。前年度までの取組で多くの児童生徒が自分に合った級で合格を目指したり、さらに上の級に挑戦したりするようになってきている。受検までの学習や本気で取り組む姿勢を大切にすることを小中で共通理解した上で、小学6年生9名、中学生19名の計28名が1月に受検した。さらに、今年度はこれまでの取組の成果と課題を振り返り、小学1年生から5年生はCRT国語を1月に実施した。

これらの取組には、地域の理解も得られ「弥栄みらい創造会議」という自治組織から財政的な支援を受けている。その予算で事前学習のための問題集を児童生徒に配付したり、検定費用の補助に活用したりしている。

また、小学校高学年では、漢字検定の問題集を家庭学習に位置付けて事前学習を図っている。中学校では、継続して国語科で「明窓」の視写を行う取組を通して、漢字を書くことへの苦手意識をなくさせたり、漢字の書き間違いの指導を行ったりしている。工夫した取組と、丁寧な個別指導を大切にしている。

③ 学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成

①小中学校合同運動会

今年度で11回目となる小中学校合同運動会を9月27日(土)に実施した。

小中合同で運動会を実施することは、弥栄ブロックの特色的な取組の一つであり、中1ギャップの解消や小学生から中学生へのスムーズな移行など、小中連携教育において大きな役割を果たしている。

事前学習として、運動会に向けて小学生と中学生の交流を深めるとともに、計画的に準備を進めるため、7月9日(水)に「運動会小中合同集会」を実施した。まずは、中学生のリードで会は進行し、小中それぞれのリーダーによるスローガン発表が行われ、運動会に向けての決意を述べた。続いて、中学校生徒会担当が考えた色分けレクリエーションを行い運動会の色組を決めた。そして、決まった色別に分かれて自己紹介を行い、最後は色組に分かれて、小学校児童会担当によるボール回しリレーのレクリエーションを行い、チームワークや親睦を深め、協働性を高めることができた。

中学生の声掛けや行動を見て、全体を引っ張っていくにはどうすればよいのかなど、とりわけ小学校高学年の児童にとって学ぶべき点が多かった。小学生、中学生がそれぞれの立場や役割を自覚し、それをベースに準備を進めるという形ができたことは、それぞれにとって大きな意味があった。



<運動会小中合同集会(色別集会)>



<小中色別リーダー>

②小6中1交流会

2月6日(金)、弥栄中学校の入学説明会にあわせて「小6中1交流会」を行った。

「小6のみんなに中学校生活をより安心して楽しく感じてもらいたい」という目標を達成するために、自分たちはどうすればよいのか、何が必要か、どんなスケジュールで進めていくかなど、全てを中学校1年生が自分たちで考えて企画を準備・運営した。

内容は、学校紹介を兼ねた「弥栄中クイズ」、お互いの気持ちを伝えあうレクリエーションとして「以心伝心ゲーム」など、6年生の緊張や入学前の不安を少しでも取り除くことができ、進学への期待や意欲を高めることができた。

そして、小6の児童からは「最初は少し緊張していたが、楽しくて良かった」などの感想があり、この交流会の目的は達成されたように思う。中学1年生は、上級生としての自覚や自己有用感を高めることができた。



<1年生が企画・準備・運営>



<弥栄中クイズ>



<以心伝心ゲーム>

(4) ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成

①弥栄産業まつりでの発表

弥栄では、毎年秋に「弥栄産業まつり」が行われており、弥栄小学校は石見神楽、弥栄中学校は和太鼓を披露している。石見神楽や和太鼓は、弥栄小中学校のふるさと教育の中心的な活動の一つであり、学習発表会での発表だけでなく、地域の行事に参加し地域の皆様に見ていただくことが、学校の地域貢献の一つと考えている。同時に、地域での発表後には地域の方から、「よかった」「感動した」などと直接お声がけしていただくことが多く、これが児童生徒の達成感・充実感につながっている。さらに、この取組が児童生徒のふるさとへの愛着をより一層高めていると考える。

※今年度は、当日雨天のため、小学校の石見神楽「大蛇」は上演できなかった。



<中学校 和太鼓>



<小学校 石見神楽> ※昨年

5 成果と課題

4- (1) ①「たのしい・おいしい・チャレンジ!」について

今回の活動で、児童生徒共に改めて食生活に関心をもつことができた。児童生徒の振り返りには、「人の身体は食べ物でできているので、普段の食生活を見直す

とても良いチャレンジになりました。」「健康のために塩分をあまり摂らないようにするためのいろいろな工夫があることが分かりました。」など、この取組を通して健康な身体や自分の生活を見直したり考えたりすることができた。さらに、保護者からは、「今回のチャレンジを通して子どもたちの食に対する意識は以前より高くなったと感じています。」「単なる減塩の取組だけでなく、食全体への関心が深まって、日々の食生活を見直すきっかけになりました。」などの感想が寄せられた。

来年度は、弥栄町で配布されているリーフレット「未来へつながる食生活～元気で活躍するために～」の中の野菜をテーマに行う予定である。ベジチェック、食べ比べ実験、保護者の体験等の工夫を行い、食生活に関する課題に取り組んでいきたい。

4-（1）②「学習習慣の向上」について

「学習を決まった時間に取り組む習慣」ができつつある。小学校の校内児童評価の「目標に向かって進んで行動している」という項目が前期評価 79.6%から後期評価 84.2%と約5ポイント増えている。「目標を立て実現に向かって努力する」という意識が高まってきていると言える。ただし、浜田市独自調査項目において、弥栄ブロック全体で見ると、「自分で勉強の計画を立てて勉強している」66.7%（昨年度も 66.7%）と横ばい状態である。小中ともに小規模校故に母数は少ないとは言え、3人に1人が達成できていないことは課題である。今後も小中で連携して、「継続的な取り組み」、「より効果的な取り組み」を探っていきたいと考えている。

4-（2）①「授業参観交流」について

今年度も、年度当初に計画した授業参観としては年2回の実施であった。

また、12月22日(月)には、小中合同研修会を実施し、ワークショップ形式で研修を行うなど、小中の全職員がより自分の思いを表し意見交換することができるといった方法で行った。また、1月の小中合同職員会では、各プロジェクト部会で今年度の振り返りをし、成果と課題について話し合った。学習を通して身に付けたい力を明らかにし、「目標を立てる→調整・工夫する→振り返る」というサイクルをいろいろな場で実践していくことを小中職員全員で再度共通理解を図れたことには大きな意味があった。次年度職員が代わっても共通理解の上、実践することが大切と考えている。

4-（2）②「漢字検定」について

小学生・中学生とも、現在の自分の漢字力を把握するのに「漢字検定」はたいへん有用である。漢字学習に関する自分の現在位置を確認し、さらにレベルアップするための一手段として成果が出ている。小中連携教育推進事業と地域からの補助金のおかげで実施できているので、感謝しつつ今後も有効に活用していきたい。

中学校では全学年に対して、小学校では6年生に対して、これまでの課題であった当該学年相当の級を受検するのではなく、児童生徒の実態に応じた希望級を受検するよう助言や指導を行った。さらに、より実態に即した取組として、今年度から1年生から5年生へはCTR国語を実施した。ただし、来年度は受検料の値上げがすでに決定されており、地域からの補助金を含め実施方針を検討してい

く必要がある。

4－（3）①「小中学校合同運動会」について

校区に中学校1校・小学校1校であるこの弥栄ブロックの特徴を生かし、小学生と中学生の発達段階や役割に応じた協力体制を組み、協働体制で準備・運営を行っていることに意味があり、十分な成果が出ている。これからも引き続き、合同運動会の意義や運営方針に関する共通理解を図りながら準備を進めていきたい。

課題としては、熱中症対策、地域との合同開催等について将来を見据えた話し合いを少しずつ進めていく必要性を感じている。

4－（3）②「小6中1交流会」について

これも前述の「小中学校合同運動会」の延長線上に位置付けられる活動である。「中1ギャップの解消」「スムーズな小中接続」の観点からもたいへん有用な活動であり、いろいろな場面で成果を十分に感じている。小学校の時は複式学級で一緒に学んだ仲間だが、中学での1年間の成長をお互いに感じることものできる貴重な会でもある。

課題としては、中学校での不適応を無くし、よりスムーズに中学校での学習に対応するためには、小学校でより学力向上を図り、学習への不安感を軽減すること、さらに中学生・小学生の交流の場を拡げるなどが考えられる。

4－（4）①「弥栄産業まつりでの発表」について

弥栄産業まつりは、毎年、祝日の「文化の日」に開催される弥栄町を代表する祭りであり、小学校は石見神楽「大蛇」、中学校は「和太鼓」を披露している。この発表の場に向けて練習を続け、子どもたちは仲間と息を合わせ、協力することの大切さを学び、その成果を地域や保護者のみなさんに見ていただいている。このように学校内の行事だけでなく、休日ではあるが地域の行事に参加することで、学校としてはよりたくさんの方々に学びの成果を見ていただけるというメリットがあり、地域側としては少なくなった弥栄の子どもたち（小学校39名、中学校20名）の元気な姿を見ることのできる場としての価値もある。そんな中で、地域の方から声をかけていただくことで、自己有用感も高まり、ふるさとに対する愛着も高まる一因となっている。

課題としては、地域伝統芸能指導者の高齢化による指導体制の問題、石見神楽の衣装や道具の維持管理にかかる費用や労力などが挙げられる。しかし、これらは一朝一夕に解決できることではないことは重々理解しており、可能な限り地域貢献を続けていけたらと考えている。

1 ブロックの概要

ブロック名	(三隅) 中学校ブロック	
ブロック所属校名(代表者在籍校は校名の前に○印をつける)	学級数	
三隅小学校	8	
岡見小学校	6	
○三隅中学校	7	

2 現状と課題

三隅中校区では小中連携事業を進める上で、「学習・生活習慣づくり部会」と「ふるさと教育部会」の2本の柱を立てている。

そのうち「ふるさと教育部会」は、地域のまちづくりセンターと連携しながら豊富にある三隅地域の教育資源（ひと・もの・こと）を効果的に学校教育の中に取り込む工夫を続けてきている。

また「学習・生活習慣づくり部会」は、「学力向上」のためには「生活習慣」の改善をすることが大切であると考えており、「生活習慣づくり」の中でも特に「家庭での家庭学習に力点を置いた取組」をすることが「学力向上」につながると考え取り組む。具体的には「家庭で自分で計画を立てて勉強をすることが出来る児童・生徒を目指し、自分で自分の時間を管理する能力を育む「タイムマネジメント」に重点を置く。児童・生徒の「タイムマネジメント」能力が向上することで結果的にメディア接触の時間が低減し、ひいては学力の向上に寄与することを期待している。数値の推移を見る限り、その取組の効果は限定的である。また、今日の家庭環境やライフスタイルの変化の影響を受けているであろうことも想像できる。今後も変化のある継続を続けつつ、児童・生徒の「タイムマネジメント」力向上を図りたい。こうした取組は、市教委が「浜田市小中連携教育がめざすもの」で示している4本柱のうち、「生活習慣づくり」に合致するものである。

3 ねらい

- (1) 児童生徒が、家庭での時間を自分自身で管理する能力「タイムマネジメント力」を育む。（「学習・生活習慣づくり部会」の取組を中心として）
- (2) 三隅地域の学習資源（ひと・もの・こと）を有効に活用し、「ふるさと教育」を充実させる。（「ふるさと教育部会」の取組を中心として）
- (3) 上記（1）（2）の取組を支える意味も含め、教職員の更なる人権感覚・人権意識の向上を図る。（三校合同人権同和教育研修会等を通じて）

4 実践の概要

1、〔 学習・生活習慣づくり部会 〕 の取組

① 各中学校区で一体となった生活習慣づくり

(1) 取組の柱

子どもたち一人一人が家庭学習の時間を確保し、習慣化するためにタイムマネジメントを行えるようにしたい。そのために、特に月ごとの書き取り会や計算会（小学校）、校内級別漢字検定（中学校）実施前の期間の家庭での過ごし方について、P D C Aサイクルを機能させることで、小中学校区で一体となって家庭学習の習慣づくりをめざす。

(2) 活動計画

- ① 5/19 の総会にて今年度の取組を周知する
 - ・各学校でタイムマネジメントを作成し、適切な時期に各校年3回ぐらい行う。（例：6月・9月・11月）
 - ・12月に児童・生徒アンケートを行い、また学校評価項目のひとつとして保護者アンケートを実施する。
- ② 学習時間とメディア接触時間とのバランスを考え、タイムマネジメントに取り組む（P D C Aサイクルを意識しながら）
- ③ 1月中旬 ・小中連携教育アンケートの実施
- ④ 1月下旬 ・取組のまとめ、原稿提出

(3) 実施状況（各校ごとに）

- ① 校内級別漢字検定にあわせて取り組ませた。毎月実施ということもあり、普段の生活や勉強の仕方を見直したり、工夫したりしている生徒が増えてきた。5月と12月に教育アンケートを実施した。（三隅中）
- ② 全校書き取り計算会（ぐんぐんテスト）を新たなる実施。テスト1週間前をタイムマネジメント期間とし、自分で学習の計画を立てた。計画表は校内で統一し、毎月振り返りをする欄を設けた。また、メディアとの接触時間を振り返らせるため、睡眠・目の健康についてミニ保健指導を行った。さらにメディア時間以外の家族とのふれあいの時間を増やすことをねらって家庭での親子活動を提案した。（岡見小）
- ③ 計算・書き取り会前の一週間をタイムマネジメントのチェックウイーク期間に設定し、6月から全3回実施した。学習時間、メディア時間、就寝時間の3点について目標時間をもとに自分の計画を立て、達成状況を記録した。（三隅小）

2、〔ふるさと教育部会〕の取組

(4) ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成

(1) まちづくりセンターや関係諸機関との連携 ←→ ふるさと教育の実施

- ・ここでは三隅中学校を例としてあげる。例年1学期から夏季休業中に、各まちづくりセンター主事を招き、学年部ごとに年間のふるさと教育への見通しをもつ会を実施している。まちづくりセンターが校区内に6か所あるために、その年度の窓口となるまちづくりセンターが決まっており、その主事さんを中心に、各学年で打ち合わせをし、計画を立てている。おおよそ1時間程度の話し合いだが、年間計画を立て、地域の協力のもと、ふるさと学習を行うにはとても大切な時間となっている。(表1)

まちづくりセンターとの打合わせ会

1. 日時 1学期から夏季休業にかけて、約1時間
2. 場所 三隅中学校会議室
3. 目的 各学年ふるさと教育担当と6つの町づくりセンターとが顔を合わせて打ち合わせをし、年間の連携行事の見通しをもつ。
★令和7年度 三隅中学校担当：三保まちづくりセンター
4. 参加者 各まちづくりセンター主事
三隅中学校：各学年ふるさと教育担当
5. 内容 昨年度の活動を参考に、今年度の計画について学校の要望を話したり、豊富な地域資源の情報を聞いたりしながら、具体的な時期と活動内容を検討する。

表1 ふるさと学習～地域連携年間計画（三隅中学校）

	1年	2年	3年	全学年
4月				朝読書・読み語り (月1回)
5月				マナビィみすみ (テスト前学習会)
6月			家庭科 「地域に伝わる 手作りおやつ」	マナビィみすみ (テスト前学習会)

7月		家庭科 「浴衣の着付け 体験」		
8月				
9月		防災学習	職場体験学習 三隅町内事業所 (約20ヶ所)	
10月	地域探検準備	防災学習	地域の企業について学ぶ	校内ロードレース大会 (地域ボランティア) マナビイみすみ
11月	地域探検	防災学習 学校運絵協議会		マナビイみすみ
12月	地域探検発表会		地域の上級学校について学ぶ	
1月		進路学習講話	職業講話・体験 地元企業	みすみ習字 書き初め
2月		ジョブカフェ in 三隅中		マナビイみすみ
3月				

(2) 「ぐるっと三隅地域見学会」の実施

・これはいわゆる「地域巡検」のことである。児童・生徒にふるさと教育を実施するにあたり、教職員自らが三隅地域の教育資源（ひと・もの・こと）をまずはよく知ろうとするための取組である。今年度の具体は以下の通り。

期日 8月1日（金）13：00～16：30

内容 ①「吉原木工所」見学・・・地域の伝統産業
 ②「室谷の棚田」見学・・・地域の遺産・自然
 ③「井野まちづくりセンター」見学・・・センター長講話
 ④「野山獄ひまわり畑」見学・・・地域活動

備考 ・スクールバスを利用し、各施設間を移動。
 ・三隅中校区に今年度赴任した教職員中心に希望を募る。

5 成果と課題

1、〔学習・生活習慣づくり部会〕の取組

(1) 各中学校区で一体となった生活習慣づくり

「三隅中学校校区小中連携教育児童生徒アンケート」項目のうち、タイムマネジメントに関わるものは大項目で六つある。そのうち「自分が立てた計画通りにタイムマネジメントができた」は昨年度より3%上昇。「学年×10+αの家庭学習をすることができた」「家では計画を立てて学習をしている」に関しては、小学生は、昨年度とほぼ同程度で目標値(65%)を上回っている。中学生では昨年度より15%上昇しているが、まだ目標値(65%)には達していない。「1日に2時間以上テレビゲームをする」は、小学生では6%減少しているが、中学生では上昇傾向にある。また、「自分が立てた目標通りに家庭での生活ができた」は、校区で73%となっている。タイムマネジメントを意識することで、家庭学習や生活習慣の改善につながるものの効果はまだ限定的であるが、確実に家庭学習の時間が増えたり、基本的な生活習慣を意識して生活している児童・生徒は増えている。よって、今後も社会の変化に対応しながらこの取り組みを継続し、児童・生徒の「タイムマネジメント」力向上を図りたい。

2、〔ふるさと教育部会〕の取組

(4) ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成

(1) まちづくりセンターや関係諸機関との連携 ←→ ふるさと教育の実施

①三隅地域には山もあり海もある。様々な顔を見せる「自然」に恵まれている。また、神楽や和紙などの「伝統芸能・伝統工芸」も有している。更には農業・漁業・畜産業・工業といった各種「産業」にも注目すべきものが多くある。豊かな(ひと・もの・こと)はふるさと学習を行う上で、大変貴重である。これらをふるさと学習に取り入れ、ふるさとをよく知り、ふるさとに誇りをもてる子どもを育てることができるよう、学習のねらいをはっきりとさせ、活動へとつなげていく必要がある。そのために、まちづくりセンターや諸機関の力を借りて計画を練っていくこととなる。現在も充実した取組がなされているが、今後社会の変化に対応して内容の変更も必要となることも考えられる。例えば今年度は、2学期の学校運営協議会で、「協議会委員+まちづくりセンター職員」と「2年生」が「地域としてどのような中学生になってほしいか」を題材にグループディスカッションを行った。このような、ニーズに合った新しい活動を取り入れたり、小と小・小と中の「相互乗り入れ」的な実施も考えていく必要がある。

(2) 「ぐるっと三隅地域見学会」の実施

①この取組を通して、校区内のネットワークの構築とふるさと教育の支援体制の整備、地域の教育資源の理解を進めることができた。

②当日参加した教職員からは、「地域の教育資源を見つけることができた」「地域のこと、地域の方の思いを知ることができた」「地域で頑張っておられる方々の生の声を聞くことができた」「三隅の知らない面を知ることができた」等、実施について肯定的な意見が出てきた。また、「地域の教育資源を巡ることがふるさと教育の充実につながると思うか」や「見学地はふるさと教育の教材として役立てることができるか」という問いに対して、それぞれ肯定的な回答を確認している。来年度も、訪問場所と日程、参加者等について工夫をしながら実施していきたい。

6 写真資料

1、〔三隅中ブロック小中連携教育全体会・各部会 5/19(月)〕の様子



2、〔ぐるっと三隅地域見学会 8/1(金)〕の様子



・吉原木工所



・室谷の棚田

第11回（3月）市校長会資料

令和8年3月3日（火）
学力向上推進室

浜田市のとらえる「学力」 = 浜田市の児童生徒の「課題」

限られた時間で、多くの情報の中から課題解決に必要な情報を収集して考え、根拠を明確にして筋道を立てて表現（文章、式、図、音声言語など）する力

1 令和7年度の実践について

(1) 要約学習とA Iドリル

2月中旬より、学校と学力向上推進室とをオンラインで結び、研究主任の先生から今年度の学力向上の実践について成果と課題をお聞きする「第2回学力向上推進室学校訪問A」を行ってきました。今年度は特に「要約学習」と「A Iドリル」を週時程に位置付け、年間を通して継続して取り組んでいただくようお願いをしてきました。おかげさまで多くの学校で計画的な実践が行われ、様々な成果や課題が明らかになったようです。それぞれの学校の実践の一部を記載していますので、今後の参考にしてください。

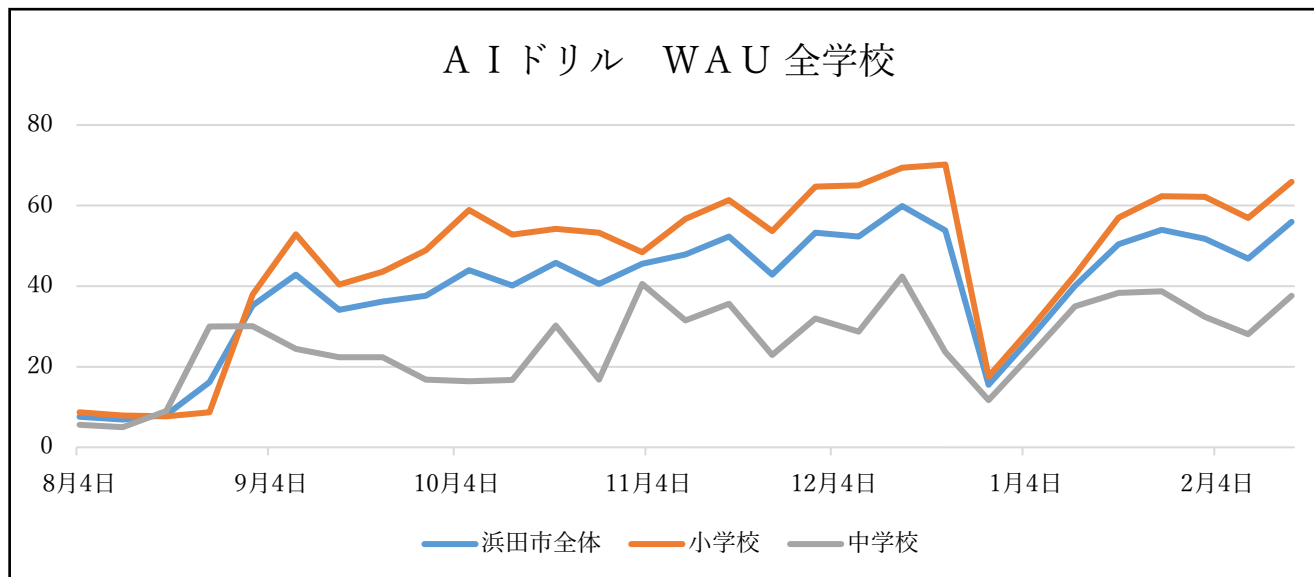
<小学校>

- 講師の鳥田先生に学校に来ていただき、年3回の研修会を行った。教えていただいたことをもとに実際にやってみると、自分の考えや思いを分かりやすく相手に伝えることに役立つことが分かった。
- みんなの前で発表するときに、要約学習のプレゼンが役に立った。
- 事後のアンケートから次のような成果を感じていることが分かった。
 - ・ノートまとめの時に、吹き出しや図を使えるようになった。
 - ・大事なところを読み取ったり、おぼえる時に役立ったりしている。
 - ・国語や社会、理科で大事なことを抜き出す時に、見つけて書けるようになった。
- A Iドリルの活用の仕方について、夏休みに検討会を行った。
- A Iドリルは授業や、朝活での利用が進んでいる。
- 授業（導入時の復習問題、まとめ時の練習問題）や家庭学習で児童の実態に応じて活用している。
- メディア担当による使い方研修（職員会議の時間等に適宜）を行った。
- ドリルパークを中心に活用している。自主的にどんどん問題を解くことができている。カルテのリーフ（ポイント）をもらえることを目的として行っている児童が多い。
- A Iドリルに積極的に取り組んでいることで、自分たちで学習を進められるようになっていく学年がある。
- 難しい面もあるが、取り組む子どもたちの姿を見ていると、やはりA Iドリルの学習効果は大きいと思う。

<中学校>

- 11月から要約学習とA Iドリルを全校実施することにした。
- 週に1回、朝読書後の20分間（準備・片付けを含む）、要約学習とA Iドリルを隔週で実施している。
- 要約学習は、共通の資料を用い、図式化（8分）＋相互プレゼン（40秒）で実施している。

- 2学期より朝学習で2週に1回実施（要約学習・A Iドリル）した。
- A Iドリル研修を2月に実施している。
- 長期休業中の課題でもA Iドリルを積極的に取り入れたことで、タブレット端末の活用が増えた。
- 教員による進捗状況の確認やコメント機能の活用が、生徒の自主的な取組につながった。また、解き直しやプラスアルファの学習など、個人のニーズで学習を進めることができ、学びの幅が広がった。



各学校でA Iドリルの日常的な活用が見られるようになりました。

今後は、中学校校区内の学校同士で情報交換や情報共有を行い、小学校、中学校9年間を通した継続的で系統的な活用が進むようお願いします。

(2) 子どもの声でつくる授業 **資料A-1** **資料A-2**

これまでの学力調査等から明らかになっている浜田市の児童生徒の課題解決に向けた授業改善として「令和7年度の重点」を定め、全ての教科等において「子どもの声でつくる授業」を推進していくことで、「主体的・対話的で深い学び」に向けた質の高い授業を目指し、各学校で授業改善に取り組んでもらいました。詳細は**資料A-1**，**資料A-2**をご覧ください。

(3) 小中連携教育の目標値に対する本年度の状況について . . **資料B-1** **資料B-2**

今年度も中学校校区ごとに小中連携教育に取り組んでいただきました。詳細は後日お届けする実践記録集をご覧ください

2 令和8年度の取組について

(1) 令和8年度 子どもの声でつくる授業イメージ図 ・ ・ 資料A-1 資料A-2

浜田市のとらえる「学力」 = 浜田市の児童生徒の「課題」
限られた時間で、多くの情報の中から課題解決に必要な情報を収集して考
え、根拠を明確にして筋道を立てて表現（文章、式、図、音声言語など）す

令和8年度

子どもの声でつくる授業

付けたい力を明確にした上で、授業のゴールを子どもの姿で具体的に想定した授業

1 付けたい力を明確にした上で、授業のゴールを子どもの姿で具体的に想定

2 付けたい力を踏まえた授業構想

- (1) 付けたい力と本時の目標（ねらい）や問い（めあて・学習課題）に整合性のある授業
- (2) 浜田市児童生徒の課題解決にもつながる各種手法の導入検討
要約学習、知識構成型ジグソー法、価値ある活動を「たくさんやる」、ICT活用、
AIドリル活用、複線型授業、習熟度別学習 等

3 目指すゴールの姿に向かった授業展開

- (1) 提示する問い（めあて・学習課題）の吟味（解決の方向性を含む問いの焦点化、選択肢の提示）
- (2) 深い学びに向かった話合いのコーディネート（視点の提示、言葉以外の表現方法の提示等）
- (3) 価値ある言動の意図的称賛（ほめる）

4 子どもの姿を基にした、授業改善につながる研究協議

- (1) ゴールの姿をより具体的に事前協議
- (2) 適切な協議時間の設定
- (3) ICTや思考ツール等の活用による活発な協議
- (4) 全員が授業改善への具体的なイメージをもつための代案等の提示

学級集団づくりとセットになった授業づくり

教師の適切な導きのもとで、子どもたちが行う合意形成と具体的活動

(2) 小中連携教育

2月26日(木)に、第3回浜田市小中連携教育推進委員会を行いました。

- 令和8年度以降の方針確認
 - ・令和4年度から始まった第2次浜田市総合振興計画(後期)及び浜田市教育振興計画(後期)が1年延長され令和8年度までとなったので、最終年度となる。
 - ・浜田市全体の「目標指標」は7項目と「令和8年度までに全国学調の平均正答率が県平均を上回る。」
- ◎ 基本方針は、令和7年度の方針性を継承する。
- ◎ 生活習慣づくり、特に家庭学習時間、メディア接触について重点として取り組む。この評価指標の中でも「自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合」を重視していく。

(3) 全国学力・学習状況調査 **資料C**

4月になると、小学校、中学校ともにCBTを取り入れた新しい形の「全国学力・学習状況調査」が行われます。現在、それぞれの学校で、その準備を進めていただいていると思います。また、英語科だけでなく、児童生徒質問調査もCBT方式での実施となるため、「事前接続テスト」を行ってもらうようお願いしているところです。

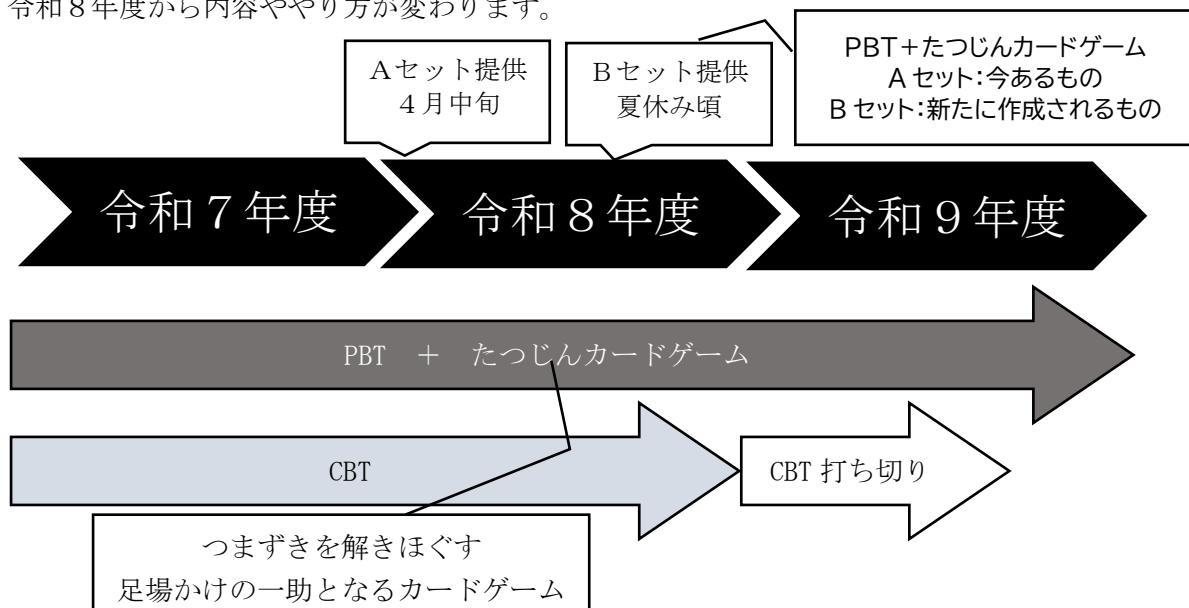
今回、**資料C**として、準備状況を把握するためのチェックシートを作成しました。現在の準備状況を把握するためにご活用ください。

また、3月11日(水)、第三中学校会議室にて、「令和8年度 全国学力・学習状況調査」に向けた「第2回合同準備会」を開催します。参加される先生方にもその時点での準備状況を把握していただくために、同じチェックシートを使う予定です。

(4) 学びの基盤に関する調査(たつじんテスト)について

目的: 児童生徒に求められる資質・能力を育むために必要な学びのあり方を考え、学習指導要領の主旨を踏まえた授業改善の取組を推進し、児童生徒の主体的な学びを促進させる。

令和8年度から内容ややり方が変わります。



※ 浜田市では、小学4年生を対象に、PBTで行うこととし、浜田市教育委員会で一括して申し込みます。

※ カードゲームや、テスト用紙は、PDFデータで提供されます。準備ができ次第使用可能です。

(5) 令和8年度小学校理数教科指導力向上プロジェクトについて

令和7年度に実施された「小学校理数教科指導力向上プロジェクト」が令和8年度も実施されます。

趣旨 全国学力・学習状況調査の結果から見える本県の課題を踏まえ、「小学校算数科、理科の授業プラン及び評価問題を活用し、学習指導要領の主旨を踏まえた授業改善を進める学校を支援するとともに、教員の授業力向上と児童の学力育成を図る。

事業実施の流れ

- ・各市町村教育委員会の推薦により、市町村ごとに小学校教諭1～2名の授業改善リーダー教員を指名
- ・問題分析や評価問題及び授業プランの作成を行う授業改善リーダー教員対象のワーキング会議
- ・授業改善リーダー教員の授業改善のための先進地視察
- ・授業改善リーダー教員（代表者）による授業や授業研究等の公開
- ・作成した評価問題を県内小学校等へ展開

授業改善リーダー教員の決定等

- ・県内8市においては2名（算数科担当1名、理科担当1名）ずつ、11町村においては1名（算数科または理科担当1名）ずつ、算数科・理科授業改善の中核となる小学校教員を各市町村教育委員会の推薦に基づいて指名する。推薦する小学校教員は、理数枠採用者を優先し、担当教科の授業を受け持つものとする。

※ 授業改善リーダーの人選については、今年度中に候補者の在籍する校長先生へ相談します。

～「主体的・対話的で深い学び」に向けた質の高い授業を目指して～

浜田市教育委員会 学力向上推進室

I 令和8年度の基本方針

1. 令和8年度版 子どもの声でつくる授業イメージ図

浜田市のとらえる「学力」 = 浜田市の児童生徒の「課題」
限られた時間で、多くの情報の中から課題解決に必要な情報を収集して考え、
根拠を明確にして筋道を立てて表現（文章、式、図、音声言語など）する力

令和8年度

子どもの声でつくる授業

付きたい力を明確にした上で、授業のゴールを子どもの姿で具体的に想定した授業

1 付きたい力を明確にした上で、授業のゴールを子どもの姿で具体的に想定

2 付きたい力を踏まえた授業構想

- (1) 付きたい力と本時のねらい（目標）や学習課題（問い、めあて）に整合性のある授業
- (2) 浜田市児童生徒の課題解決にもつながる各種手法の導入検討
要約学習、知識構成型ジグソー法、価値ある活動を「たくさんやる」、ICT活用、
AIドリル活用、複線型授業、習熟度別学習 等

3 目指すゴールの姿に向かった授業展開

- (1) 提示する学習課題（問い、めあて）の吟味（解決の方向性を含む問いの焦点化、選択肢の提示）
- (2) 深い学びに向かった話合いのコーディネート（視点の提示、言葉以外の表現方法の提示等）
- (3) 価値ある言動の意図的称賛（ほめる）

4 子どもの姿を基にした、授業改善につながる研究協議

- (1) ゴールの姿をより具体的にする事前協議
- (2) 適切な協議時間の設定
- (3) ICTや思考ツール等の活用による活発な協議
- (4) 全員が授業改善への具体的なイメージをもつための代案等の提示

学級集団づくりとセットになった授業づくり

教師の適切な導きのもとで、子どもたちが行う合意形成と具体的活動

2. 基本的な考え

これまでの学力調査等から明らかになっている浜田市児童生徒の課題は、

限られた時間で、多くの情報の中から課題解決に必要な情報を収集して考え、根拠を明確にして筋道を立てて表現(文章、式、図、音声言語など)する力

である。この課題解決に向かい、「要約学習」や「知識構成型ジグソー法」、「ICT活用」、算数・数学を中心に取り組んでいる「隠す、たくさんやる、ほめる」などの手法が有効であることがこれまでの取組から見えてきた。

そこで、令和8年度は、これまでの取組の成果と課題を受け、令和7年度の重点を引き継ぐこととする。全ての教科等において【子どもの声でつくる授業】のさらなる推進を図ることで、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、浜田市児童生徒の課題を解決していくこととする。

令和8年度の重点

付けたい力を明確にした上で、授業のゴールを子どもの姿で具体的に想定した授業

- 付けたい力を明確にした上で、授業のゴールを子どもの姿で具体的に想定
- 付けたい力を踏まえた授業構想
- 目指すゴールの姿に向かった授業展開
- 子どもの姿を基にした、授業改善につながる研究協議

<重視する点>

☆浜田市教育委員会が指定する各指定校事業の実践校は、「子どもの声でつくる授業」に基づいた授業を公開する。

☆浜田市内小中学校教員は、指定校の公開授業又は浜田市教育研究会の各部会が実施する研究授業・研究協議に年1回以上参加とする。

☆学校訪問 B においても「子どもの声でつくる授業」に基づいた授業を公開し、授業力を高めていく。

3. 令和7年度までの取組

(1) 令和7年度の重点

令和7年度は、令和6年度までの取組成果と課題を受け、浜田市児童生徒の課題解決に向けた授業改善として、以下の「令和7年度の重点」を定め、全ての教科等において【子どもの声でつくる授業】を推進していくことで、「主体的・対話的で深い学び」に向けた質の高い授業を目指し、浜田市児童生徒の課題を解決していくこととして取り組んだ。

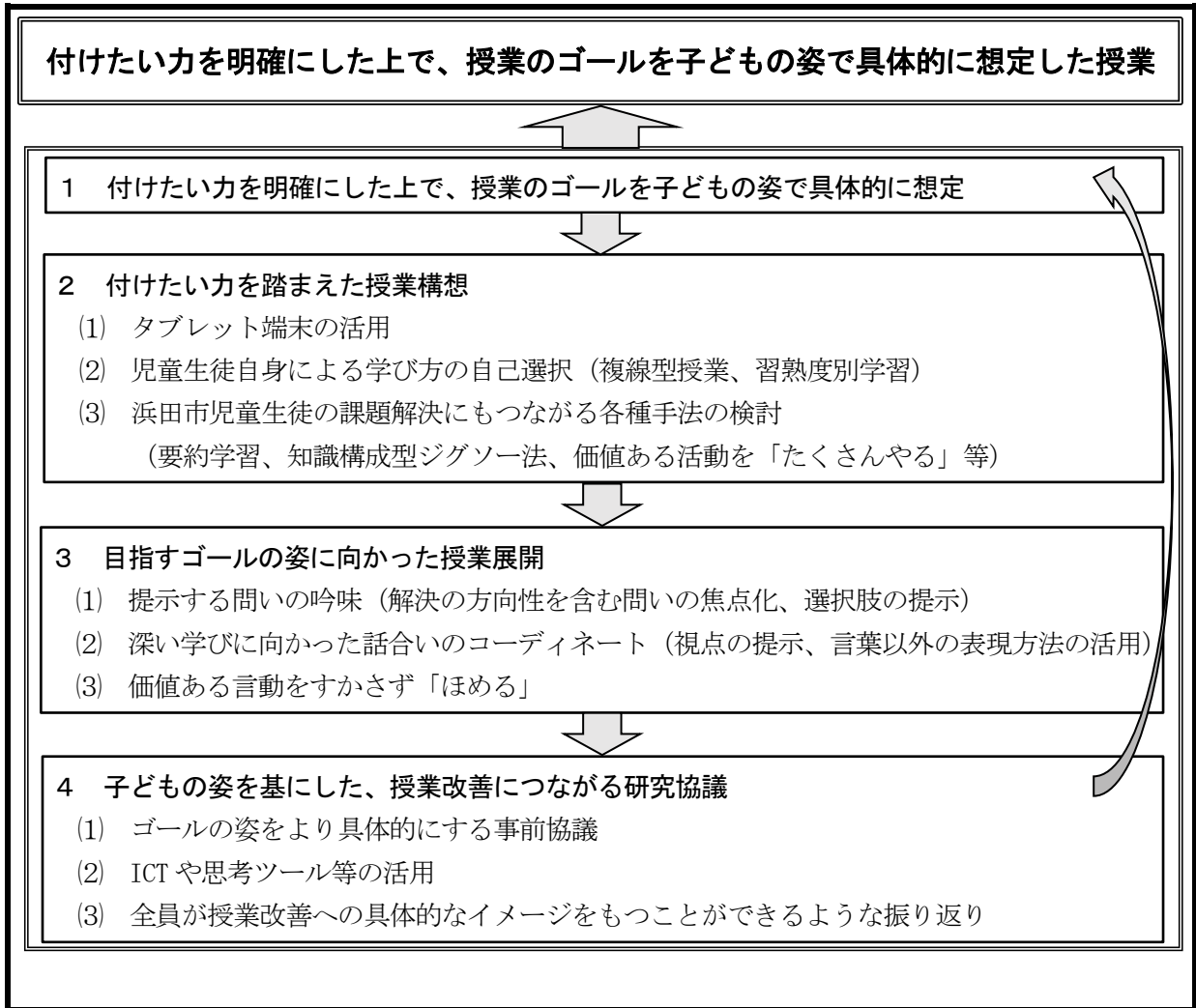
令和7年度の重点

付けたい力を明確にした上で、授業のゴールを子どもの姿で具体的に想定した授業

- 付けたい力を明確にした上で、授業のゴールを子どもの姿で具体的に想定
- 付けたい力を踏まえた授業構想
- 目指すゴールの姿に向かった授業展開
- 子どもの姿を基にした、授業改善につながる研究協議

(2) 令和7年度版 子どもの声でつくる授業イメージ図

この令和7年度の重点を実現していくために、授業イメージを次のように定め、「付けたい力を明確にしたうえで、授業のゴールを子どもの姿で具体的に想定した授業」の実践を積み重ねてきた。



(3) 学力向上推進室が考える令和7年度の授業改善の成果と課題

① 学校訪問B等の公開授業より見えてきた授業改善の方向性

1 付きたい力を明確にした上で、授業のゴールを子どもの姿で具体的に想定

学習指導要領解説をもとに、付きたい力をより具体化した授業が増えてきた。しかし、深い学びについての理解が不十分であるためか、子どもの姿が曖昧であり、学びの姿が具体的にイメージされていない授業が散見された。

2 付きたい力を踏まえた授業構想

授業の中での ICT 活用の目的が明確であったり、紙媒体との併用であったりと、ICT 機器を効果的に活用した授業が増えてきたが、複線型授業や習熟度別学習など、学び方を自己選択する授業までは公開されなかった。

「要約学習」に対する理解が深まり、要約学習の要素を取り入れた協調学習の実践などが増えてきた。

一方で、個人思考に時間をかけすぎて、テンポが悪くなったり、必要以上に各種手法に頼ったりする授業も多く見られた。

3 目指すゴールの姿に向かった授業展開

子どものつぶやきや初発の感想から課題を設定するなど、「問い（学習課題、めあて）」を生み出す工夫が見られた。教師が説明する場面が少なくなり、子どもたちが自分の考えを語る授業も見られるようになった。

反面、話し合いのゴールや目的が不明確で、話し合いが深まらなかったり、図等を示しながらの説明が不十分で、互いの考えが伝わらなかったりすることもあった。また、授業の中で子どもの価値ある言動を見逃すなど、子どもの姿を見取る力が十分でない授業者も見られた。

4 子どもの姿を基にした、授業改善につながる研究協議

授業づくりシートをもとに ICT や思考ツールを活用した仮説検証型協議が定着し、課題を指摘するだけでなく、改善策や代案を提案する協議が増えてきた。また、全体協議の後、学年部、教科部ごとにグループを編成し直し、自分の授業に取り入れるにはどうすればよいか等を話し合う学校も出てきた。一方で、設定時間が短く、協議が深まらない学校も散見された。

② 全国学力・学習状況調査結果より見えてきた授業改善への方向性

【「知識・技能」の確かな定着への取組の継続】

1 単位時間や内容のまとまりの中で、習得した知識・技能を活用する活動をより多く設定し、AIドリル等も使いながら、「たくさんする」ことで、定着を図るようにする。

【「子どもの声でつくる授業」の推進】

全ての教科等において、これまでの取組成果と課題を分析し、授業改善プラン「子どもの声でつくる授業」を見直しながら、「主体的・対話的で深い学び」に向けたより質の高い授業を進める。

【「対話的で深い学び」への取組】

「主体的・対話的で深い学び」に関する児童生徒質問調査結果及び学校質問調査結果からは、小学校において授業改善が進んでいることがうかがえた。また、授業者の「深い学び」についての理解が不十分であることもわかった。さらに、浜田市児童生徒の課題としてきた「限られた時間で、多くの情報の中から課題解決に必要な情報を収集して考え、根拠を明確にして筋道を立てて表現（言葉や文章、式、図、音声言語など）する力」については、依然解決できていないことが分かった。

このことは、「対話的で深い学び」の在り方に課題があるのではないかと。つまり活発な話し合いは行われるようになってきているが、そのことが、個々の児童生徒の深い学びにつながっていないということである。

深い学びに向かうためには、習得した知識と知識がつながって納得をしたり、習得したいくつかの知識（情報）を関連付けながら考えて、自己の考えを導き出して表現し、考えを練り上げたりしていくことが必要である。このことに向かって、各学校で進めている「主体的・対話的で深い学び」を実現していくための取組を継続していくとともに、授業構想段階から指導主事関わるなどの授業づくりへの支援を引き続き充実させていく必要がある。

また、算数・数学アドバイザー（環太平洋大学 前田一誠教授）から指導を受けている「たくさんやる」についても十分に広がっていないため、学校へのさらなる支援が必要である。

【「要約学習」の推進】

「要約学習」は多くの情報の中から問題場面の状況を把握したり、そこから問題を見い出したり、多くの情報から課題解決のために必要な情報をキーワードとして取り出し、関連する内容を関連図（図式化）として捉え、表現していく力を育成していくために有効な手段であることが広く理解され、多くの学校で取り入れられ始めた。浜田市の児童生徒の課題を解決するために、さらなる推進が必要である。

【「習熟度別学習」や「複線型授業」への取組】

児童生徒の正答率分布状況を踏まえると、「習熟度別学習」が必要である。学級数や担当教科の教員数等において実施が難しい学校もあるが、実施方法を工夫しながら取り入れていくことが必要である。

また、タブレット端末などの ICT 機器を活用することで、学習課題解決のための取組方法を児童生徒が自己の能力や関心度等によって自己決定をしながら学んでいく「複線型授業」は、個々の児童生徒の学びへの支援や個々の学びを共有し協働的な課題解決を生み出していくことに有

効な手法である。大いに取り入れていきたい。

【「夢や目標をもって取り組む指導（キャリア教育）」「学級経営」の充実】

授業改善プラン「子どもの声でつくる授業」を実現していくには、「落ち着いた中で安心して学習に向かえる環境・学級づくり」や「夢や目標をもって取り組む指導」等の確実な積み重ねが重要となる。安心して学習に向かえる環境・学級づくりについては、「なすことによって学ぶ」を方法原理とする特別活動、なかでも学級活動の取組が大切となる。

子どもの声でつくる授業
で
最も大切にしなければな

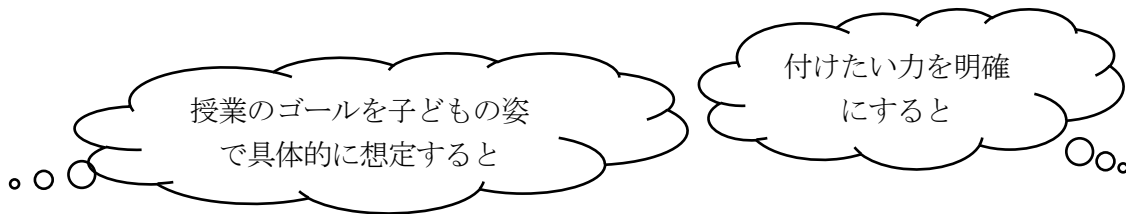
II 令和8年度の取組の具体

1. 令和8年度版 子どもの声でつくる授業イメージ図より

1 付けたい力を明確にした上で、授業のゴールを子どもの姿で具体的に想定

【解説編P1～P2】

これまでの実践の積み重ねで「授業づくりシート」のゴールにおける子どもの姿が具体的に記されることが多くなってきた。一方で抽象的な表現のため、ゴールが想定しづらいものもある。「ゴールにおける子どもの姿」は、付けたい力を基にした「本時のねらい（目標）が達成された姿」でもある。付けたい力を踏まえねらい（目標）を絞り込み、ゴールにおける子どもの姿をより具体的に想定明記することが重要である。



<具体例>

小学校第3学年 算数 分数のたし算（本時は計算の仕方を考える時間）

【解説編P3～P4】

【教科書に示されている問題（本時において児童が取り組む問題）】

$\frac{1}{5}$ Lの麦茶と $\frac{2}{5}$ Lの麦茶を水とうに入れました。あわせて何Lになるでしょうか。

付けたい力について

同分母分数の加法の計算の仕方について考えていくためには、【単位分数の考え方をもとにする】ことと【図などを使って考える】ことが付けたい力となる。計算方法を考える（理解する）とは、この力を付けること。根拠は以下のとおり。

- 学習指導要領解説算数編における記載を踏まえると、【単位分数】がキーワードとなる。
- 単位分数をもとに考える際には、考え方を図や数直線に表していくことが有効である。単位分数をもとに図や数直線に表して考える力は、次学年以降の学習においても活用していくことになる。
- 上記の【単位分数】及び【分数を図や数直線で表す】については、本時まで学習済み。

本時の目標（ねらい）について

- 教科書指導書の記載では
 - ① 目標：簡単な分数の加法の仕方を理解する。
 - ② 評価規準
 - 知識・技能：同分母の分数の加法の意味を理解し、真分数の加法の計算ができる。
 - 思考・判断・表現：同分母の分数の加法の計算のしかたを、既習の計算や分数の意味をもとに図や式などを用いて考えている。
- ある学校の実践では
ねらい：単位分数のどこかに着目し、同分母の加法の計算方法を考え表すことができる。

○ 改善案として

ねらい：単位分数のどこ分かに着目し、図や数直線に表すことを通して、同分母の加法の計算方法を考え表すことができる。

2 付けたい力を踏まえた授業構想

【解説編 P 4】

(1) 付けたい力と本時のねらい（目標）や学習課題に（問い、めあて）整合性のある授業

<単元や題材のまとめり>

1回1回の授業で、全ての付けたい力が付くわけではない。単元や題材のまとめりの中で付けたい力を位置づけねらい（目標）を定め、学習全体を見通し、どのように展開し、評価していくか等を考え、授業を組み立てていく。

<1 単位時間の授業>

この時間を通して付けたい力は何かをねらい（目標）としてより具体的に示し、そこにたどり着くための授業展開を考え、ゴールに到達した子どもたちの姿を評価し、次の授業につなげていく。

1 単位時間の授業をどうするかのみが目向き、単元や題材全体に一貫性のない授業が構想されているケースがある。また、1 時間の授業中にも付けたい力とねらい（目標）、学習課題（問い、めあて）、評価の観点や評価規準などに整合性のない授業もある。

まずは、1 時間1 時間の授業の先に見えるものをしっかりとイメージし、そこにたどり着くためにどうしていくかを考え、一貫性や整合性のある構想を組み立てていく。

(2) 浜田市児童生徒の課題解決にもつながる各種手法の検討

これまでの取組の中で「浜田市児童生徒の課題解決にもつながる各種手法」が検討され、実践を積み重ねる中で、各学校へ広がってきている。授業を構想する際にこれらの手法を取り入れることが可能かどうかを検討し、可能であれば授業のイメージや子どもたちの姿をしっかりと描いたうえで、導入していただきたい。

なお、手法を導入することが目的となっている授業も散見されるので、何のために導入するかをしっかりと検討し、これらの手法が目的化しないように気を付けて実践を積み重ねていただきたい。

- ・ 要約学習
- ・ 知識構成型ジグソー法
- ・ 価値ある活動を「たくさんやる」
- ・ ICT 活用
- ・ AI ドリル活用
- ・ 複線型授業
- ・ 習熟度別学習

【解説編 P 1 2～P 1 4】

【解説編 P 5】

【解説編 P 5～P 8】

3 目指すゴールの姿に向かった授業展開

(1) 提示する学習課題（問い、めあて）の吟味（解決の方向性を含む問いの焦点化、選択肢の提示）

【解説編 P 8～P 1 1】

令和 6 年度に「問い」と「めあて」を同義とし、『「問い（学習課題、めあて）」として示すのか「めあて」として示すのかについては、各学校の判断にゆだねる』とした。また、令和 7 年度の授業実践では「問い」が学習課題となっていることも多くあり、令和 8 年度もこの方向性は同様とする。

「学習課題（問い、めあて）」は、授業のねらい（目標）と深くかかわっており、その時間の児童生徒の学びを大きく左右するので、提示する「学習課題（問い、めあて）」をしっかりと吟味しなければならない。学習課題（問い、めあて）に図や数直線に表すなど、どのような活動を通すのかが含まれていれば、児童生徒はその方向性に向かって考えやすくなる。また、児童生徒から学習課題（問い、めあて）が複数出てきたときは、一つに絞らず、個々に自己選択することで、複線型授業へ誘うことにつながる。

(2) 深い学びに向かった話合いのコーディネート（視点の提示、言葉以外の表現方法の提示等）

【解説編 P 1 1～P 1 2】

考えを深め、広げる営みにおいて、話し合いのゴールを明確にした教師のコーディネート(発問、指示)は、対話を促していく授業では大きなポイントである。そのため、言葉(音声言語のみ)のやりとりとならないよう、個々の考えの根拠となった図や表、写真等を活用して表現するように導くことも大切である。

また、話し合いの時間を確保するためにも、授業者が児童生徒に代わって内容を説明したり、不必要な説明をしたりしていることが多く見られるので、語るべき内容を精査することも必要である。

(3) 価値ある言動の意図的称賛(ほめる)

【解説編P12～P14】

価値ある言動とは、その時間に付けたい力、すなわちねらい(目標)やそのねらい(目標)に迫るために取り入れた活動に対する発言や行動のことである。

付けたい力を明確にして、授業のゴールを子どもの姿で具体的に想定したうえで、価値ある言動をイメージしておくことで、授業の中ですかさずほめることが可能となる。

4 子どもの姿を基にした、授業改善につながる研究協議

【解説編P15～P16】

(1) ゴールの姿をより具体的に事前協議

それぞれの学校のこれまでの実践の中で、仮説検証型の研究協議が定着してきた。しかし、授業づくりシートの中にかかれていた「付けたい力」や「ゴールの姿」が抽象的、形式的であるなどの理由から一貫性にかげ、協議が深まらないこともあった。そこで、「付けたい力」「本時のねらい」「ゴールにおける期待する姿」「本時の学習課題」の一貫性や整合性が意識できるよう授業づくりシートに改良を加え、提案することにした。この授業づくりシートを活用した事前協議を推進してほしい。

(2) 適切な協議時間の設定

授業改善につながる研究協議を行うためには、ある程度まとまった時間が必要である。提供された研究授業からより多くのことを学ぶためにも、研究協議の内容と適切な協議時間の設定を考えていただきたい。

(3) ICTや思考ツール等の活用による活発な協議

協議に参加する者が授業を見た後、付箋等に気付いたことや代案等を書き、共同編集作業のアプリや模造紙に書いた思考ツール等を用いて整理することで、協議が活性化する。引き続き授業シートを活用しながら学びの多い協議を行ってほしい。

(4) 全員が授業改善への具体的なイメージをもつための代案等の提示

研究授業と研究協議の中から授業改善に向け多くのことを学ぶためには、自分なりの考えをもつことが大切である。「自分ならこうする」「今後はこうしよう」といった代案等を示すところから始めてほしい。また、協議で学んだことを自己の実践に取り入れる具体案まで考えてほしい。

学級集団づくりとセットになった授業づくり

【解説編P16～P17】

令和3年3月に出された「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」で次のように指摘されている。

「協働的な学び」の効果を高めるためには、学級経営を充実し、児童生徒が違いを認めて協力し合える学級づくりを進めることが必要です。例えば、学級活動(ホームルーム活動)で行われる合意形成の活動は、他の教科での学習の質の向上にも有効であることを念頭に学級経営を充実することなどが考えられます。

太字等の強調は学力向上推進室が行っている

このことを踏まえ、学級活動(1)を実施しながら学級集団づくりを行うことを、しっかりと意識していただきたい。特に、年度初めに行う「学級目標」を教師の適切な導きの下で子どもたちとともに決定し、その学級目標実現のための方策を決め、振り返りをしながら取組を充実させていくことは、児童生徒の自治的能力を育てていくことになる。

2. 子どもの声でつくる授業 Q & A

Q.1 令和8年度の「子どもの声でつくる授業」で最も大切にしなければならないのは、何ですか？

A 「付きたい力を明確にした上で、授業のゴールを子どもの姿で具体的に想定する」ことです。詳細は本編P 5～P 6、解説編P 3～P 4をお読みください。

Q.3 「子どもの声でつくる授業」は子どもたちの発言をつないでいけばいいのですか？

A 「主体的・対話的で深い学び」に向けた質の高い授業を目指し、「子どもの声でつくる授業」という名前を付けました。子どもたちが、問いの解決へ見通しをもったうえで、学びを進めていくことを大切にしてほしいと願っています。

Q.2 各種手法を取り入れれば「子どもの声でつくる授業」になるのですか？

A 何のために各種手法を取り入れるのかが明確になっておらず、手法を行うことが目的となってしまうケースがあります。授業（1単位時間、1単元（題材）の骨組みがねじれていたり、肉付けを急いだりすると、授業全体にひずみが生じ、めざすゴールにたどり着けません。授業の骨組み（身に付けさせたいこと、授業のゴール、目標（めあて）、問い（ねらい・学習課題）、まとめや振り返り等）として一本筋を通すことが大切です。また、肉付け（手法や手段等）ありきにならないよう、まずは骨組みをしっかりさせましょう。肉付けはそれからです。

Q.4 教材研究の第一歩は、教科書会社の指導書（赤本）を読むことだと教えてもらったことがあります。それをすべてやろうと思うと膨大な時間がかかり、子どもたちを混乱させてしまうことがあります。教材研究はどうすればいいのですか？

A 授業づくりの大元は、学習指導要領と各教科等の解説です。そこには授業づくりのカギとなることがたくさん書かれています。子どもたちの実態を一番知っている先生が、子どもたちのことを思い描きながら読むことで、授業の方向が定まっていきます。教科書会社の指導書（赤本）には、たくさんのことが書かれており、惑わされることも多くあります。

Q.5 学習指導要領や解説各教科等の解説は、どこに着目すればいいのでしょうか？

A 学習指導要領や各教科等の解説を読み、全体像を把握することはもちろん大切です。しかし、分厚い冊子を目にすると、ついでが引けることもあるでしょう。まずは、自分が授業しようと思う学年の「目標及び内容」を読んでみるのはいかがでしょうか。全学年からの系統性や、学習の目的やねらい、手段が示されており、授業を構想するうえで大いに参考になります。また、末尾にある「参考資料」には、その教科において育成を目指す資質・能力や枠組み等が分かりやすくまとめてあります。まずはこれらに着目していくと、整合性のある一本筋の通った授業になっていくのではないのでしょうか。

Q.6 要約学習の図式化は、本を読んだり、話を聞いたりするときに使えばいいのですか？

A 図式化は、自分が読んだり聞いたりするときに活用するだけでなく、発表したり、説明したりと自分の考えを誰かに伝える時にも有効です。図式など言葉以外のものも使うと、より分かりやすくなります。

Q.7 子どもをほめるのが苦手で、表面的な言葉を使いがちです。何をほめればいいのですか？

A 価値ある言動をすかさずほめるとは、教師が意図をもってほめることです。それは、付きたい力につながります。付きたい力やゴールの姿をイメージしながら授業を展開し、価値ある言動を意味付け、価値付けしていきましょう。感覚を研ぎ澄ましていないと、価値ある言動を見逃してしまいます。何でもかんでも認めたり、単に見守るだけであったりということではありません。

授業づくりシート

【本編P5】

「付けたい力」を踏まえ、一貫性(整合性)のある授業にするために ↓ で流れを示した。

「子どもの声でつくる授業」を実現するために、授業づくりシートを活用してもらいたい。

これまでであった見取りの欄を整理した。

R8 授業づくりシート～「子どもの声でつくる授業」のために				学校名													
				学年・教科													
				授業者													
付けたい力	○10を単位としてみて、1位数の計算に帰着すること ○繰り下がりのある計算を、ブロック等の具体物や図を活用して考えること(考え方(思考過程)を具体物や図を活用して説明することも含む)																
ゴールにおける期待する姿(具体的に)	○同じ位同士で計算すればいい。 ○引けない時は、10から引くのを使えばいい(1年生既習) ○繰り上がりの逆みたいだ。 ○一の位から計算するのはし算の筆算と同じだ。																
本時のねらい	既習事項を活用し、繰り下がりのある2位数-2位数の筆算の計算の仕方をブロックや絵を用いて考えることができる。																
本時の学習課題(問い、めあて)	8人が筆算に書いて計算しました。間違っているのはどれですか。どうして違いますか。ブロックや絵も使いながら考えよう。																
重点とする場面 (本時において特にポイントにしている場面での想定する具体的な反応等)				展開の概要	時間												
場面	教師の手立て	想定する児童生徒の姿 ※ほめワード(価値付けたい表現)は強調	発揮された児童生徒の姿														
問題提示 (問題提示を見いだす)	1 導入問題の提示 ①12+4 ②19-3 ③9+4 ④18-9 ⑤35+29 ⑥47-15 T:どうやって計算しましたか? 2 復習問題に続けて本時の学習問題 「ひろさんは、47円もっています。18円のチョコレートを買います。のこりはいくらですか。」 T:3人が筆算に書いて計算しました。間違っているのはどれですか。どうして違いますか?ブロックや絵も使いながら考えよう。(学習課題)	・簡単 ・同じ位ごとに計算しました。 ・一の位が引けないときは、十の位から借ります。 ・一の位どうしを足して十になると繰り上げます。		1導入 ・既習問題と本時の学習問題の提示	10分												
	個人で解決	・ワークシート配付 ・根拠の確認のために、ブロック等を活用	・ブロックを使った方が考えやすいかな ・バラが引けないときは10から引けば	2個人で解決 ・ワークシートを活用し、ブロックや絵を用いて、計算の仕方を表現する。	10分												
	<table border="1"> <tr> <td>十一</td> <td>十一</td> <td>十一</td> </tr> <tr> <td>あ 47</td> <td>い 47</td> <td>う 47</td> </tr> <tr> <td>-18</td> <td>-18</td> <td>-18</td> </tr> <tr> <td>39</td> <td>29</td> <td>31</td> </tr> </table>	十一	十一	十一	あ 47	い 47	う 47	-18	-18	-18	39	29	31	「あ」を選択 十の位から1繰り下げているから、答えの十の位の3は2のまま。(繰り下がりが正しく処理しているが、十の位(4-3)の処理ミス)		3話し合い(確かめ) ・間違っている理由を交流し、筆算の計算手順について整理する。 ・理由説明口まブロックや図を活用させる。	15分
十一	十一	十一															
あ 47	い 47	う 47															
-18	-18	-18															
39	29	31															
		「い」を選択 十の位は4-1だから2になるのはまちがいの。(繰り下がりをおぼえている)		4まとめ ・適用問題と振り返りの記入	10分												
		「う」を選択 一の位の引き算がおかしい。逆引いている。															
学び・気付きの活用 自身の担当教科・ 学年の実践では																	

様式 浜田市教育委員会作成(2026.3月改訂)

授業協議までに行うこと

- 各教科等の学習指導要領解説の記述を基に「付けたい力」を捉える
 - 実施する授業の内容について、該当する学習指導要領解説の記述を基にして、児童生徒が身に付けるべき資質・能力(付けたい力)を明確にする。
 - 本時の「付けたい力」を踏まえながら、「ゴールにおける期待する姿」を児童生徒の発言や記述等を基に具体的に想定する。
 - 「付けたい力」や「ゴールにおける期待する姿」から「ねらい(目標)」を考える。その際、何を解決すればよいのかとの見通しを児童生徒が持つことができるように具体化する。「ねらい(目標)」に迫るための解決の方向性(どのような活動を通すのか)も含んだものとなるようにする。
- 教科書でも確認をする
 - 教科書では、「付けたい力」を育成するために、どのような授業構想となっているのかを確認する。
 - 上記を踏まえ、自己の考えた「付けたい力」「ゴールにおける期待する姿」「ねらい(目標)」を再確認する。
- 授業者は「授業づくりシート」を完成させる

※ 授業案協議までに記載する内容は不完全でも構わないが、「付けたい力」と「期待する姿」、そして「ねらい(目標)」「学習課題(問い、めあて)」だけは明確にしておく。

 - 「付けたい力」「ゴールにおける期待する姿」「ねらい(目標)」を基に「学習課題(問い、めあて)」を記述する。

- ② 「付けたい力」「ゴールにおける期待する姿」「ねらい（目標）」「学習課題（問い、めあて）」に一貫性（整合性）があるか再確認する。
- ③ 上記を踏まえ、重点とする場面の「場面」「教師の手立て」「想定する児童生徒の姿」「展開の概要」「時間」についての構想を考え、記載する。
- ④ 「授業づくりシート」を協議参加者へあらかじめ配付する。参加者は目を通しておく。
※ 時間が取れない場合など、授業案協議当日の配付でも差し支えない。

授業案協議の流れ

(1) 授業者からの説明【5分程度】

授業者は「付けたい力」「ゴールにおける期待する姿」「ねらい（目標）」「学習課題（問い、めあて）」やそれに向かうための「教師の手立て」等を簡単に説明する。単元での本時の位置づけも触れておく。

(2) 以下の視点で協議【20～30分】

付けたい力等の一貫性について

- ① 「付けたい力」は明確か。また、「ゴールにおける期待する姿」は具体的か。
 - ・ この単元、この時間だったら、こんな力も付けたいのでは？
 - ② 「付けたい力」や「ゴールにおける期待する姿」を踏まえた「ねらい」となっているか。
 - ・ こんな発言や記述があったら、授業者のねらいは達成ってこと？
 - ・ ねらいに具体性がないのでは？
 - ・ どのような活動を通すのかも入れた方がよいのでは？
 - ③ 「学習課題（問い、めあて）」は適切か。
 - ・ 今の問いだとこんな反応をしそうだから、問い方をこう変えてみたら？
 - ・ 何をすればよいのかとの見通しが持てるように、具体性を持たせたら？
- ※ 「付けたい力」「ゴールにおける期待する姿」「本時のねらい」「本時の学習課題（問い、めあて）」に一貫性（整合性）があるかどうかを確認しながら話し合いを進めることが大切である。
確認ができた段階で、教師の手立て等について協議に進んでいく。

教師の手立て等の授業構想について

- ① 「期待する姿」に向かうために、「教師の手立て」は適切か。
 - ・ こういう反応を引き出したいなら、こんな問い（発問）を入れてみたら？
 - ・ この辺りにつまずきがありそうだから、こんな支援を入れてみたら？
- ② 「授業展開」や「時間配分」は適切か。（必要以上の時間設定ではないか。）
 - ・ ここは個人？ペア？グループ？どれがベスト？本当に必要？
 - ・ この時間を削れば、もう1問できるのでは？

※ 授業者にとって、授業改善の方向性が明確になったかを確認する。新たに迷いが生じた点等があれば共有しておき、授業後の研究協議での視点とすることも考えられる。

※ 参加者に対して模擬授業を実施した後、上記の流れで協議する方法も有効である。

R8 授業づくりシート～「子どもの声でつくる授業」のために				学校名	学年・教科	授業者
付けたい力						
ゴールにおける期待する姿(具体的)						
本時のねらい	既習事項を活用し、繰り下がりのある2位数～2位数の筆算の計算の仕方をブロックや絵を用いて考えることができる。					
本時の学習課題(問い、めあて)						
重点とする場面（本時において特にポイントにしている場面での想定する具体的な反応等）						
場面	教師の手立て	想定する児童生徒の姿 ※採めワード(価値付けたい表現)は強調	発揮された児童生徒の姿	展開の概要	時間	
学び・気づきの活用 自身の担当教科・ 学年の学習では						

横浜 浜田市教育委員会作成(2020.3月改訂)

1 付けたい力を明確にした上で、授業のゴールを子どもの姿で具体的に想定

ねらい（目標）を絞り込み、付けたい力を具体的にすることは、学習活動（「問い、めあて」に深くかかわってくる。付けたい力や授業のゴールを子どもの姿で具体的に明記することによって、授業者が単元や題材のまとめや1単位時間の授業を構想しやすくなる。

<具体例>

【本編P5～P6】

例：小学校第3学年 算数 分数のたし算（本時は計算の仕方を考える時間）

【教科書に示されている問題（本時において児童が取り組む問題）】

$\frac{1}{5}$ Lの麦茶と $\frac{2}{5}$ Lの麦茶を水とうに入れました。あわせて何Lになるでしょうか。

1 小学校学習指導要領解説算数編に、分数のたし算のねらいとして示されている記述

- 分数についても整数と同様に加法及び減法ができることを知り、簡単な場合について、それらの計算ができることを知ることをねらいとしている。
- 単位分数の大きさに着目し、分数でも数を比べたり計算したりできるかどうかを考えたり、計算の意味や仕方を考えたりするとともに、分数を日常生活に生かそうとする態度や能力を高めることもねらいとしている。
- ここで育成される資質・能力は、第4学年の同分母の分数の加法及び減法について、単位分数に着目した計算の仕方などの考察に生かされるものである。

2 付けたい力について

同分母分数の加法の計算の仕方について考えていくためには、【単位分数の考え方をもとにする】ことと【図などを使って考える】ことが**付けたい力**となる。計算方法を考える（理解する）とは、この力を付けること。根拠は以下のとおり。

- 学習指導要領解説算数編における記載を踏まえると、【単位分数】がキーワードとなる。
- 単位分数をもとに考える際には、考え方を図や数直線に表していくことが有効である。単位分数をもとに図や数直線に表して考える力は、次学年以降の学習においても活用していくことになる。
- 上記の【単位分数】及び【分数を図や数直線で表す】については、本時まで学習済み。

3 本時の目標（ねらい）について

(1) 教科書指導書の記載では

- ① 目標：簡単な分数の加法の仕方を理解する。
- ② 評価規準

知識・技能：同分母の分数の加法の意味を理解し、真分数の加法の計算ができる。

思考・判断・表現：同分母の分数の加法の計算のしかたを、既習の計算や分数の意味をもとに図や式などを用いて考えている。

※ 教科書指導書を頼りに①のように設定する。または、②の評価規準の表現を一部変更して目標（ねらい）とすることが多いのが現状ではないか。（否定しているわけではない）

「本時の目標（ねらい）が抽象的である場合、想定した児童・生徒の姿を反映させるなど、**付けたい力をより具体的に**にしていく必要がある。（どんな力を付けていくために、どんな活動を通すのかを明確にする）」と表現しているのは、このような目標（ねらい）のこと（特に①）であり、授業のゴールにおける子どもの姿を具体的に想定することはできず、授業構想も曖昧となる。

(2) ある学校の実践では

ねらい：**単位分数の何こ分かに着目し**、同分母の加法の計算方法を考え表すことができる。

※ 「単位分数の何こ分かに着目」と、ねらいとしている計算方法を考える方向性が絞り込まれるとともに付けたい力として具体化されている。

(3) 改善案として

ねらい：**単位分数の何こ分かに着目し、図や数直線に表すことを通して**、同分母の加法の計算方法を考え表すことができる。

※ 「(付けたい力の) 図や数直線に表すことを通して」を加えることで、より具体的な目標 (ねらい) となると同時に、どのような学習活動を通して考えさせていくのかとの方向性も明確になる。また、授業を公開する際には、参加者が授業者の意図を理解しやすくなる。

2 付けたい力を踏まえた授業構想

【本編 P 6】

(1) 付けたい力と本時のねらい (目標) や学習課題 (問い、めあて) に整合性のある授業
主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善に向かって、授業を構想する段階で踏まえておきたい基本的な事項 (学習指導要領解説 総則編)

小学校学習指導要領解説 総則編 P3 (中学校も P3)

第1章 総説 1 改訂の経緯及び基本方針 (2) 改訂の基本方針

③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

(略)

今回の改訂では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることを示した。

その際、以下の6点に留意して取り組むことが重要である。

ア 児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、既に小・中学校を中心に多くの実践が積み重ねられており、特に義務教育段階はこれまで地道に取り組み蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。

イ 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。

ウ 各教科等において通常行われている学習活動 (言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など) の質を向上させることを主眼とするものであること。

エ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。

オ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。(略) 各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。

カ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。

※ 【提出>9101_教育委員会>02_学校教育課>03_学力向上推進室>子どもの声でつくる授業>R7】

に初等教育資料を中心として、授業改善に係る資料を保存している。

また、全国学力・学習状況調査から、授業者の「深い学び」についての理解が不十分であるとの分析を学力向上推進室では行っている。その時間における「深い学び」とは、児童生徒のどのような姿を目指すのかを授業者は明確にしておく必要がある。以下に、『独立行政法人教職員支援機構 校内研修シリーズ「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて 國學院大學 田村学教授 (現主任視学官)』よりポイントのみを掲載しておく。具体例は動画において子どもの学びの状況を例に説明がされている。

学びが深まった 知識・技能をつなぐ (関連付ける)

【知識・技能】 → 知識・技能が 相互につながる

【思考力・判断力・表現力等】 → 知識・技能が 場面や状況とつながる

【学びに向かう力・人間性等】 → 知識・技能が 目的や価値、手応えとつながる

(2) 浜田市児童生徒の課題解決にもつながる各種手法の導入検討

○ ICT の活用について

【本編P 5】

令和7年度の全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙「5年生(中学校は2年生)までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか」との質問において「ほぼ毎日、週3回以上」と回答した児童生徒の割合は、以下のとおり。

	浜 田 市			島 根 県			全 国		
	R 7	R 6	R 5	R 7	R 6	R 5	R 7	R 6	R 5
小学校	44.7	31.2	51.7	60.8	45.9	43.9	71.7	59.5	62.4
中学校	30.7	34.0	9.1	55.5	40.0	33.8	76.5	66.4	61.1

令和6年度の状況を回答しているので、令和7年度の活用率は上がっていると予測する。しかしながら、浜田市児童生徒は約45%と回答しているが、全国は約70%であり大きな開きがあり課題である。

また、学校間では次のように大きな開きがあり課題である。

- 小学校の学校間の開き(最大値と最小値) **81.8%~8.6%**まで
- 中学校の学校間の開き(最大値と最小値) **75.0%~6.0%**まで

全国と同程度以上は小学校3校、中学校1校であった。

特に課題であるのは、浜田市の学校間による活用状況の差である。一人一台端末を活用した授業を受けた児童生徒が等しく進級・進学できるように、どのような活用形態であれ、まずは授業実践を行うことが必要である。そして、活用が進んでいる場合にはより効果的な活用を目指してほしい。

一人一台端末等を活用した実践例として、文部科学省や他県の実践例を掲載している「実践例等の参考資料」フォルダ及び「浜田市 ICT 活用授業実践例」フォルダを次のところに保存しているので参考にしてほしい。【提出>9101_教育委員会>02_学校教育課>03_学力向上推進室>ICT関係】

また、児童生徒に付けさせたい情報活用能力として、小学校低学年・中学年・高学年・中学生ごとに作成した「情報活用能力一覧表・チェックリスト」フォルダも同様の「ICT関係」フォルダに保存しているので、併せて活用してほしい。

ICT機器を活用した授業実践の広がりを図ることについては、令和5年度の課題を受けて令和6年度、7年度の子どもの声でつくる授業の重点として掲げた。このことに向かい、学校単位で活用の推進を図ったり、指定校の公開授業へ学校を挙げて参加をして研修を行ったりするなど、各学校における活用に向かった取組は充実してきている。したがって、令和8年度も、

- 引き続き授業実践の広がりを図るとともに、活用する段階から児童生徒に付けたい力を実現するためのより効果的な活用を目指す
- 併せて教科書のデジタルコンテンツを十分に生かすことやAIドリルの日常的な活用も目指すこととする。

○ 複線型授業について

【本編P 6】

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る上で有効な指導方法であり、タブレット端末等のICT機器を活用することによって指導効果を高めることができる。この複線型授業について『個別最適で協働的な学びの最前線！子供主体で学びを進める“複線型授業”とは 富山市立芝園小学校』において、次のように東京学芸大学の高橋純教授は解説をし、國香校長が説明を加えている。

【高橋教授】

- 複線型授業とは、子供一人一人が課題を持って、子供一人一人の判断で調べたりまとめたり伝えたりしていき、協働の活動をしたり、適切な場所を選んで学習していく授業。
- 芝園小学校では、3つの指標を大切にしている。

【國香校長】

- 3つの指標とは
 - ・ 学習課題：自分自身が関心をもったことなど、自分で課題を決めていく
 - ・ 学習過程：情報を収集し、整理分類し、まとめ、発信していく
今日はどの段階をするのか自分で決めていく
 - ・ 学習形態：一人で学ぶのか、誰かと学ぶのかを自分で決めていく

- 3つの指標それぞれに、教師は授業前に子供がどの程度自分で決めていくことにするのかを決め、子供自身に決定させるという意識をもって実践する。
- 全ての授業が複線型になるわけではない。学年や教科、単元によって一斉指導を中心とした授業を行っている。

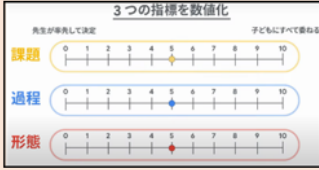
複線型授業とは 「個別最適で協働的な学びの最前線！子供主体で学びを進める“複線型授業”とは 富山市立芝園小学校」より
 解説：東京学芸大学 教育学部教授 高橋純 説明：芝園小学校 校長 國香真紀子
 ※動画の視聴時間は約10分

【高橋教授】

- 複線型授業とは、**子供一人一人が課題を持って、子供一人一人の判断で調べたりまとめたり伝えたりしていき、協働の活動**をしたり、**適切な場所を選んで**学習していく授業。
- 一人一人の多様なニーズ、多様さに対応していく教育を実現していくためには、この**両者を満たすような教室・授業づくりが必要**になってくる。
- 芝園小学校では、**3つの指標を大切に**している。

【國香校長】

- 3つの指標とは
 - ・ **学習課題**：自分自身が興味をもったことなど、**自分で課題を決めていく**
 - ・ **学習過程**：情報を**収集し、整理分類し、まとめ、発信**していく
 →今日は**どの段階をするのか自分で決めていく**
 - ・ **学習形態**：**一人で学ぶのか、誰かと学ぶのかを自分で決めていく**
- 3つの指標それぞれに、教師は授業前に**子供がどの程度自分で決めていくことにするのかを決め、子供に自己決定**させるという意識を持って実践する。
- **全ての授業が複線型になるわけではない**。学年や教科、単元によって一斉指導を中心とした授業を行っている。



【石見小学校 公開授業 本時では… 芝園小学校の3つの指標に当てはめると】 **学習問題共通となると50%かな**

- 学習課題：**学習問題は共通**→問題を解決するための手立て（個々にとっては課題かな）は**示された事例から100%自己選択**
- 学習過程：**全員共通** 取り組む段階に充てる時間は個人によって差はあるものの、**ほぼ0%かな**
- 学習形態：**「今どんなかんじ？シート」も活用し、一人で学ぶのか、誰かと学ぶのかを100%自己決定**

複線型授業では児童生徒自身の選択をどのように行わせるのかを、授業構想を立てる際に授業者は検討することになる。その際の参考として、次のシートも掲載しておく。

複線型授業における「自己選択」

学習問題を設定した後、解決のために追究をする時間において、以下のような選択が考えられる

- **調べ方（資料）を一人一人選択する**
- **調べ方（人数）を一人一人選択する**
- **調べる順番を一人一人選択する**
 学習問題解決の見通し（学習計画）を立てたときに、例えば、調べることが学級全体でA、B、C、Dと決まった後、A、B、C、Dの調べる順番を一人一人が選択する
- **調べる進め方を一人一人選択する**
 上記の場合は、活動時間を4時間とし、1時間ごとにA～Dに関する調べる活動をするが、この場合は、4時間の中でA～Dを調べることになる。4時間の追究時間を保証し、その中で、自分のペースで進めていけることになる。
 ※初等教育資料2024.12月号【社会科における個に応じた指導の充実 文部科学省初等中等教育局教育課程課調査官 小倉勝登】より

⇄ **他教科等における実践** ⇄

「問題解決能力」の育成（学び方を身に付ける必要がある）

- **事象などから問題や疑問などを見いだす力**
- **課題解決方法を考え、問題解決の見通しをもつ力**
- **周囲の人の援助を得ながらできるだけ自力で解決する力**
- **解決した結果や成果に対して自己評価する力**

※指導と評価2024.10月号【自立した学習者を育てる学校・授業のあり方 一般財団法人 総合教育研究所 北俊夫】より

選択例として挙げられているのは、「社会科における個に応じた指導」に掲載されていたのを転記したものであるが、他教科等においても参考になると思う。

複線型授業では、他者参照による指導効果も期待できる。このことについて紹介する。

他者参照のよさ


「個別最適で協動的な学びの最前線！子供主体で学びを進める“複線型授業”とは 富山市立芝園小学校」より
解説：東京学芸大学 教育学部教授 高橋純 説明：芝園小学校 校長 國香貞紀子
※動画の視聴時間は約10分

【高橋教授】

- アウトプットしている様子がリアルタイムにお互いに参照（他者参照）できる。好きなタイミングで、好きなだけ繰り返し見ることが出来る。
- 他者のアイデアからインスピレーションをもらって、さらにより成果をあげることが出来るし、それを見た子供がさらにもっと高いレベルのものをつくっていく。

【國香校長】

- 今までだったら、友達のノートを見に行く必要があった。
- いつでも見られて、途中のものも参照できて、しかも瞬時に自分の席で見ることが出来る。全然スピード感が違う。
- したがって、入ってくる情報量がすごく多い。スピードも速いし、他者参照というのは大きなメリットではないかと思っている。



他者参照をしながら【個人で】【協働して】学ぶ 個人⇨協働⇨個人のサイクルも

ある日の授業を有識者が徹底解剖！個別最適で協動的な学びを目指した『複線型授業』富山市立芝園小学校 より 視聴時間約30分

複線型授業（自由進度学習）の石見小学校5年生の実践は、R6.7.17日付け学力向上推進室だよりNo.102に、**他者参照を中心とした前指定校の美川小学校の実践はR5.12.6付けNo.87で紹介しています。**（提出>学校教育課>学力向上推進室>学力向上推進室だより）
こちらも参考になるとと思います。

複線型授業ではなくても、共同編集機能を活用することにより、「教材との対話」「他者参照（画面上での他者の考えとの対話）」「他者参照の結果による関心のある他者との直接対話」が可能となる。このことにより深まった個々の考えを基にした協動的な学びが活性化され、その学びを踏まえて個々がさらに考えることでより深い学びを実現していくことが可能となる。

このことについて、令和5年度の指定校公開授業を基に、具体例を紹介しておく。

○ 教師の個へのタイムリーな支援が可能に

子どもたちが記入する付箋には氏名が表示される。個々の場所に行きノート等を見なくても、教師用のタブレット端末で個々の学びの状況をリアルタイムで把握し、その子に合ったタイムリーで適切な支援が可能となっていた。また、教師の意図で大型提示装置に映し出される場面や大きさを変更することで、学習者への支援を可能としていた。



○ 教材との自己対話、画面上での他者の考えとの対話が可能に

教材との自己対話は、「1人1台端末ではない環境」においても実践されている。共同編集機能のよさは、他者の学習状況を画面上で確認できること。子どもたちには、教師から「他者の考えを参考にしてもよい」、「気になる考えの人のところへは直接聞きに行ってもよい」こと、が伝えられている。

この子は、授業中の発言は無かった。しかし、自分の考えを付箋に記入する際に、何度も他者の付箋を拡大しながら見ていた。勿論、自己の考えも付箋に記入し、終末には本時の課題に対する考えも記入できていた。



○ 関心のある他者の考えとの直接対話が可能に

他者の考えで納得できない、同じ考えだけけど根拠が違う、自分の考えに自信を持ちたい等、子どもたちの関心に応じて画面上に記されている考えを基に相手を選び、自己の目的に合った直接対話が可能



能になる。

この子は、全体協議を経て、自分の考えを変えようとしていた。自分の考えと違う子のところへ移動し、直接対話をした。相手の説明を聞き「あ〜！」と言葉を発し、自分の席にもどった。この子にとっての「深い学び」が成立した瞬間であった。

3 目指すゴールの姿に向かった授業展開

(1) 提示する学習課題(問い、めあて)の吟味

【本編P6～P7】

子どもの声でつくる授業において「子どもが問いを見いだしたり問いを連続させたりするための工夫」として令和6年度の本編で示した内容を以下に掲載しておくので、問いを吟味する際の参考にしてほしい。

- 子どもたちの発想から生まれた「問い」を「めあて」と同義とする。
- 「問い」として示すのか「めあて」として示すのかについては、各学校の判断にゆだねる。
- 「教材との出合わせ方の工夫」「次時の学習について見通しをもつ取組により問いが連続していくような授業の終わり方の工夫」等により子どもが問いを見いだしたり問いを連続させたりしていくことができるようにする。
 - ・ できるだけ多くの時間を割かずに行うことに配慮する。
- 「問い」を見いだす前後で、「予想する」ことも大切にする。
 - ・ 子どもの予想は「問い」につながり、また、解決に向かった見通しにつながる。
- 子どもたちが取り組んでみたいと思える魅力的な「問い」となるように示し方を工夫する。

例 「大造じいさんの心情の変化が一番よく書かれている文はどちらでしょう。」(5年国語大造じいさんとガン)

「八丈島から、262km離れた富士山は見えるのか？」(中3数学「三平方の定理の利用」)

「豆太は変わったのか。変わっていないのか。」(3年国語モチモチの木)

「問いを見いだす前後で予想する」ことに関して、初等教育資料令和4年9月号に、理科における「問題を見出す力の重要性と可能性」が掲載されている。他教科についても共通する以下のような文章があるので抜粋しておく。

- 「問題」とは「解決すべき内容」と「解決の方向」が明確になったときである。
- 子供が問題を見いだすためには、子供が対象に没頭する教師の意図的な仕掛けや適切な環境構成、情報の整理や共有などの働きかけが必要である。
- 子供の気付きの声は「問題発見」の萌芽であり、私は、問題解決学習の中で問題を発見する能力は、一番大切な能力であると考えている。
- 物事を捉える視点があることで気付きが生まれ、対象と自分との関係性や意味構造を意識化させるのである。子供自らが問題を見いだす上で、「気付き」は欠かせないものと言える。
- 細谷(2020)は、これからの予測困難な時代に必要な力として「与えられた問題を解くことから、自ら能動的に問題を発見すること」の重要性について述べている。まさに「問題を見出す力」がこれからの社会を生き抜く上で、子供たちの礎となることを指摘している。
- 「問題を見いだす力」を身に付けた子供は、AI時代においても必ずや、自分らしい生き方を実現していく自立した大人になると確信している。

また、初等教育資料 令和4年10月号「社会科における主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」では、学習問題(問い)を立てる前後で「予想する」ことが学習問題(問い)につながり、学習への見通しにつながっていくことが示されている。以下に抜粋をしておくが、このことを各教科の授業に当てはめて考えてみると、普通の授業において既に取り組んでいることが理解できるのではないかと思う。また、子どもたちは、学習問題(問い)に出合った際に「学習問題の解決に向けて予想する」こ

とは行っているはずである。しかしながら、主体的な学びを生み出す上での「予想する」ことの意義について、各教科の授業において指導者が意識して実践をしているかという点、疑問もある。

「主体的な学び」の視点から大切にしたいことは、子供たちが学習の見通しをもつことである。学習の見通しをもつとは、子供たちが社会事象と出会い、疑問や予想をもち、学習問題（問い）をつくり、生活経験や既習事項を基に学習問題の解決に向けて予想し、学習計画を立てる、といった「問題解決の見通しをもつ」ことである。

問題解決的な学習において、「学習問題（問い）」が重要な役割を果たしていることは言うまでもないが、**その上で、子供たちが学習問題（問い）を立てる前後で「予想する」こと、この活動を大切にしたい。子供たちは、まず、生活経験や既習事項と結び付けて解決のために予想する。子供自らの予想こそ、学習問題（問い）につながり、学習への見通しにつながっていくのである。**そのためにも、まず、社会事象とどのように出会うかが重要である。その出会いが、子供たちの中に驚きや疑問を生み、主体的な問題解決の始まりとなるからである。さらに、**子供たちが、「学習問題（問い）を把握する」ことや解決のために「予想をする」ことを丁寧に扱うことで、子供による問題解決の見通しにつながる。**

※ 一部を抜粋したものである。この全文が記載されているデータは、【提出>9101_教育委員会>02_学校教育課>03_学力向上推進室>子どもの声でつくる授業>R8】に「R4 問題を見いだす力の重要性と可能性」「R4【社会】主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」として保存している。

○ 選択肢の提示

【本編P 6～P 7】

これまでの授業において「単元を通した問い（学習課題）が設定されることが多くなってきた。その際、児童生徒から複数の問いが出てきた場合は、一つに絞らずに複数の問い（学習課題・めあて）を設定し、個々に自己選択をして取り組むことが考えられる」と示している。このことに関する授業例を紹介しておく。

紹介をする、東京都多摩教育事務所公開の資料は以下のフォルダに保存している。

【提出>9101_教育委員会>02_学校教育課>03_学力向上推進室>ICT関係>研究指定校>R 6年度】

小学校 第4学年

国語「一つの花～場面の様子をくらべて読み、感想を書こう～」

単元の目標（主たる目標のみ抜粋）

登場人物の気持ちの変化や性格、情景について、場面の移り変わりと一緒に付けて具体的に想像することができる。

指導計画（全7時間扱い）

構造と内容の把握	【第1・2時】 <ul style="list-style-type: none"> これまでの物語の学習で学んだことを振り返り、全体で取り組む学習課題（全体課題）を設定し、学習の計画を立てる。 初発の感想を基に自分が決めた学習課題（個人課題）を設定する。 <学習の個性化> 物語の設定を確かめ、内容を捉える。
精査・解釈	【第3～5時】 <ul style="list-style-type: none"> 全体課題「最後の場面に『一つだけ』が出てこないのはなぜか」について、「特別な言葉」に着目したり、戦争中と戦争後の場面を比べたりして考える。 <指導の個別化> 全体課題の解決を生かし、一人一人が個人課題の解決に取り組む。 <学習の個性化>
考えの形成	【第6時】 <ul style="list-style-type: none"> 詳しく読んで考えが変わったところを中心に感想や考えをまとめる。
共有	【第7時】 <ul style="list-style-type: none"> 個人の感想をグループごとに読み合い、互いの考え方や感じ方の違いやよさを見付ける。 <協働的な学び> 学習を振り返るとともに、読書の幅を広げる。

中学校 第1学年

社会 地理的分野「世界各地の人々の生活と環境」

単元の目標 (主たる目標のみ抜粋)

世界各地の人々の生活と環境について、よりよい社会の実現を視野にそこで見られる課題を主体的に追究しようとする態度を養う。

指導計画 (全 10 時間扱い)

課題把握	【第1時】 ○ 世界各地の日本と異なる生活の様子が見られる資料から、問いを見いだしたり予想を立てたりして、単元の学習の見通しをもつ。
課題追究 情報収集	【第2～6時】 ○ 世界各地の自然環境の影響を受けた生活、社会環境の変化に伴う生活の変容及び宗教の影響を受けた生活等について、各自が異なる方法で必要な情報を収集し、読み取った情報から、人々の生活の特色を考察する。 <指導の個別化>
課題解決 考察・構想 まとめ	【第7・8時】 ○ 調べたことを基にグループで話し合い、世界各地における人々の生活の特色やその変容の理由について考察するとともに、3D地図を使って「バーチャルツアー」としてまとめ、表現する。 <協働的な学び>
新たな課題 振り返り	【第9・10時】 ○ 学習したことを生かし、世界各地の人々の生活や環境について、新たな課題を見だし、追究しようとする。 <学習の個性化>

選択による問いの魅力化

本編P 6では、児童生徒から学習課題(問い、めあて)が複数出てきた場合について述べているが、算数・数学アドバイザーの前田教授は、問いの例として「(図と2つの式を示して)この図にぴったり合う式はどちらでしょう」も挙げている。この授業の様子及びの指導・講評を「学力向上推進室だよりNo.109」より抜粋して紹介する。

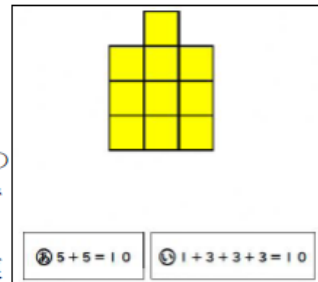
10/11 長浜小学校 1年算数「3つのかずのたしざん、ひきざん」

○ねらい

10を多面的に捉えて、式に表したり式を読んだりすることができる。

○概要

10個の正方形を並べた図に「ぴったりあう式」を選んだり、正方形の数を求める式に「ぴったりあう図」を選んだりする授業でした。導入で右の図を示し、「この図にぴったりあう式」がどちらかを考え、対話によって明らかにすることで、本時の見通しを持たせました。その後、複数の図を提示し、それぞれの図にあう式を選んだり、式にあう図を選んだりする活動を行いました。その中で、「どれとも結びつけることができない図(解なし)」について、なぜ結べないのかを議論したり、図を隠して式にあう図をブロックでつくる活動をしたり、子どもの思考を深める様々な工夫がされていました。最後は、図にぴったりあう式を自分でつくる(できた児童は複数つくる)活動で、本時の学習内容の理解を確認しました。「子どもの声でつくる授業」の重点的な取組「価値ある活動を『たくさんやる』」の象徴的な授業でした。



◆前田教授による指導・講評から

①「ぴったりあう」をどう理解させるか

『「ぴったりあう」とはこういうことです』と、言葉を言葉で説明してもなかなか理解できない。本時における「ぴったりあう」を理解させる最大の手立ては、図や式の選択肢。「たくさんやる」中で、トライ&エラーを繰り返しながら少しずつ「ぴったり」を理解させる授業だった。

➡ 苦手な子どもたちに理解させようとするとき、教師が丁寧に説明したり、他の子どもに説明させたりする場面は、よくあると思います。もちろんそれ自体は大切なことですが、説明を繰り返すことで子どもたちが活動する時間が少なくなり、たった1～2問で1時間が終わってしまうということはないでしょうか? 「最初は間違っても当然。段々分かってくればいい。」という考え方も改めて大切にすると感じました。

前田教授は、問いに関わって「隠す・見えなくする（見えにくくする）」を提唱している。このことに関する実践を「学力向上推進室だよりNo.114」から抜粋して紹介をする。

11/13 周布小学校 2年算数「かけ算九九づくり」

○ねらい
 まとまりに着目して乗法を用いたチョコレートの数の求め方を考え、図や式、言葉で表現することができる。

○概要
 導入で、「チョコレートは全部で何個あるでしょうか？」と問いかけ、右の図①→図②と、図を隠しながら少しずつ提示していきました。児童は自然と「 $5 \times 1 = 5$ 」「 $5 \times 2 = 10$ 」と九九を口ずさんだり、「たぶん全部で40個だ。だって $5 \times 8 = 40$ だもん！」と隠れた部分を推測したりしていました。（前田教授は講評で、こうした提示の仕方は、数学的な見方を引き出すための手立てとして、高く評価しておられました。）

図の全体を提示した後、「 $5 \times 4 = 20$ 」（図①の段階で出てきた考え）から分割して求める方法を全体で確認しました。異なる分割の仕方については、教師が式を提示し「先生はどこで線を引いたでしょう？」と問いかけ、児童に式を読み取らせることで確認しました。

出てきにくい補完の考え方を引き出すために、授業者は新しい図（図③）を、最初と同様に少しずつ提示しました。新たな図を用いることで、「●をかけば $5 \times 8 = 40$ で…」など、児童は自然と補完の考え方で数を求めています。

最後に練習問題を各自で取り組み、学んだ見方・考え方を使えるかを確認しました。

(2) 深い学びに向かった話し合いのコーディネート

【本編P7】

- 何のために話し合いを行うのか、話し合いのゴールを明らかにしてから活動に入る。
 - ・ ペアやグループにおける話し合いは、考えを深めるためにある。ペアやグループでの活動が単に個々の考えを伝えるだけの活動とならないように配慮する。
- 話し合う視点（何を論点とするのか）を示し、その時間の授業で目指しているゴールに向かった深い学びとなるようにする。
- 話し合いのコーディネートをやる際、授業者には次のような配慮（例）が必要となる。
 - ・ 子ども対教師の1対1の関係とならないように、子どもの考えを「つなぐ」こと。
 - ・ 出された考えが視覚化されている場合には、説明を求める必要がない場合がほとんどであることを踏まえる。子どもからの質問や比較検討に向かった取組を実施する。話し合いやその後の活動時間確保にもつながる。
 - ・ 考えを出した子ではなく、他の子どもに説明を求める（確認する）ことも大切にする。
 - ・ 周囲の子が説明できる状況であるにもかかわらず教師が説明をしている場面が多いことも自覚する。教師の説明は必要な場面を見極めて行う。
 - ・ 子どもが自分の言葉で語る授業を大切にする。
- 話し手に対して、「○○を見て（見せながら）」「ここまでは分かった？」等、自己の考えを分かりやすく伝えたり、聞いてもらえるように促したりする指導を行う。
- 聞き手に対して、「なぜ」「分からない」「もう一度」「なるほど」といった声が出るような話し合いの実現を目指すように指導する。
- 話し手、聞き手への指導については、日々の授業の中で取組のよさを評価しながら、子ども自身が意識できるようにする。
- 話し合いにおける教師の問いかけ例（発言等を受けての学級全体への問いかけ）
 - ・ 考えを深め、広げる
 考えたところまでの発言を受け、続きを他の子どもが発言するように働きかける。「同じです」

と言う子に「同じでもいいから言ってごらん」と発言を促す。「だって…」 「でも…」 と自分の考えと比較しながら話すことができるようにしていく。

・ **表現の置き換え・関連付け**

図のみ：「○○さんは、どう考えてこの図をかいたのかな？」、式のみ：「○○さんの式は何を意味しているのかな？ どう考えたのかな？」、言葉のみ：「○○さんの説明を図で表すと？」

・ **誤答への共感の場の設定**：「○○さんは、どう考えてその式や考えを出したのかな？」

また、前田教授が模擬授業をした際の問いかけ（発問）例を「学力向上推進室だよりNo.105」から抜粋して紹介しておく。

対話的な学び×たくさんやる～前田教授による模擬授業から～

前田教授の模擬授業（5年「単位量当たりの大きさ」の導入）では、話し合う場面を短時間で何度も設定されました。

その意図として、前田教授は、次の2点をおっしゃっておられました。

(1) 同じテンポで進むと子どもの意欲は低下する。変化をつけるため。

(2) 本時は単元の最初。単位量当たりの考えが完成するはずがない。

いろいろな単位量を考えながら洗練されていけばよい。だからこそ本時はみんなで考える。

また、話し合う内容（発問）は、次の2種類のいずれかでした。

ねらいが明確な発問だと感じました。

○ 選択肢から選ぶなど、答え方がはっきりした発問

例：「同じ仲間に入れていい？ダメ？」

○ 他者の考えを読み取る発問

例：「なんであの子は仲間に入れていいと思っていると思う？」

話し合う場面を短時間で何度も設定されたことで、分からないことを聞いたりグループで確認したりしながら進んでいくので、苦手な子どもでも授業についていける手立てだと感じました。「たくさんやる」というと「問題」をイメージしがちですが、こうした「対話」もたくさんやることで考えを深めることにもつながっていくと思います。

② **言葉以外の表現方法の活用に関わって**

言葉以外の表現方法については、自分の考えをもつ段階で取り組んでいることがほとんどである。したがって、この「自分の考えをもつ」段階における留意事項についても併せて掲載しておく。

○ 理由・根拠を大切にし、このことを踏まえて解決について表現（音声言語、文章、式、図等）する習慣が身に付くようにする。このためには、以下の取組も大切となる。

○ 問いを解決するために必要な情報を見付け、整理して考え、相手に分かりやすい表現で説明（様々な表現方法で）をするための取組を行う。

・ 別の言い方をすれば、問いを解決していくために、目的をもって読み（解決のための情報を見付ける）表現する力を育てる営みを大切にする。

・ 協調学習で取り組んでいる「知識構成型ジグソー法」や「要約学習」は、上記の力を育成する手法として有効であると考えている。

○ 自力解決の時間は、必ずしも問題を解決済みにする時間ではないとの子どもたちと共通理解をしておく。「たくさんやる」ことは、このことの解決につながる。

・ 自力解決のために設定した時間を安易に延長しない。

・ 「分からない」「途中まで」「新たな疑問」を認め、話し合いの場面も含めて授業像を共有することが必要。

(3) 価値ある言動の意図的称賛

【本編P7】

○ **隠す、見えなくする（見えにくくする）、ほめる**

1 隠す・見えなくする（見えにくくする）工夫を

「分からせよう、見せよう」とすると、子どもは「見ようとしなくなる」⇒「見えない」

↓ 目につきやすいものほど見えにくい (ただの風景になってしまう)

「隠す、見えなくする」と、子どもは「見ようとする」⇒「見えてくる」

隠すというのは、問いを生み出すための仕掛けです。小5算数「混み具合」の授業を例に挙げてみます。(この例は、学力向上推進室が示したものです)

問：「Aの部屋には5人いる。Bの部屋には6人いる。どちらの部屋が混んでいますか？」

C1：「5人より6人の方が多から、6人の方が混んでいるんじゃないの？」

C2：「でも、6人の部屋の方が広ければ、5人の部屋の方が混んでいることもあるんじゃない？」

C3：「もし、5人の部屋が5畳だったとしたら、6人の部屋は6畳で、同じ1人あたり畳1枚分になる。」

C4：「部屋の大きさとか関係なく、みんなが1か所に集まっている方が混んでいるんじゃないの？」

(以下続く)

教科書では、部屋の大きさと人数が与えられて考えていきます。しかし、あえて部屋の大きさを隠すことによって、子どもたちは「もし、〇〇だったら●●だろう」というように、隠された条件をあれこれ推測しながら考察していきます。最初から与えられていると、案外子どもたちは注目しないのかもしれませんが。これが隠すことによる効果なのだと思います。

2 たくさんやらせる

・「やる やる やる」…手で学ぶことを重要視 (操作的な活動、今でいう数学的活動も含む)

⇒ 話し合うことの前に、何をやらせるかを考えてみましょう

例：導入部分での既習事項の確認においても

× 長方形の面積の求め方は？ → 「縦×横です」

○ 昨日やった方法で解いてみましょう → 問題を数問解く

解き方を説明させて「縦×横」で求められることを確認

・子どもたちは「やりたい」…先生の話は聞きたくない。1時間でたくさん活動をさせる。

子どもが話すと前を向く。先生が話すとき下を向く。

・「やってみる ⇒ 話し合う ⇒ やってみる」…このサイクルを授業の中につくりだす。

⇒ 話し合い、言葉によるまとめで終わらせないようにしましょう。

例：この求め方でいいんだね。では、〇〇でやってみよう。

※ 「たくさんやらせる」ことについて「学力向上推進室だよりNo.76」を例に具体例を紹介します。

主な学習活動	予想される児童の反応 (・)	教師の支援 (○) 評価規準 (★)
1 問題を解く		
① 50+14		○①～③では既習の筆算のまきりである位を揃えることをおさえる。
② 500+140		○③④では教師が意図的に間違えて右端に揃えて筆算を書くことによって、位同士を計算しなければいけないことをおさえる。
③ 5+14		
・5や14ばかり出てきているよ		
・5は一の位だから1の上じゃだめだよ		
④ 500+14		
・(④の問題)④もそうだよね14の1は十の位だから5の下じゃおかしいよ		
・同じ位同士を計算しなきゃいけないね		○小数の筆算は整数の筆算と同じように計算するとよことをおさえる。
⑤ 0.5+1.4		
・同じ位同士を計算したらいいのかわ		
・整数と同じように考えたらいいのかわ		
⑥ 5+1.4		
・え？		
・5だけ？小数がない		
・5は1の上？4の上？		
・整数と同じように考えられるのかわ		

学習活動と児童の反応 (・)	教師の支援 (●) と評価
1. 複数の問題と出会う。	●複数の問題を提示することにより、「(1)は7個だ。」のような児童の自然なつぶやきを生み、学習への関心を引き出すようにする。
(1) あめを2こもっています。友だちから5こもらいました。あめは、合わせて何こになりますか。	●全ての問題を提示した後、「2×5になるお話はどれ？」と発問することで、本時の学習の方向性が分かるようにする。
(2) あめを1人2こずつ、5人にくばります。あめは、ぜんぶで何こいらいますか。	●複数の問題から、2×5になる問題を選ぶ思考を通して、選んだ理由や選ばなかった理由を問うことで、児童同士の対話のきっかけを作るようにする。
(3) あめを2人に、5こずつくばります。あめは、ぜんぶで何こいらいますか。	●選ばなかった問題についても、理由を板書したり、図式化したりして児童の考えを可視化して残す。
(4) あめを5こもっています。友だちから2こあげました。あめは、何ここっていますか。	●(2)(3)のように「1つ分の数」と「いくつ分の数」の順番を入れ替えた問題文を提示するこ

導入で扱う問題量としては「多いなあ！」という印象をもたれるのではないのでしょうか。前時の学習の流れを振り返り、本時の学習問題に出会うという展開ではなく、前田教授の「たくさんやらせる」ことへの指導を踏まえ、既習の問題を複数解きながら、本時の学習内容への方向付けも行う

れています。

資料1の導入の工夫として、前田教授は「よてもよかった。既習問題を何問かやって、本時の問題というパターンが多い。この授業では同じ位同士（計算原理の再確認）として問題の量、出題順、問題数が検討されている。」とコメントされています。また、①～⑤までの解決活動の中での発問として「どこがだめなの？」「なぜだめなの？」を繰り返す。この発問こそが、本時の「同じ位同士を計算する」につながることもコメントされています。

紙面の都合で掲載していませんが、資料1では適用問題として10問（本時合計16問）、資料2ではワークシートに3問、教科書を活用した4問（本時合計11問）を用意されています。45分の授業時間で、学習問題として提示した1問だけを考察して終了ということもそれなりにあるのではないかと思います。たくさん問題にあたるという意識で授業を構想してみてもいいのではないでしょうか。前田教授は「複数の問題を提示する際は、【量、数値、提示する順序】が大切である」と指摘されました。両校での講義の中でも、このことについてグループで話し合ってみる時間を設定されました。「この問題は無くてもよかったのではないか」「順番はこの順も考えられる」など、新しいアイデアが出されました。事前の指導案検討等においても、こうした視点で話し合ってみることも大切であると思います。力を付けるには、多くの問題にあたる必要があります。

「隠す」又は本時の学習への方向付け

授業の導入で既習事項を活用しながら問題を解くことで、資料1では「⑥の問題を本時の中心問題とし、小数第一位までの加減法の理解」を、資料2では「 $(2/3)$ は両方とも 2×5 の式ではいけないのか」という教師の問いかけを手掛かりに、問題場面を式や図に表す」ことを目指すための方向付けを行っています。

資料2では乗法に関わる授業であるにもかかわらず、加法や減法を用いる場面が取り上げてあります。このことには2つの意味があります。一つは本時のポイントである乗法を見えにくくすること（知的に困らせる。見えにくくすると見ようとする。）、今一つは乗法以外の場面を取り上げることで、乗法をより際立たせる（乗法とは、「一つ分の数 \times いくつ分＝全体の数」）ことができ、子どもたちの判断の根拠とすることができます。

3 ほめて価値付ける

→ 「やったこと」をほめましょう

先生がたくさんほめる授業がなかなかない。

やったことをほめる。算数の活動をほめないといけない。

（こういうと「叱ってはいけない」と誤解をされそうだが、そうではない。叱るときは叱る。）

例：「ほめ言葉の訓練」 → 授業場面以外でもほめられるようになった

→ 保護者の学校へのクレームが減った → 学力が上がった

○価値ある言動をすかさずほめる

【本編P7】

付けたい力を明確にして目標（ねらい）を具体的に設定したり、解決の方向性を明確にして問いを設定したりする授業構想によって、価値ある言動が具体的に授業者にイメージされ、すかさずほめることにつながる。

目標（ねらい）と課題の設定について

目標を絞り、具体的かつ単純明快にすることで数学的活動が決まる（活動の迷いもなくなる）。本時の場合、数えた結果（何個）よりも数え方（かけ算の式）に目を向けさせたい。そうすると課題も「何個ある？」よりも「どんなかけ算の式が見える？」の方がその目標に迫りやすいと思う。

授業改善3つの柱のうち、「ほめる」が簡単そうで難しいのはなぜか。内容（数学的な見方・考え方）の部分でほめようとしたときに、目標（ねらい）が明確でないとタイムリーにほめられないからである。

「ほめる」を徹底したことで学力が大幅に向上した例もある。ゆえに、目標を絞り、それを具体的かつ単純明快にすることは、非常に大切なことである。

授業づくりシートにある「付けたい力」や「想定する児童生徒の力 ほめワード（価値付けたい表現）」

の欄も活用しながら、価値ある言動をすかさずほめることを実践してもらいたい。

4 子どもの姿を基にした授業改善につながる研究協議について

【本編P 7】

子どもの姿を基にした仮説検証型の研究協議は定着してきた。また、ICT や思考ツールの活用などの協議方法の工夫も広がってきている。引き続き、「授業づくりシートを活用しながら、以下のことも踏まえて研究協議を充実させていく。

1 公開授業前の授業者の取組

本解説編P 1～2を参考にして作成し、授業が始まる前に、「授業づくりシート」を参加者に配付する。その際、参加者に説明をする時間を設定し、実現したい子どもの姿が共有できるようにする。時間がなければ、配付のみでも構わない。

2 公開授業時

○ 授業開始後は、見取りをする場面に沿って、授業者が記入した子どもの姿と比較しながら、実際に見取った子どもの学びの姿を「発揮された児童生徒の姿」欄に記入する。

その際、「〇〇さんは～」、「〇〇グループでは△△の発言から□□さんが～をし、～となっていった」等、協議の際に固有名詞を使いながら学びの様子が再現できるように記入するように心がける。（見取り視点例：「授業者が想定していたこんな対話や思考が見られた」、「想定になかったこんなよい対話や思考が見られた」、「想定になかったこんなつまずきの対話や思考が見られた」等）

また、想定する児童生徒の姿欄に記載されている「ほめワード（価値付けたい表現）」を基に、授業者の「ほめ行動」についても、その状況を記入しておく。

3 授業研究会における協議の進め方

(1) 協議①

○ 事前にグループ分けされた者で、見取った子どもの姿（場合によっては抽出者）を出し合い共有する。ここでは、子どもの学びの姿について見取ったことだけを交流する。授業の改善点については、次の段階で協議する。

大切なのは、授業者が「想定」した子どもの姿と、授業場面における実際の学びの姿とを比較しながらコメントをすること。以下は、コメントの視点。

「どんな点で期待や想定どおりの姿が見られたか」、「どんな点で期待や想定を超える姿が見られたか」、「どんな点で想定になかったつまずき等が見られたか」

○ 授業者が想定した「ほめワード（価値付けたい表現）」についての取組状況についても上記のコメントの視点に準じて見取ったことを交流する。

(2) 協議②

協議①で挙げられた子どもの姿を根拠にして、授業の進め方について協議を進め、成果と課題を明らかにしていく。

成果については、授業者のどのような取組が成果に結びついたのかを明らかにしていく。課題については、その改善策を示すことができるように協議を進める。

例：「こんな対話や思考が見られたので、こんな問い、資料、支援等の工夫ができると、よりこんな対話や思考につながるのではないか」等、子どもの姿が見えるようにまとめる。

※ グループ分けを行い、それぞれのグループが観点を一つに絞った協議を行うのは、授業での子どもの姿を十分に語り合った後、改善案まで協議を進めるため。

(3) 全体協議：グループでの協議内容を共有し深める

① 各グループでの協議について発表を行い、共有する。その際、大切にしたいのは改善策について提案をする。

② グループから提案のあった改善策について、全体で再協議を行い、より具体的な改善策案となるようにしていく。

(4) 授業者の振り返り

子どもの学びの事実や協議を踏まえて、次の授業づくりに生かせそうな気づきを発言する。

(5) 参加者の振り返り

自分の次の授業構想や具体的な子どもへの支援に生かせそうな気づきについて、授業づくりシートの「学び・気づき（自身の授業改善の具体的な方法は？）」欄に記入し、この欄を切り取って提出する。研究主任等は提出されたシートを自校の研究推進に活用する。

個別の説明は省略するが、上記の(1)～(3)の実践例として「学力向上推進室だよりNo.116」で紹介した「第三中学校の研究体制～強化を超えたチームをつくり、研究授業で学び合い～」を基にして掲載しておく。

第三中学校では、各自の目標ごとに5種類6つのチーム（「思考を深める〇〇【対話／ICT活用など】」）をつくって授業改善に取り組んでおられます。本時の研究授業に向けても、このチームごとに、

- ① 事前協議で授業者の想定を基に、見取りを担当する生徒の学びを想定
- ② 実際の授業で生徒の学びを見取る（端末をもって見学しながら）
- ③ 研究協議で成果や改善案を考える（端末を活用して）
- ④ 自分自身の授業でどのように活かしていくのかを考える

※ これらを全てICT（Padlet：下図）で共有することで、全員の考えが視覚化される。

①事前協議で
子どもの学び
を想定し入力

②授業での子どもの学びを記録
※端末をもって見学しながら

③授業の成果や改善案

④自身の授業に
どのように活かすか
を言語化

チームごとに3つのセクションに入力

授業づくりは学級集団づくりとセットになった授業づくり

【本編P7】

令和3年3月に出された「学習指導要領の趣旨の実現に向けた 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する 参考資料」のP17で、学級づくり及び学級活動について次のように指摘している。

「協働的な学び」の効果を高めるには、学級経営を充実し、児童生徒が違いを認めて協力し合える学級づくりを進めることが必要です。例えば、学級活動（ホームルーム活動）で行われる合意形成の活動は、他の教科等での学習の質の向上にも有効であることを念頭に学級経営を充実することなどが考えられます。

1 特別活動について

「小学校学習指導要領解説 特別活動編 4章 指導計画の作成と内容の取扱い 第2章 第2節 内容の取扱いについての配慮事項」には、次のように示してある。 ※下線等の強調は学力向上推進室による

特別活動の目標に明示されているように、「自発的、実践的な活動」を行うことは、特別活動のすべての内容に共通している。その上で、「自発的、自治的な活動」は、「自主的、実践的」であることに加えて、目的をもって編制された集団において、児童が自ら課題等を見だし、その解決方法などについての合意形成を図り、協力して目標を達成していくものである。児童の自発的、自治的な活動の特質としている内容は、学級活動「(1) 学級や学校における生活づくりへの参画」、児童会活動、クラブ活動である。

(略)

自発的、自治的な活動は、特別活動固有の特質である。なかでも学級活動「(1) 学級や学校における生活づくりへの参画」は、特別活動における自発的、自治的な活動の基本となるものである。

(後略)

以下、自治的な活動を重視する授業づくりについて、再び【「小学校教育課程実践講座 特別活動 ぎょうせい】から引用して紹介する。ここには、「学級やグループでの話し合いなどの活動で自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」への取組のヒントがある。

2 自治的な活動を重視する学級活動(1)の授業づくりについて

(1) 教師の意図的なかわりのもとで議題を選定する

議題を設定する際の提案理由を考えることも大切である。提案理由は、学級会において考えをまとめる際の判断基準にもなる。提案理由には、学級目標の内容と関連させ、現状の問題点（今、こうなっている）、考えられる解決の方策（こうすることで）、解決後のイメージ（こうしたい、こうなりたい）を設定できるように繰り返し指導したい。

(2) 学級会での話し合い活動の充実を図る

学級活動(1)では学級会を基本として話し合い活動が展開される。学級会では、自分の意見を大切にすることが必要である。その際、なぜその意見を大切にしているのか理由を明らかにして、意見を伝えるようにさせたい。

また、自分の意見と同様に他者の意見も大切にできるように指導する。話し合い活動は「聞き合い」から始まると言われるように「相手の意見を聞くことは、相手を尊重すること」と、自分と異なる意見や少数意見も尊重できるように指導をしたい。

そして、安易な多数決で決定することがないように議論を尽くし、折り合いをつけて集団としての意見をまとめることの大切さを理解したり、合意形成を図っていくための手段や方法を身に付けたりすることができるようにしたい。そのためには、指導する教師自身も「条件付き賛成」「折衷案の作成」などの多様な決定方法について理解しておく必要がある。

(3) 一連の学習過程を意識し指導をする

「問題の発見」→「解決方法の話し合い」→「解決方法の決定」→「決めたことの実践」→「振り返り」の学習過程を大切にするように指導する。話し合っただけで決まったことは学級全体で共通理解し、協力して実践し、振り返りを行う。一連の学習過程を意識させ指導を繰り返すなかで、児童の自治的能力が育成される。

さらに、学級会の計画委員会を輪番にして、児童が役割を経験することも重要である。役割を果たすなかで主体的に思考・判断・表現し、自己有用感を育むことができる。また、その責任を果たそうとする過程自体も、自治的能力を育成することにもなる。

このことを踏まえ、学級活動(1)を実施しながら学級集団づくりを行っていく。

年度初めに行う「学級目標」を教師の適切な導きの下で子どもたちと共に決定し、その学級目標実現のための方策を決めていくことは、学級自治の第一歩となることも踏まえておく。

R8 授業づくりシート～「子どもの声でつくる授業」のために		学校名	
		学年・教科 授業者	
付けたい力	<ul style="list-style-type: none"> ○10を単位としてみて、1位数の計算に帰着すること ○「付けたい力」を「既習事項を活用」している具体的な言動を記述 ○踏まえ、一貫性(整合性)のあるものにする 	<p>学習指導要領解説の記述を基にして、育成したい力(資質・能力)を明記</p> <p>「既習事項を活用」している具体的な言動を記述(本例の場合)</p> <p>「計算の仕方を考える」「計算の仕方を考え、記述</p>	
ゴールにおける期待する姿(具体的に)			
本時のねらい			
本時の学習課題(問い、めあて)	<p>引き算であることを明らかにした後)</p> <p>3人が筆算に書いて計算しました。見よう</p> <p>何を解決すればよいかとの見通しが持てるように具体化する。そして、解決の方向性(どのような活動を通すのか)への見通しも持てるようなものにしていく</p>		
重点とする場面(本時において特に)			
場面	<p>教師の手立て</p> <p>1 導入問題の提示 ①12+4 ②19-8 ③9+4 ④18-9 ⑤35+29 ⑥47-15 T: どうやって計算しましたか? 2 既習問題に帰して本時の学習問題 「ひろごさんは、47円もっています。18円のチョコレートを買います。のこりはいくらですか。」 T: 3人が筆算にかいて計算しました。間違っているのはどれですか。どうしてちがいますか? ブロックや絵も使いたらないから考えよう。(学習課題)</p>	<p>発揮された児童生徒の姿</p> <p>想定した反応の中で、授業中にほめたい(価値付けたい)表現を下記等々で強調。価値付けることで、そのよさ(考え方や取組)が全体に波及する。</p> <p>想定する児童生徒の姿 ※ほめワード(価値付けたい表現)は強調</p> <p>・簡単 ・同じ位ごとに計算しました。 ・一の位が引けないときは、十の位から借ります。 ・一の位どうしを足して十になると繰り上げます。 ・ブロックを使った方が考えやすいかな ・バラが引けないときは10から引けば</p> <p>「あ」を選択 十の位から1繰り下げているから、答えの十の位の3は2のほらず。(繰り下がりが正しく処理しているが、十の位(4→3)の処理ミス) 「い」を選択 十の位は4-1だから2になるのはまちがいの。(繰り下がりをおかしている) 「う」を選択 一の位の引き算がおかしい。繰り下げている。</p>	<p>展開の概要</p> <p>1 導入 ・既習問題と本時の学習問題の提示</p> <p>2 個人で解決 ・ワークシートを活用し、ブロックや絵を用いて、計算の仕方を表現する。</p> <p>3 話し合い(確かめ) ・間違っている理由を交流し、筆算の計算手順について整理する。 ・理由説明にはブロックや図を活用させる。</p> <p>4 まとめ ・適用問題と振り返りの記入</p> <p>時間</p> <p>10分</p> <p>10分</p> <p>15分</p> <p>10分</p>
個人で解決	<p>ワークシート配付</p> <p>根拠の確認のために、ブロック等を活用</p>		
学び・気づきの活用 自身の担当教科・学年の実践では	協議の終末において、協議内容や改善案を踏まえて、今後の自分自身の授業に取り入れていく実践内容を考え記述		

様式 浜田市教育委員会作成(2026.3月改訂)

「授業づくりシート」のデータは、【提出】教育委員会・学校教育課・学力向上推進室→子ども声でつくる授業【R7】に③授業づくりシートとして保存。

令和7年度 小中連携教育の目標値と推移(%)

2026.01.14 浜田市教育委員会 学力向上推進室

	項目	年度	2020 R2 【現状値】	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	R8 【目標値】	R2と R8の差
①生活習慣づくり	平日に1日あたり2時間以上テレビゲームをする子どもの割合	小	51.3	55.8	○ 51.6	52.4	55.6	◎◎ 47.2	50.0	-1.3
		中	43.8	◎ 37.2	◎○ 49.3	◎○ 40.6	44.2	66.2	42.0	-1.8
	平日に学校の授業時間以外に、1日あたり1時間以上勉強をする子どもの割合	小	63.5	49.6	○ 49.1	○ 51.5	47.2	○ 50.7	65.0	1.5
		中	51.4	46.8	○ 42.6	○ 46.6	○ 46.9	30.8	65.0	13.6
③学校不適応変化に対応	家で自分で計画を立てて勉強をしている子どもの割合	小	65.4	58.0	○ 65.0	○ 65.1	本年度 設問なし		70.0	4.6
		中	62.5	○ 67.4	○ 62.3	○ 63.3	52.2	70.0	7.5	
	将来の夢や目標をもっていると思う子どもの割合	小	79.3	76.3	○ 76.8	○ 81.2	79.8	73.2	89.3	10.0
		中	70.6	63.3	○ 68.7	66.4	○ 67.3	55.5	80.6	10.0
④ふるさとを愛し誇りをもつ	自分には良いところがあると思う子どもの割合	小	62.9	68.1	63.1	○ 66.7	○ 76.3	72.9	80.0	17.1
		中	60.9	65.3	○ 72.1	68.9	◎○ 83.1	74.6	80.0	19.1
	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあると思う子どもの割合	小	45.7	36.1	○ 40.2	○ 40.8	◎○ 74.9	◎ 59.1	55.7	10.0
		中	32.7	37.5	36.4	34.8	◎○ 77.5	◎ 44.1	42.7	10.0
総合的な学習の時間に、集めた情報を課題に沿って整理して考え、発表する学習に取り組んでいると思う子どもの割合	小	57.5	49.9	○ 59.6	57.6	◎○ 75.9	66.2	67.5	10.0	
	中	66.7	70.0	62.3	65.5	◎○ 85.3	69.6	76.7	10.0	

令和5年度より令和6年度まで、県学力調査結果の数値として評価してきた。
令和7年度より浜田市独自調査結果の数値として評価をすることにした。

◎は、目標値達成
○は、昨年度より向上

小中連携教育の目標値と推移(%) 令和7年度独自調査中学校区別

2026.01.14 学力向上推進室

項目	2020 R2 【現状値】	中学校区別							R8 【目標値】		
		市全体	一中	二中	三中	浜田 栗中	金城 中	旭中		弥栄 中	三隅 中
①生活習慣 づくり	小	47.2	63.7 (42.2)	66.0 (36.9)	58.5 (50.8)	50.5 (46.2)	◎ 31.3 (26.8)	○ 51.4 (55.0)	50.0 (33.3)	73.5 (39.1)	50.0
	中	66.2									42.0
②生活習慣 づくり	小	50.7	36.3 (43.7)	33.0 (61.9)	◎ 42.4 (31.1)	39.8 (50.5)	42.2 (68.3)	20.0 (20.0)	40.0 (50.0)	23.5 (27.5)	65.0
	中	30.8									65.0
	小	65.4	57.0 (67.5)	55.3 (76.2)	○ 62.7 (59.6)	52.7 (61.5)	○ 64.1 (58.5)	45.7 (80.0)	60.0 (66.7)	○ 61.8 (52.2)	70.0
	中	62.5									70.0
③学校不適 応変化に対 応	小	79.3	51.1 (70.9)	71.3 (79.8)	○ 74.6 (67.8)	○ 65.6 (62.6)	68.8 (80.5)	60.0 (82.5)	60.0 (77.8)	52.9 (63.8)	89.3
	中	70.6									80.6
	小	62.9	79.3 (69.9)	67.0 (79.8)	○ 77.1 (68.3)	○ 67.7 (58.2)	○ 75.0 (75.6)	68.6 (75.0)	○◎ 90.0 (72.2)	○ 73.5 (65.2)	80.0
	中	60.9									80.0
④ふるさと を愛し誇り をもつ	小	45.7	43.7 (47.1)	51.1 (41.7)	○◎ 64.4 (35.0)	○ 36.6 (33.0)	◎◎ 62.5 (58.5)	40.0 (65.0)	◎◎ 90.0 (44.4)	◎ 58.8 (34.8)	55.7
	中	32.7									42.7
	小	57.5	68.2 (68.9)	59.6 (65.5)	○ 69.5 (50.3)	○ 65.6 (71.4)	◎◎ 79.7 (78.0)	68.6 (80.0)	◎◎ 90.0 (61.1)	○ 61.8 (49.3)	67.5
	中	66.7									76.7

令和5年度より令和6年度まで、県学力調査結果の数値として評価をしてきた。

令和7年度より浜田市独自調査結果の数値として評価をすることにした。

対象学年を小5・中2としているのは、しまねの学力育成推進プランとの整合性を図ったため。

○は前回調査より改善、◎は目標値を達成したことを表す。

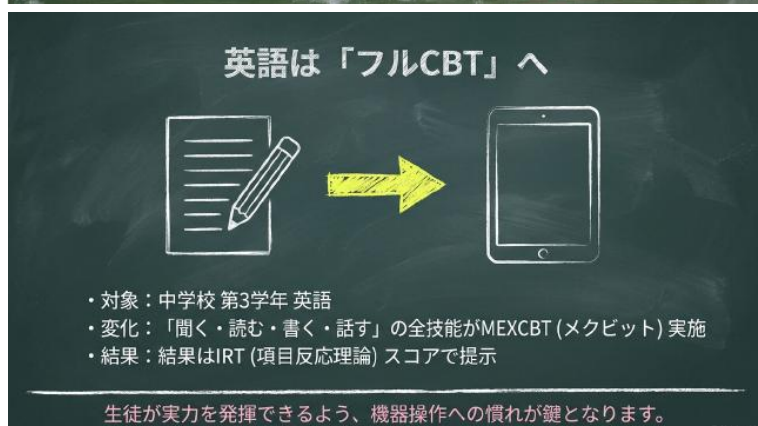
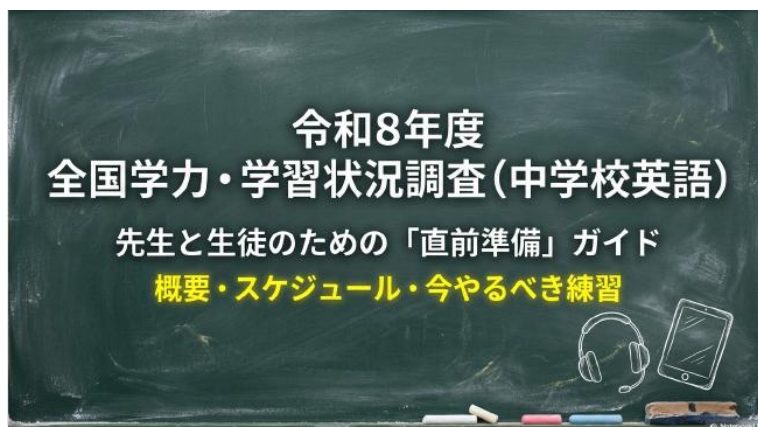
各校区の括弧内の数値は、前年度の数値を表す。

第2回全国学力・学習状況調査(中学校英語)合同準備会

2026.03.11(水) 15:00~16:30

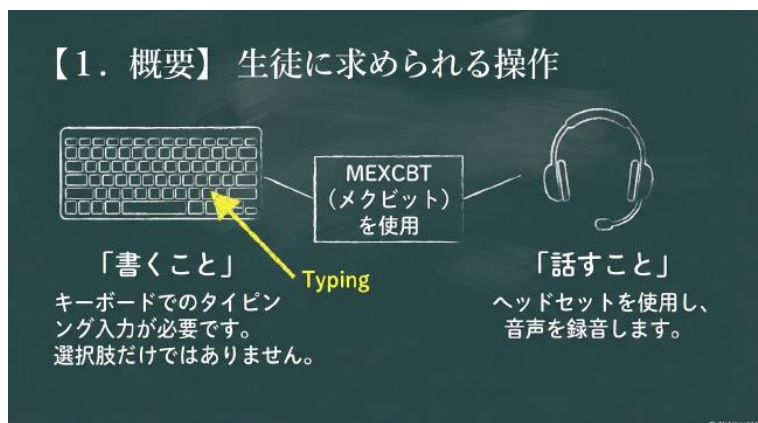
浜田市立第三中学校会議室

資料は松江市教育委員会より提供していただきました。

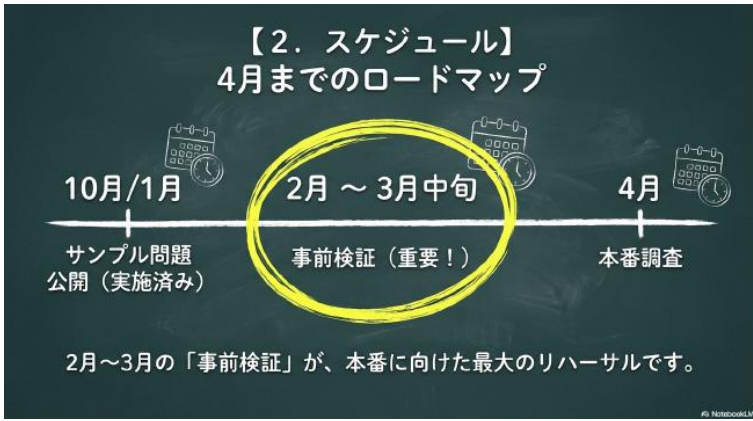


【1. 概要】
実施日程を確認しましょう

英語「聞く・読む・書く」+ 生徒質問紙	4月20日(月)~23日(木) ※この期間で指定された日
英語「話すこと」	4月28日(火)~5月29日(金) (期間内実施校の場合)
国語・数学	4月23日(木)



学校名	
名前	
○△×	チェック項目
	令和8年度全国学力・学習状況調査の概要を理解した。
	調査日までのスケジュールを理解した。
	自校の調査日が決定している。
	国語(PBT 冊子による筆記方式) 月 日() : ~ :
	数学(PBT 冊子による筆記方式) 月 日() : ~ :
	英語「聞く・読む・書く」 (CBT MEXCBT:オンライン) 月 日() : ~ :
	英語「話すこと」 (CBT MEXCBT:オンライン) 月 日() : ~ :
	生徒質問 (CBT MEXCBT:オンライン) 月 日() : ~ :
	学校質問 (MEXCBT:オンライン) 月 日() : ~ :
	MEXCBTに必要な機器を理解した。



【3. 今やっておくべきこと】 3つの準備

- 事前検証の実施 (MEXCBT接続・操作確認)
- 機器の確認 (ヘッドセット・配置)
- スキルの練習 (タイピング・スピーキング)

生徒が「英語以外の部分」でつまづかないように、準備を進めましょう。

①事前検証 (リハーサル) を行う

- 対象：全中学校の全生徒 (現・中学2年生)
- 時期：2月～3月中旬の希望日 (原則)
- 内容：MEXCBT「事前検証用プログラム」を実施 (「書くこと」1問、「話すこと」1問を抜粋)
- 目的：ネットワーク負荷と、一連の操作 (ログイン～回答送信) の確認

事前検証のポイント

Login → Answer → Upload

- 本番と同じ環境で：4月の本番で使用予定の端末・ネットワークを使用してください。
- 本番と同じグループ分けで：一斉アクセスによる負荷を確認するため、本番と同様のローテーションで行うことが推奨されます。
- 確認事項：
 - 画像・動画が表示されるか (フィルタリング確認)
 - 録音データがアップロードできるか

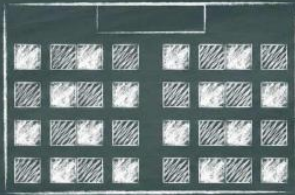
○△×	チェック項目
	キーボード 現有数 2年生生徒数 人 キーボード 個
	ヘッドセット 現有数 2年生生徒数 人 ヘッドセット 個
	学校外で実施する生徒 いる いない
	関係機関との打ち合わせ した これから
	事前検証(リハーサル) した これから
	困ったことや問題点 ある ない
	ネットワークの問題点 ある ない
	一連の操作の問題点 ログイン～回答送信 ある ない
	本番と同じ環境での問題点 ある ない
	本番と同じローテーション での問題点 ある ない
	画像・動画での問題点 ある ない
	録音データのアップロード での問題点 ある ない
	ICT支援員と連携を図っている。
	現2年生の全生徒でリハーサルを行った。

② 機器の確認 (ヘッドセット)



- ・数：生徒数の 1/3 以上が必要です (グループ分け実施のため)。
- ・動作：マイク・ヘッドフォン端子 (4極) が使用できるか確認してください。
- ・生徒への指導：音量調節やマイクの位置 (息がかからないように) を生徒自身が調整できるように練習させます。

② 「話すこと」実施時の座席配置



分散着席のイメージ

- ・隣の生徒の声を拾わないよう、可能な限り座席を離します (市松模様など)。
- ・待機場所 (別教室など) の動線もシミュレーションしておきましょう。

③ スキルの練習 (タイピング)



- 「書くこと」では、英文をキーボードで入力します。
- ・普段の授業や英語学習ソフトで「英文入力」に慣れさせる。
 - ・大文字・小文字の切り替え、ピリオドやクエスチョンマークの入力。
 - ・重要：タブレットのソフトウェアキーボードを使う場合は、画面の半分が隠れることへの慣れも必要です。

③ スキルの練習 (スピーキング)



- ・録音の確認：自分の声を録音し、それを「再生」して確認する操作に慣れる。
- ・タイミング：開始音の後に話し始め、時間内に収める練習。
- ・沈黙：周りが話していても、自分のペースで話す集中力。

	当日の待機場所から調査会場への移動をシミュレーションした。
	生徒は、令和8年度全国学力・学習状況調査の概要を理解した。
	生徒は、調査日までのスケジュールを理解した。
	生徒は、調査日当日のスケジュールを理解した。
	生徒は、ヘッドセットの使い方を理解した。
	生徒は、話すことの「分散着席」を理解した。
	生徒は、「書くこと」は英文キーボードで行うことを理解した。 半角入力 等
	生徒は、英文入力に慣れている。
	生徒は、大文字・小文字の切り替えができる。
	生徒は、ピリオドやクエスチョンマークの入力ができる。
	生徒は、自分の声を録音することができる。
	生徒は、自分で録音したものを再生して確認できる。
	生徒は、スピーキングを開始音の後に始めることができる。
	生徒は、時間内に収めることができる。
	生徒は、周りが話していても、自分のペースで話すことができる(沈黙)
	サンプル問題を行った。 行った 行っていない 1回 2回 3回 4回 5回以上

令和 8 年 3 月 16 日 教育委員会定例会員会資料 スポーツ振興課
--

サン・ビレッジ浜田アイススケート場に係る住民訴訟について

標記における訴訟の概要等について下記のとおり報告します。

記

1 事件名 本年度予算執行差止等請求事件

2 訴訟概要

令和 5 年度に市が三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に委託したサン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務に関連する訴訟

3 請求趣旨

- (1) 被告は、当時の市長に対し、金 2,876 円及びこれに対する令和 6 年 1 月 10 日から支払い済みまで年 3 分の割合による金員を請求せよ。
- (2) 被告は、浜田市が株式会社エブリプランとの間で締結したサン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能転用に関する基本計画策定業務委託に係る業務委託契約に関し、一切の公金の支出をしてはならない。

4 提訴された年月日

- (1) 訴状 令和 7 年 9 月 4 日
(市に訴状が届いた送達日：令和 7 年 9 月 24 日)
- (2) 訴状訂正申立書 令和 7 年 11 月 17 日
(市に訴状訂正申立書が届いた送達日：令和 7 年 11 月 27 日)

5 対応の状況

浜田市の顧問弁護士に委任

6 弁護士費用の着手金

454,300 円 (税込み)

全額、予備費を充用し支払いを行った。

第 84 回国民スポーツ大会競技会場の整備について

令和 12 年に開催予定の第 84 回国民スポーツ大会競技会場について、大会後の利活用を見据えつつ、競技施設基準を満たし、安全安心な大会が行えるよう、令和 9 年度から 10 年度の 2 か年にわたり施設整備を行います。

施設整備に係る総事業費は概算で 13 億円程度を見込んでおり、各施設の整備概要は以下のとおりです。

なお、令和 8 年度に実施設計を行いますので、それに伴い事業費は変更となります。

1 サッカー（成年女子・少年男子・少年女子）

(1) 浜田市陸上競技場

概算事業費 416 百万円

	項目	整備内容
1	競技エリア整備	競技施設基準を満たしつつ、大会後の利活用のため、フィールドの天然芝張替、縁石等の改修を行う。
2	スタンドベンチ改修	観客の安全確保のため、スタンドベンチ全席を更新する。
3	スタンド屋根改修	観客の安全確保のため、スタンド屋根の補強工事を行う。
4	スロープ改修	車いすの動線確保のため、スロープの改修を行う。
5	室内トイレ改修	選手・役員等の利便性を向上するため、洋式(UD化)に改修を行う。

(2) 三隅中央公園陸上競技場

概算事業費 129 百万円

	項目	整備内容
1	競技エリア整備	競技施設基準を満たすため、フィールドの天然芝及び縁石等の改修を行う。
2	室内トイレ改修	選手・役員等の利便性を向上するため、洋式(UD化)に改修を行う。

(3) サン・ビレッジ浜田スポーツ広場

概算事業費 318 百万円

	項目	整備内容
1	競技エリア整備	競技施設基準を満たすため、人工芝の張替を行う。
2	フェンス整備	選手の安全確保のため、フィールド外周のフェンスの更新を行う。
3	点字ブロック改修	選手・観客の安全確保のため、点字ブロックの改修を行う。
4	屋外トイレ新設	選手・役員等の利便性を向上するため、屋外トイレを移転・新設する。

2 軟式野球（成年男子）

(1) 浜田市野球場

概算事業費 134 百万円

	項目	整備内容
1	競技エリア整備	安全な競技運営のため、内外野のグラウンド整備、バックネットの改修を行い、危険個所（コンクリートや金属蓋）にはラバーの敷設を行う。
2	シャワー室改修	競技施設基準を満たすため、シャワー室の改修を行う。
3	スロープ改修	車いすの動線確保のため、スロープの改修を行う。
4	スタンド改修	観客の安全確保のため、スタンド劣化部分の改修を行う。
5	室内トイレ整備	選手・役員等の利便性を向上するため、3カ所に分散しているトイレをスタンド下の1カ所に集約し、UDに対応したトイレを設置する。

(2) 三隅中央公園市民野球場

概算事業費 168 百万円

	項目	整備内容
1	競技エリア整備	安全な競技運営のため、内外野のグラウンド整備、バックネットや外野フェンス、ファールポールの改修を行い、危険個所（コンクリートや金属蓋）にはラバーの敷設を行う。
2	スタンド改修	観客の安全確保のため、スタンド劣化部分の改修を行う。
3	屋外トイレ改修	選手・役員等の利便性を向上するため、洋式（UD化）に改修及び床面剥離部分の補修を行う。

3 競技会場実施設計 概算事業費 135 百万円

※施設整備にあたっては、社会資本整備総合交付金都市公園事業（国庫補助金）、過疎対策事業債（地方債）、第84回国民スポーツ大会市町村競技施設整備費補助金（県補助金）等を活用し、市の財政負担の低減を図ります。

令和 8 年 3 月 16 日 教育委員会定例会資料 文化振興課
--

浜田市資料館運営協議会委員の委嘱について

浜田市資料館運営協議会委員の委嘱については、浜田市資料館運営協議会条例（平成 17 年浜田市条例 324 号）の規定により、次のとおり委嘱します。

No.	氏 名	区 分	備 考
1	浅沼 政誌	民 俗	継 続
2	阿部 志朗	教 育	新 規
3	川田 英樹	教 育	継 続
4	寺尾 堂	美 術	継 続
5	中上 明	教 育	継 続
6	仲野 義文	歴 史	継 続

（参考）定数：学識経験者 10 人以内

任期：令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（2 年）

浜田市近世史料集 / 刊行記念講演会

「濱田町中屋敷數年貢納帳」に見る

浜田町人地の姿

3/28[土] PM 1:30 ~ 3:30 [開場PM 1:00]

場所/浜田市立中央図書館 研修室
(浜田市黒川町3748番地1)

内容/報告①鍵本俊朗「史料の概要と当時の行政系統」
(浜田市教育委員会 市誌編纂室専門員)

報告②藤田大輔「浜田町人地の構造」
(浜田市教育委員会 文化振興課文化財係長)

料金/無料

申込/不要

お問い合わせ先

浜田市教育委員会 文化振興課

TEL 0855-25-9731

主催:浜田市教育委員会 協力:近世古文書研究会

濱田町中屋敷數年貢納帳



浜田城下町絵図(町人地部分)